

担当者メモ

# 栄典事務担当者メモ

令和2年7月

国税庁人事課考査係

# 目 次

<b>I 栄典の概要</b>	
1 栄典の種類	
(1) 勲章	1
(2) 褒章	2
(3) 勲章と褒章の相違	2
(4) 位階	3
2 発令の区分等による分類	
(1) 生存者叙勲	4
(2) 死亡叙勲	4
(3) 褒章と遺族追賞	4
(4) 叙位	4
3 推薦基準	
(1) 春秋叙勲の推薦基準	6
(2) 褒章の推薦基準	7
4 栄典が授与されない者	8
<b>II 春秋叙勲・褒章の事務</b>	
1 日程	10
2 手続き	11
3 候補者の選考に当たって特に留意すべき事項	13
4 遺族追賞	14
5 再叙勲等	15
<b>III 高齢者叙勲の事務</b>	
1 概要	17
2 対象者	17
3 日程	17
4 手続き	18
<b>IV 死亡叙位・叙勲の事務</b>	
1 概要	20
2 対象者	20
3 日程	20
4 手続き	21
5 注意事項	22
<b>V 元職員における叙勲対象者管理の方法</b>	23

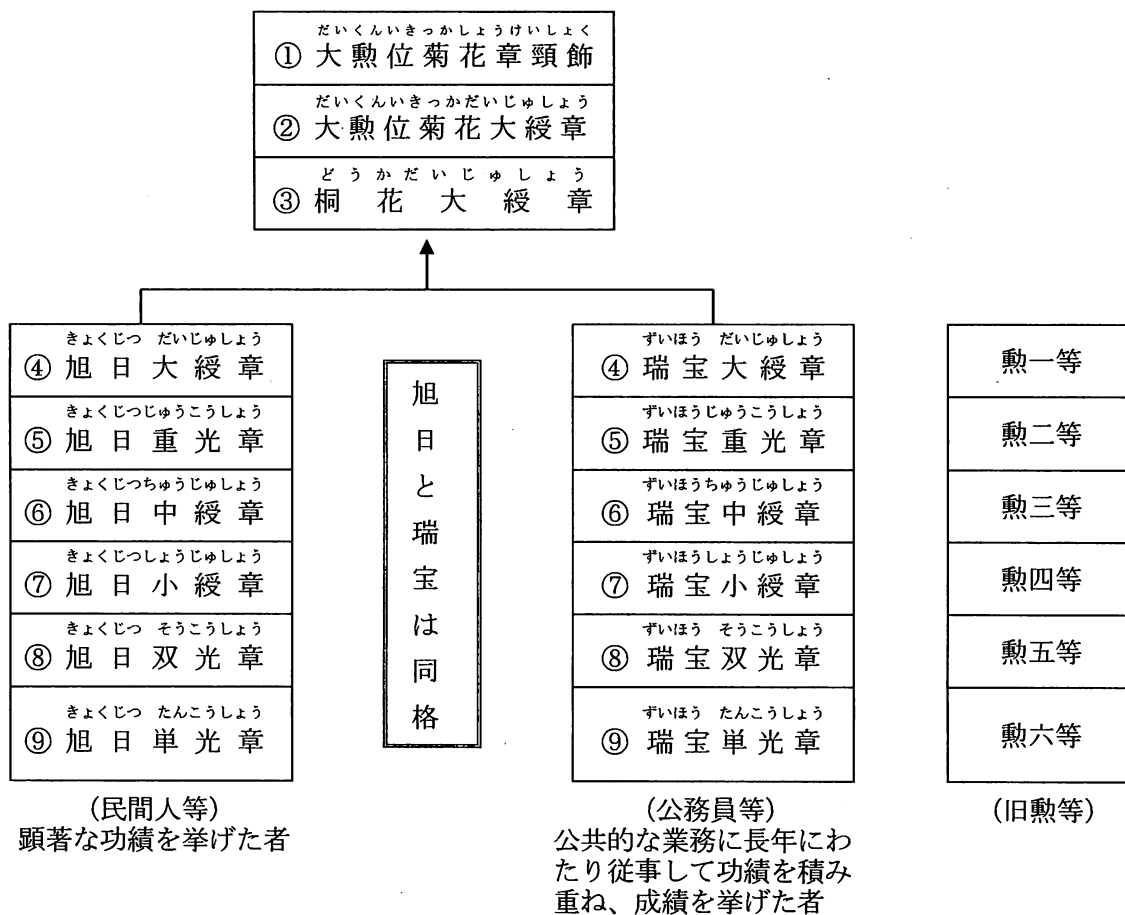
# I 栄典の概要

## 1 栄典の種類

栄典は大別して、勲章、褒章、位階の3種類がある。

### (1) 勲章

勲章は、国家又は公共に対し功労のある者を広く対象として、その功労の質的な違いに応じて、旭日章又は瑞宝章が授与される。



(注1) 平成15年5月20日閣議決定により「勲章の授与基準」が見直され、旭日章及び瑞宝章は、功労の質的な違いに応じた別種類の勲章となり、男女に共通して授与されることとなった。

なお、勲七等及び勲八等は、平成13年より運用が行われていないため、廃止された。

(注2) 上記の勲章以外に、銀杯（菊紋）又は木杯（菊紋）を贈与することがある。

(注3) 叙勲に関する事務は内閣府賞勲局が所管している。

## (2) 褒章

褒章は、その分野ごとの功績に対して授与されており、次のものがある。

種 別	賜 与 対 象
こうじゅ ほうしょう ○紅 綬 褒 章	自己の危難を顧みず人命の救助に尽力した者
りょくじゅほうしょう ○緑 綬 褒 章	長年にわたり社会に奉仕する活動に従事し顕著な実績を挙げた者
おうじゅ ほうしょう ○黄 綬 褒 章	業務に精励し他の模範となるような事績を有する者
し じゅ ほうしょう ○紫 綬 褒 章	科学技術分野における発明・発見や学術・芸術分野における優れた業績を挙げた者
らんじゅ ほうしょう ○藍 綬 褒 章	産業の振興、社会福祉の増進等に優れた業績を挙げた者又は公共の事務に尽力した者
こんじゅ ほうしょう 紺 綬 褒 章	公益のため私財を寄附した者

(注1) 2度以上同種の褒章を授与すべき場合は、褒章に代え、<sup>しよくはん</sup>飾版を授与する。

(注2) 褒章(紺綬褒章を除く。)を授与されるべき者が死亡した場合は、その遺族に銀杯(桐紋)を授与する。

(注3) 褒章を授与されるべき者が団体である場合には、褒章に代え<sup>ほうじょう</sup>褒状を授与する。

(注4) 紺綬褒章を授与されるべき者が死亡した場合は、その遺族に褒状又は木杯(桐紋)を授与する。

(注5) 紺綬褒章には木杯(桐紋)を併せて授与することがある。

(注6) ○印は春秋2回発令されるもの。

(注7) 褒章に関する事務は、内閣府賞勲局が所管している。

## (3) 勲章と褒章の相違

勲章は、その者の全生涯における功績を顕彰するのに対し、褒章は、特定の分野における功績を顕彰するものである。

#### (4) 位階

位階は、位階令（大正 15 年勅令第 325 号）により定められ、正従各 8 階の 16 階に区分されている。

位階は、現在、死亡者に対してのみ運用されている。

区 分	読み方	区 分	読み方
正一位	しょう いちい	正五位	しょう ごい
従一位	じゅ いちい	従五位	じゅ ごい
正二位	しょう にい	正六位	しょう ろくい
従二位	じゅ にい	従六位	じゅ ろくい
正三位	しょう さんみ	正七位	しょう しちい
従三位	じゅ さんみ	従七位	じゅ しちい
正四位	しょう しい	正八位	しょう はちい
従四位	じゅ しい	従八位	じゅ はちい

(注 1) 位階は、元来、宮中における席次を表すものであった。

(注 2) 位階に関する事務は、内閣府大臣官房人事課で所管している。

## 2 発令の区分等による分類

### (1) 生存者叙勲

生存者叙勲は、生存している者を対象として行うものであり、主として次のようなものがある。

#### イ 春秋叙勲

70歳以上の生存者を対象として行われる者であり、春（4月29日）、秋（11月3日）の2回発令され、各回おおむね4,000名程度を目途としている。

#### ロ 高齢者叙勲

88歳（米寿）になった者について発令されるものであり、春秋叙勲によっていまだ叙勲されていない功労者に対して行われる。

高齢者叙勲の発令日は毎月1日であり、前月2日から発令日までに満88歳に達した者について発令される。

#### ハ 緊急叙勲

緊急叙勲とは、風水害、地震、火災その他非常災害に際し、身命の危険を冒して、被害の最大防止援助等に努め、顕著な功績を挙げた者、その他、特に顕著な功績を挙げて、緊急に勲章を授与することが必要な者を対象とする叙勲である。

過去の例としては、伊勢湾台風の来襲に際し、最後まで職場にあって、一般の人々の避難誘導の電話連絡に当たった電話交換手に叙勲が授与された例などがある。

なお、国税庁関係での例はない。

### (2) 死亡叙勲

死亡叙勲は、国家又は公共に対し功労のあった者が死亡した場合に、その功労に鑑み、春秋叙勲とは別に行われるものである。

発令日は、生前最後の日（死亡日）とされており、生前に勲章が授与されているように擬制されている。

したがって、その手続期間も死亡の日から30日以内に閣議決定・裁可の手続を完了させるよう制限が課せられている。

### (3) 褒章と遺族追賞

褒章は、生存者に対し、春（4月29日）、秋（11月3日）に発令され、各回おおむね800名を目途に発令されるが、

遺族追賞は、褒章の基準（年齢を除く）を満たしている者が死亡した場合に、その遺族に対して銀杯又は木杯若しくは褒状を授与して、死亡者を追賞するものであり、死亡の日から3か月以内の月の最終閣議に付されることとなる。実際の取り扱い上は、褒章推薦中に死亡した場合に限られている。


### (4) 叙位

叙位は、既に叙勲されている者又は叙勲基準に該当している者が死亡した場合に発令されるものであり、手続は死亡叙勲と同様である。ただし、叙勲を受けた者で

も叙位の基準を満たしていないケースもあり、その場合においては推薦対象外となるため留意すること。

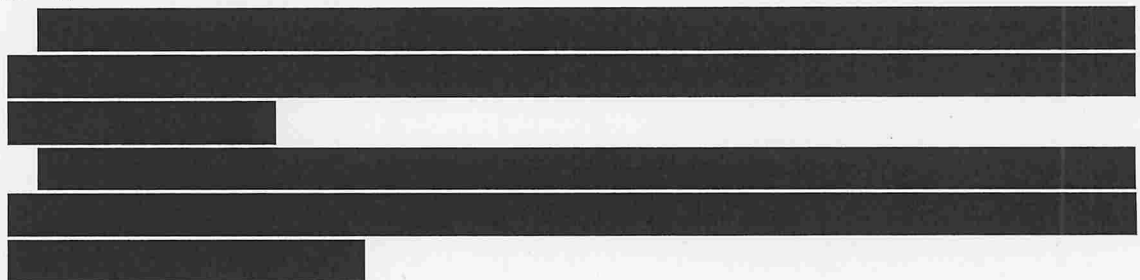
### 3 推薦基準

#### (1) 春秋叙勲の推薦基準

	年 齡	
元 職 員	70 歳以上	
納 税	70 歳以上	
税 理 士	70 歳以上	
酒 類 業	70 歳以上	
二 類 分 野	70 歳以上	

(注) 褒章受章者は受章後 5 年を経過していること。

(参考)



(2) 褒章の推薦基準

		年 齢
納 税	藍 綬	60歳以上
	黄 綬	60歳以上
税 理 士	藍 綬	60歳以上
	黄 綬	60歳以上
酒 類 業	藍 綬	60歳以上
	黄 綬	60歳以上
杜 氏	黄 綬	60歳以上

(注) 公務員歴による褒章はないが、元職員で上記の基準に該当する場合には褒章が授与される。

#### 4 栄典が授与されない者

栄典の受章に当たっては、過去に行った行為や置かれた社会的立場など、その者に關する全般にわたり他から非難されるものであってはならない。

栄典を授与するにふさわしくない者について、授与を差し控えるかどうかの判断は個々の候補者についてそれぞれ判断するものであるが、次に掲げる場合は原則として栄典の授与は行わないものとして取り扱う。

- (1) 候補者自身又は候補者の關係する法人が、
  - イ 警察官若しくは検察官等による取調べを受けてその処分が未定の場合又は刑事訴訟係属中である場合
  - ロ 刑罰又は反社会性の強い行為を行うことによって重加算税の賦課、許認可等の取消し、登録の抹消、業務の停止等の行政処分を受けて一定期間を経過していない場合
  - ハ 公正取引委員会による調査を受けてその処分が未定の場合、審理が係属中である場合、審決等を受けて一定期間経過していない場合
  - ニ 公害、人身事故等の問題が存し、補償その他の措置が修了していない場合

(注)

- (2) 候補者の親族又は候補者の指揮監督下にある者が、候補者又はその關係する法人等のために行った行為に關し警察官等による取調べを受けている場合、刑事訴訟が係属中である場合又は刑罰を受けて一定期間経過していない場合
- (3) 候補者が關係する企業等について、公害、人身事故等の問題が存し、補償その他の措置が修了していない場合
- (4) 自殺、遭難等、社会的に迷惑をかけるような死亡原因がある場合
- (5) 候補者又は關係法人が破産、倒産した場合
- (6) その他栄典を授与するにふさわしくない行為があった場合
  - イ 過去に所属した団体等について、マスコミ等による不祥事等の報道があった場合には、地域での風評や關係者の感情等を考慮して、受章時期及び栄典授与の可否についても慎重に検討する。
  - ロ 人身事故発生後、一定の期間が経過した場合であっても、死亡人身事故等の重大な事故であった場合には、栄典が授与されない場合がある。

(7)

[Redacted]

(注)

[Redacted]

(8) 税務行政事務功労の候補者について

イ 懲戒処分（免職・停職・減給・戒告）を受けていた場合には推薦しない。

[Redacted]

[Redacted]

(注)

[Redacted]

ロ

[Redacted] 文官分限令 11-1-4（兵役）による休職、 [Redacted]

(注)

[Redacted]

## II 春秋叙勲・褒章の事務

### 1 日程

		春叙勲	秋叙勲	褒章
8月	上旬	栄典候補者推薦指示文書の発遣（庁→局）		
	下旬	関係民間団体役員名簿等の提出（局→庁）		
9月	上旬	推薦予定数の連絡（庁→局）		
	中旬	事前連絡分の書類提出 （局→庁）		
10月	中旬	候補者名簿・推薦書類提出（局→庁）		
11月		賞勲局局議（事前分）		
	上旬	推薦書類の提出 （庁→省）		
12月	26日	推薦書類の提出 （省→賞勲局）		
1月	中旬	賞勲局ヒアリング		
	下旬	↓		
2月	上旬	賞勲局局議		候補者名簿の提出 事前連絡分の書類提出 推薦書類の提出 （局→庁）
	中旬	↓ ↓ ↓	事前連絡分の書類提出 推薦書類の提出 （局→庁）	
3月	中旬	内 示		
4月	中旬			推薦書類の提出 （庁→省） 賞勲局局議（事前分）
	29日	発 令		
5月	15日			推薦書類の提出 （省→賞勲局）
	中旬	勲章伝達式	推薦書類の提出 （庁→省）	
	下旬		賞勲局局議（事前分）	
6月	上旬			賞勲局ヒアリング
	30日		推薦書類の提出 （省→賞勲局）	↓ ↓
7月			賞勲局ヒアリング	賞勲局局議
8月			賞勲局局議	
9月	上旬			内 示
	中旬		内 示	
11月	3日		発 令	発 令
	中旬		勲章・褒章伝達式	

## 2 手続き

### (1) 関係民間団体役員名簿等の提出

叙勲推薦予定者の把握及び管理のために作成する。

当該名簿に掲載の者から春秋叙勲、褒章の候補者を選考する。

### (2) 事前連絡分書類の提出

次に該当する候補者については、賞勲局に連絡する必要があることから事前に必要書類を提出する。

- ① 旭日（瑞宝）大綬章を希望する候補者
- ② 新しい分野の候補者
- ③ 過去において、賞勲局へ書類提出後取り下げ又は辞退等をしたことのある候補者（内示後辞退又は取り下げした場合は、原則として3年間は推薦不可）
- ④ 再叙勲を希望する候補者
- ⑤ 栄典の受章環境について検討を要する候補者

人事課・主管課で把握している情報のみならず、インターネット等で、過去の報道の状況等を確認する。

※ 候補者又は主宰する法人が刑罰を受けた場合、警察等の取り調べを受けた場合、重加算税を賦課された場合、独禁法に基づく調査、審決、命令等を受けた場合、許認可取消、営業停止等の行政処分を受けた場合、懲戒処分を受けた場合、法人等の経営状況に問題がある場合（著しい赤字の累積がある等）、暴力団員との関係が疑われる場合、争訟が見込まれる当事者である等が該当する。

- ⑥ その他（基準や先例に照らし問題があると思われるもの等）

（注）事前連絡漏れによって推薦できない場合もあるので、事前連絡の要否の判断は早めに行い、くれぐれも連絡漏れのないように注意する。

### (3) 上申書類の提出

次の書類を別添の作成要領に従い作成し、庁へ提出する。

- ・候補者名簿
- ・審査票
- ・功績調書
- ・履歴書
- ・刑罰等調書
- ・戸籍抄本
- ・その他必要書類（団体規模調等）

### (4) 庁における審査等

各局の候補者について、庁において推薦書類の審査、候補者の全国的な調整を行った後、財務省秘書課へ推薦書類を提出する。

推薦書類は省での審査の後、賞勲局へ提出される。

(5) ヒアリングに対する対応

各候補者の書類、功績の内容について省から賞勲局に説明する。  
ヒアリング前後に、内容の照会や追加資料等の提出を求められることがあるが、回答期限が短いため、迅速に対応すること。

(6) 内示

賞勲局からの内示後、候補者について次の事項を確認し、その結果を報告する。

- ① 刑罰等関係の調査（内示前に調査しておく）
- ② 受諾の意向確認
- ③ 前叙の確認
- ④ 氏名（字画、読み仮名）、生年月日、年齢の確認
- ⑤ 主要経歴（職名）の確認（変更の場合はその年月日も調査する）
- ⑥ 現住所及び郵便番号の確認（変更の場合はその年月日も調査する）

《内示の例》

〇〇国税局人事第二課で栄典担当をしている〇〇でございます。  
本日、内閣府から〇〇〇〇様に対し、〇〇章の勲章（褒章）を授与する旨の内示がありましたので、ご連絡します。  
誠におめでとうございます。  
つきましては、勲章をお受けになるかどうか確認させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

【受諾の場合】

発令は〇月〇日となっております。〇月〇日の発令日までは今回の叙勲（褒章）の件につきましては、内々をお願いいたします。  
伝達式は三田共用会議所（東京都港区三田）において、〇月〇日に行われる予定です。  
勲章（褒章）の授与にあたり確認させていただきたい点がございます。  
以下、前叙、氏名、経歴、住所、伝達式への出席等の確認、報道機関への情報提供のお知らせ、悪質な勧誘販売についての注意等を行う。

【辞退の場合】

大変、御名誉なことでございますので、是非お受けいただければと存じますが、何か御事情などがあるのでしょうか。  
（注）説得しながら、辞退の理由をしつこくない程度で聴取する。  
可能であれば、日を改めて再度説得する等の方法をとる。  
内示後、叙勲（褒章）を辞退した者については、原則として、今後の叙勲、褒章の推薦は行わないため、次回を受章の約束は行わないこと。

（注1）候補者への内示は、原則として課長補佐以上の者が行うこと。

(注2) 場合によっては、主管課を通じて内示しても差し支えない。

(注3) 内示の際は、他人に口外しないよう候補者に注意を与えること。

#### (7) 生存確認

閣議決定後に、候補者が閣議決定以前に死亡していた事実が判明した場合、後日の閣議において取消し決定を行う必要がある。このような事態を避けるため、閣議日の前々日時点での候補者の生存を適宜の方法で確認し、庁へ報告する。

### 3 候補者の選考に当たって特に留意すべき事項

#### (1) 叙勲

① 候補者は、単に役職の基準を満たしているというだけでなく、真に栄典にふさわしい者を選考すること。

② 当庁関係以外の分野における経歴、功績についても十分に調査し、把握漏れのないようにする。

(注) 必要に応じて各省庁に対して栄典協議を行い、経歴、勲等、国税庁からの推薦の可否等について確認し、照会事績及びその結果を残しておくこと。

③ 今後、役職の伸びが期待され、更に上位の勲等が見込まれる場合には、主管課とも協議し、推薦のタイミングを考慮したうえで推薦すること。

④ 特に民間分野においては、対象となるすべての者について検討し、栄典にふさわしいと認められる者が推薦漏れとならないよう十分留意すること。

この場合、局（所）において、ふさわしくないと判断した者については除外するとともに、その理由を明確にしておくこと。

⑤ 元職員については、財務省全体に与えられた受章者数の関係から、対象者全員に春秋叙勲を授与することは困難な状況にある。

仮に、刑罰や不祥事等の把握漏れがあった場合でも、賞勲局推薦後の推薦者の差し替えは行えないことから、推薦に当たっては風評等にも十分注意すること。

特に過去の報道の状況等については、インターネット等を利用して確認すること。

元職員の候補者選定基準については、後掲のとおり。

⑥ 二類分野（行(二)職員）の候補者についても推薦漏れがないように常時管理しておくこと。

(注) 局の診療所長は一類分野となるが、該当すると認められる場合には、事前に庁に連絡すること。

⑦ 栄典に不適当な事由がないかどうかについて、公的機関、新聞報道及びインターネット等により確認できる事項は必ず調べること。

⑧

元職員の最終官職が同一の者についても同様とする。

## (2) 褒章

- ① 褒章は推薦しようとする分野ごとの基準を満たし、他の模範となる事績を有する者が対象となることから、賞勲局において功績の内容を重視している。

したがって、功績内容については叙勲以上に詳しく記載すること。特に、褒章の種類が複数ある分野（税理士の黄綬と藍綬など）については、なぜその褒章に推薦するのが明確になるような功績内容を記載する。

②

また、今後叙勲での推薦を検討している場合は、褒章受章後の役職歴の伸び等の検討状況を推薦書類提出の際に連絡すること（様式不問）。

※ 例年、内閣府賞勲局から確認依頼の多い事項であることから、各局に確認依頼を行うことなく庁において回答するため、予め情報収集しておくものである。

- ③ 叙勲と同様、当庁関係以外の分野における経歴、功績についても十分に調査し、把握もれ、重複推薦等のないようにすること。

### 【春秋叙勲候補者 元職員の推薦について】

各局（所）

#### 1 推薦対象

以下の要件をすべて満たす者

- (1)  
(2)  
(3)

#### 2 推薦順位の決定

- (1) 原則として、次の①から③の順で順位付けを行うこととするが、①から③のほか先例や最終官職等を勘案し、各人の功績により推薦順位を決定する。

- ①  
②  
③

- (2) その他

#### 4 遺族追賞

遺族追賞は、褒章に該当している者が死亡した場合、その遺族に授与されるものであり、基本的な考え方は叙勲・褒章同様であるが特に次の点に留意すること。

- (1) 多分野で死亡叙勲に該当する場合もあるため、履歴は早期に調査し、死亡叙勲に該当しないかどうかを検討すること。
- (2) 遺族に授与されることから、栄典が適当かどうかは、遺族についても十分調査すること（遺族の刑罰等調書の提出が必要になる）。

(3) 追賞を行うべき特定の遺族1名を定めること。追賞を受けることができる範囲および順位は次のとおり。

①配偶者、②子、③父母、④孫、⑤祖父母、⑥兄弟姉妹

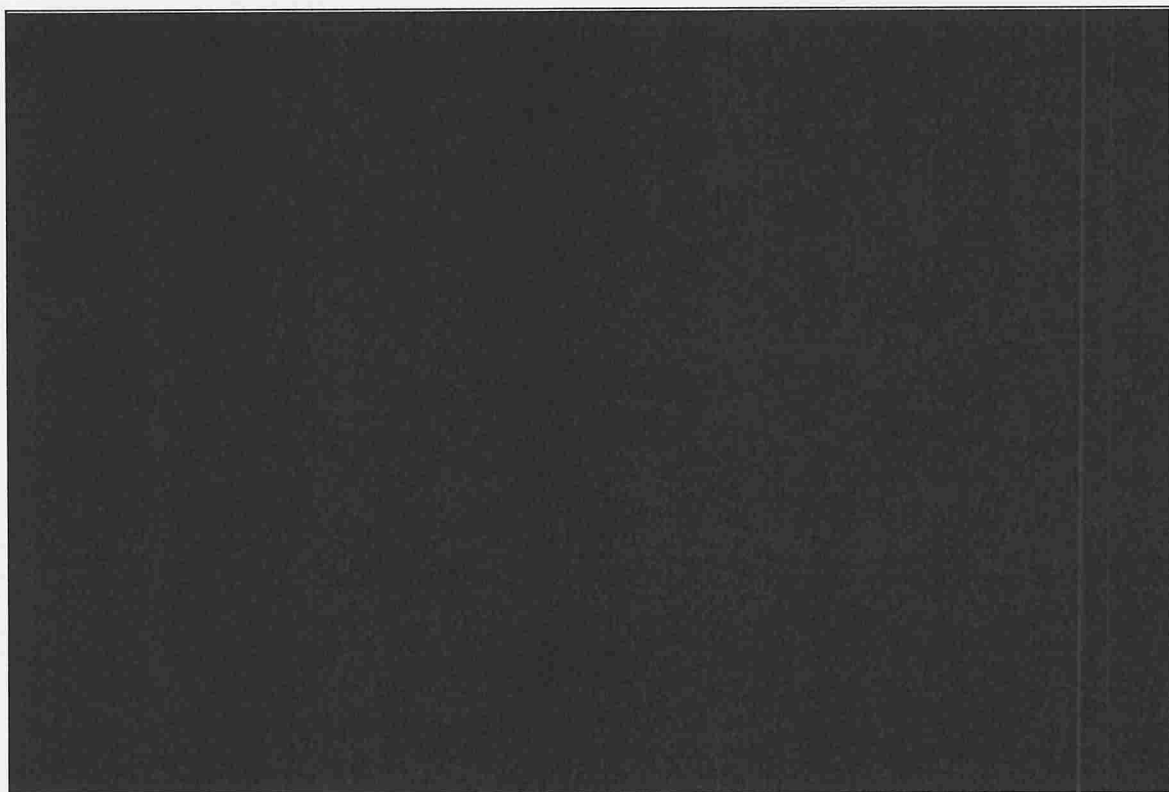
(4) 遺族追賞は書類の作成時期に時間的な余裕（死亡日から3ヶ月以内）があるが、他分野で叙勲されることもあるため、経歴については早期に調査し、庁に連絡すること。

※ なお、遺族追賞は褒章推薦手続中の候補者が亡くなった場合などに限られ、実際には殆ど行われていない。

## 5 再叙勲等

### (1) 褒章受章後の叙勲

褒章（紺綬を除く）受章後5年を経過しており、褒章受章後の功績の伸びがある場合は叙勲の対象となる（例：平成28年秋の褒章受章者が令和3年秋に叙勲を受けることは可）。



### (2) 叙勲受章後の褒章

既に叙勲されている者は褒章の対象にはならない。

### (3) 再褒章

黄綬及び藍綬褒章を受けている場合、再度これらの褒章を受けることは可能であるが、次の点に留意すること。

① 先の褒章受章後5年以上経過していること。

② 同一分野での再褒章は原則として行わない。

(4) 再叙勲

再叙勲の対象者は原則として次の要件すべてを満たす者とする。

- ① 抜群の功績を挙げている
- ② 先の叙勲後7年以上経過している
- ③ 中綬章以上に擬叙される

(注1) 小綬章以下に擬叙されるものであっても、年齢80歳以上の者については例外的に認められる場合があるので庁に相談すること。

(注2) 既に授与されている勲章より上位の勲章に若干不足すると認められる場合には杯が賜与される。

### Ⅲ 高齢者叙勲の事務

#### 1 概要

高齢者叙勲は、春秋叙勲により勲章を授与されていない功労者のうち、88歳になった者を春秋叙勲とは別に勲章を授与するものである。

#### 2 対象者

88歳になる者のうち、叙勲基準に該当する者

(注) 旭双(瑞双)以上に擬叙される者のみを対象とする。

(注) 褒章受章者に対する高齢者叙勲における勲章の授与については、原則として褒章受章後5年以上の経過期間を必要としない。

#### 3 日程

誕生日	推薦予定者の連絡	国税庁提出期限	発令日
1月2日～2月1日	10月中	11月20日	2月1日
2月2日～3月1日	11月中	12月20日	3月1日
3月2日～4月1日	12月中	1月20日	4月1日
4月2日～5月1日	1月中	2月20日	5月1日
5月2日～6月1日	2月中	3月20日	6月1日
6月2日～7月1日	3月中	4月20日	7月1日
7月2日～8月1日	4月中	5月20日	8月1日
8月2日～9月1日	5月中	6月20日	9月1日
9月2日～10月1日	6月中	7月20日	10月1日
10月2日～11月1日	7月中	8月20日	11月1日
11月2日～12月1日	8月中	9月20日	12月1日
12月2日～1月1日	9月中	10月20日	1月1日

※閣議は発令日の前月の最終閣議日に行われる。

(注) 期限を徒過した場合には、原則として、以後死亡叙勲を含めて発令されないこととなるため、日常から対象者(88歳となる者)を管理しておく必要がある。  
期限徒過が判明した場合には直ちに庁へ連絡すること。

## 4 手続き

### (1) 推薦予定者の連絡

発令月の4ヶ月前の月内に（例：11月1日発令分を7月中に）、推薦予定者の氏名、主要経歴、生年月日、勲等を入力した「高齢者叙勲推薦予定者名簿」（エクセルファイル）を庁へ送付する。

名簿に記載する主要経歴は略称とせず、審査票の表記と一致させる。

### (2) 国税庁への上申

次の書類を別添の作成要領に従い作成し、庁へ提出する。

- ・勲章審査票
- ・功績調書
- ・履歴書
- ・刑罰調書
- ・戸籍抄本
- ・その他必要書類（団体規模調、兵籍簿等）

### (3) 内示

発令月の前月中旬に「内示リスト」の交付がある。

対象者に連絡し、次の事項を確認する。

- ① 受章の諾否
- ② 前叙の有無
- ③ 内示リストの氏名及び住所等の訂正の有無
- ④ 勲記記名の確認（戸籍記載の字体（外字等）が記名される）
- ⑤ 緊急連絡先

### (4) 生存確認

閣議決定後に、候補者が閣議決定以前に死亡していた事実が判明した場合、後日の閣議において取消し決定を行う必要がある。このような事態を避けるため、閣議日の前々日時点での候補者の生存を適宜の方法で確認し、庁へ報告する。

### (5) 勲章等の伝達

発令月の中旬に国税庁に物件が届く。

（4月～5月、10月～11月の発令分については、春秋叙勲の準備の都合上、内閣府からの伝達が遅れることがあるため留意すること。）

局は、庁から勲章等の物件を受領後、本人に交付する。

### (6) 情報提供

高齢者叙勲の受章者については、官報及び内閣府ホームページへの掲載かつ、報道機関への情報提供がなされている。

なお、官報への掲載タイミングは、賞勲局から名簿が印刷局へ渡された後の印刷

事務スケジュールによるため、毎月一定の時期に掲載されるものではない。

また、受諾により公表（報道）される住所について、一般的に公表されるのは、市区町村名までになる。ただし、各府省庁及び都道府県の栄典担当部局、報道機関へ地番までの住所等の情報を提供しているが、そこから地番まで一般公開されることはない。

## IV 死亡叙位・叙勲の事務

### 1 概要

死亡叙勲は、国家又は公共に対し功労のあった者が死亡した場合に、その功労に鑑み、春秋叙勲とは別に随時実施しているものである。

位階は、官吏の序列を示すものであり、昔は能力によって位階を位置づけ、その位階と能力に見合った官職に就けることで、官職の世襲制を妨げることに使用したが、現在では、故人に限って授与しており、故人の功績を称え、追悼する意味合いが強い。

### 2 対象者

#### (1) 死亡叙勲

##### ① 公務員等

瑞双以上に擬叙される者。

##### ② 民間人等

旭双以上に擬叙される者。

(注1)

(注2) 褒章受章者に対する死亡叙勲における勲章の授与については、原則として褒章受章後5年以上の経過期間を必要としない。

#### (2) 死亡叙位

春秋叙勲、高齢者叙勲を受章している者、死亡叙勲の対象となる者。

ただし、戦時功労により既に位階を叙されている場合、再度同位階を叙されることはない。

### 3 日程

死亡の日から起算して30日以内に関議決定・裁可の手続きを完了させなければならない(根拠:昭和20年5月27日閣議決定「国家ニ勲功若クハ勲労アル者ニ対スル病氣危篤ノ際ニ於ケル叙勲又ハ勲章加授発令日附ノ特例ニ関スル件」(注)外国及び海外においての死亡のように、やむを得ない事情がある場合はこの限りではない)。

閣 議 予 定 日	死亡日から 30 日以内の最期の閣議日 ※閣議は火曜・金曜に開催される。
発 令 日	生前の最後の日（死亡日）に遡って発令される。 ※ 勲章は本来着用することがたてまえであること などの理由により、生前に勲章が授与されている ように擬制されている。

#### 4 手続き

##### (1) 訃報連絡

死亡叙勲対象者の情報をメールにて庁へ連絡し、受付番号と書類の提出期限を確認する。

物故者の最終官職が局課長又は税務署長級以上の場合は庁人事課秘書係において長官名で弔電を打つため、下記事項を連絡すること。

- ・物故者名
- ・主要経歴
- ・死亡日
- ・通夜、告別式等の日時・場所（会場の電話番号）
- ・喪主名（物故者との続柄）

##### (2) 遺族への連絡

死亡叙勲、叙位が推薦可能と判断できた段階で遺族と接触し、叙勲（叙位）の推薦を検討している旨を伝え承諾を得る。

死亡原因が未把握の場合は確認すること。

承諾が得られなかった場合は、その旨、庁へ連絡すること。

（注）遺族へ連絡する際は、次の事項を確実に伝えること。

- ・今後審査を経て決定するものであり、必ず受章できるものではない。
- ・発令後はその受章者として公表される。

##### (3) 国税庁への上申

次の書類を別添の作成要領に従い作成し庁へ提出する。

- ・勲章審査票（死亡叙勲に該当する場合）
- ・叙位審査票
- ・功績調書
- ・履歴書
- ・刑罰調書
- ・除籍抄本
- ・その他必要書類（団体規模調、兵籍簿等）

#### (4) 勲章等の伝達

閣議後2週間程度で、庁に物件が届く。

(3月中旬～5月中旬、9月中旬～11月中旬の閣議分については、春秋叙勲の準備の都合上、内閣府からの伝達が遅れることがあるため留意すること。)

庁から勲章等の物件を受領後、遺族に交付する。

### 5 注意事項

(1) 生前に春秋叙勲、高齢者叙勲を受章している者については、その後、抜群の功績がなければ、死亡叙勲は授与されない(叙位のみ授与となる)。

(2) [Redacted]

(注) [Redacted]

(3) 生前、叙勲を辞退した者又は辞退が予想される者の推薦は差し控えること。

(4) [Redacted]

(注) [Redacted]

(5) [Redacted]

(6) 死亡日時が「〇時頃」のように推定死亡である場合は、死因について事件性の有無と栄典環境についての説明のため、死亡診断書(死体検案書)の写しとともに死亡状況書(局補佐以上の押印が必要)を必要枚数提出すること。

(7) 死亡叙位・叙勲の受章者については、官報に掲載されるのみで、報道機関への情報提供は行っていない。

## V 元職員における叙勲対象者管理の方法

### 1 対象者

最終官職時に所属していた庁または局において叙勲対象者として管理し、推薦とする（庁及び各局間の出向者を含む。）。

なお、退職時に官房付や部付となる場合、官房付や部付となる直前の最終官職時に所属していた庁または局において叙勲対象者として管理し、推薦元とする。

ただし、局長及び審判所長（沖縄所は除く）は、庁において叙勲対象者として管理し、推薦元とする。

### 2 管理方法

上記対象者の推薦元となる庁または局が、適宜の時期に管理簿へ搭載し、管理する。

### 3 再任用職員

辞職時と再任用先の局が異なる職員については、辞職時に所属していた庁または局において叙勲対象者として管理し、推薦元とする。

この場合において、再任用期間については審査票及び履歴書に記載するが在職年数に通算しないことに留意する。

### 4 その他

最終官職が他局である者の訃報連絡を受けた際は、速やかに該当局へ情報提供する。

また、推薦書類作成にあたって、必要となる書類（人事記録、功績調書、部内処分等）が自局で確認できない場合は、適宜、庁及び該当局へ作業確認・依頼を行い、対応する。

# 栄典事務担当者メモ

(推薦書類作成・提出要領)

※ なお、本メモに記載しているのはあくまで一般的な取り扱いであり、賞勲局の求めにより、ここに記載されている以上の書類、記述が必要となる場合もありますので、ご留意願います。

令和2年7月

国税庁人事課考査係

# 目 次

## 《作成要領》

勲章審査票の作成要領	1
褒章審査票の作成要領	9
叙位審査票の作成要領	13
功績調書の作成要領	19
履歴書の作成要領	20
公的証明書類について	23
団体の規模及び事業概況等調の作成要領	26
経営状況調の作成要領	27
団体の組織図・歴代役員名簿の作成要領	28
栄典協議について	29
高齢候補者の推薦理由の作成要領	32
	33
死亡状況書の作成要領	34
推薦書類の提出要領	35

## 《参考》

叙位と叙勲の審査上の取扱い差異	37
高等官歴に中断がある場合の取扱い	39

## 勲章審査票の作成要領

### 1 使用様式

		使用様式	
		初葉	次葉
春秋叙勲 高齢者叙勲	元職員	勲章審査票 (A)	勲章審査票 (A・C-2)
	民間人	勲章審査票 (B)	勲章審査票 (B・D・E-2)
死亡叙勲	元職員	勲章審査票 (C)	勲章審査票 (A・C-2)
	民間人	勲章審査票 (D)	勲章審査票 (B・D・E-2)

(注) 次葉以上にわたる場合は、必ず「1/2」、「2/2」と記入する。

### 2 記載要領

#### (1) 基本項目

記入欄		記載例	注意事項
年次		令3春、令3秋、 令2.11 高齢者	叙勲発令の年次及び春秋の別を記入する。 高齢者叙勲は発令年月を記載
省庁等		財務省 (国税庁)	
コード		689	
通し番号		/	記入しない。
死亡日		令和0年0月0日 (心不全)	死亡年月日と死亡原因を記入する。 推定死亡の場合の死亡原因は、死体検案書に記載されている死亡原因を記入する。
本籍	左側 右側	埼玉県朝霞市 ----- 大字溝沼 1983 番地の 2	都道府県名から戸籍どおりに記入する。 コード欄 (本籍) に記載されるコード番号に対応する部分を点線の左側に、それ以降の部分は点線の右側に記入する。
コード (本籍)		11227	統計に用いる標準地域コード (総務省統計局のHPを参照) による都道府県及び市区町村のコードを記入する。
現住所	左側 右側	〒100-0013 東京都千代田区 ----- 霞が関3丁目1番1号	履歴書に記載した現住所を都道府県名から略さずに記入する (履歴書の表記と一致させる。本籍地と同じ場合には、本籍地の表記と一致させる。) コード欄 (現住所) に記載されるコード番号に対応する部分を点線の左側に、その以降の部分は点線の右側に記入する。
コード (現住所)		13101	統計に用いる標準地域コード (総務省統計局のHPを参照) による都道府県及び市区町村のコードを記入する。
ふりがな氏名		こくぜい たろう 国 税 太 郎	氏名は戸籍どおりに正確に記載する。 戸籍の氏名に外字が使用されている場合、外字部分は文字を「○」で囲む。
性別		男	性別を記入する。

記入欄	記載例	注意事項
旧氏名等	大蔵 太郎 (昭〇.〇.〇改姓)	改姓、文字訂正がある場合には、旧氏名及び改姓等を行った年月日を記入する。
ふりがな ペンネーム・ 芸名		ペンネーム・芸名等のある者は、芸名等を記入し、ふりがなを付ける。
勲章	昭15春 旭八 (戦時功労)	既有的勲章の種類とその発令年月日および功労名を記入する。 ※ 国税関係の功労名は「功労名」欄の記載例を参照。
褒章	平3秋 藍綬 (納税功績)	既有的褒章（紺綬を除く）の種類とその発令年月日および功績名等を記入する。 ※ 国税関係の功績名等はP10褒章審査票の作成要領「功績名等」の記載例を参照。
生年月日	昭和〇年〇月〇日（〇歳）	戸籍に記載されている生年月日を記入し、（ ）内に叙勲発令日現在の年齢を記入する。 叙勲発令日は次のとおり。 ・春 叙 勲：4月29日 ・秋 叙 勲：11月3日 ・死亡叙勲：死亡日 ・高齢者叙勲：誕生月の翌月1日 (1日生まれの者は誕生月)
出生地 (生存叙勲のみ)	宮城県仙台市	戸籍に記載されている出生地を記入する。 本籍と同じ場合にも略さず記入する。
主要経歴 (官職) ※元職員の場合	元 大蔵(財務)事務官(〇〇税務署長)	官職名を記入し、補職を（ ）書きで記入する。 元職の場合は「元」、現職死亡の場合は「現」を付ける。 原則として、主要経歴は1年以上在職（現職死亡の場合は、6月以上在職）している官職とする。
主要経歴 ※民間の場合	現 (社)〇〇県法人会 副会長	下段については、原則として記載不要。 ただし、他分野の功績を有し、勲等計算上影響のある経歴については、下段に記入する。
	元 〇〇県議会議員	
コード (主要経歴)	08又は51	「08」は国税職員 「51」は民間団体役員、企業の役員
功 労 名	納税功労	青色申告会、法人会、納税貯蓄組合、間税会
	税理士功労	税理士会
	酒類業振興功労	酒造組合、卸酒販組合、小売酒販組合
	税務行政事務功労	元職員

記入欄	記載例	注意事項
最終学歴	〇〇大学〇〇学部〇〇学科 昭和〇年〇月 卒業	履歴書に記載した最終学校名（学部、学科名を併記。なお、編入の場合は学科名等の後に「（編入）」と記入）及び卒業又は中退の年月を記入し、「卒業」又は「中退」と記入する。
表彰歴	平 24. 10. 26 財務大臣表彰 （納税功労）	審査上参考となる表彰名、表彰年月日及び事由を記入する。 原則として、大臣表彰以上を記載する。 元職員の在職時の表彰は記載不要。

(2) 「官職名等」欄（元職員）

項目	記載例	注意事項
兵 役	兵役	退職して入隊、就職前の兵役 （兵役期間中に士官学校等へ入校している場合は、「〇等兵」等の官等を有していれば、通算可能。ただし、「予備学生（予備練習生、予備候補生を除く。）」の身分がある者については、官等を有していなくても通算可能。）
	休職（文官分限令第 11 条第 1 項第 4 号）	文官分限令第 11 条第 1 項第 4 号による休職
	（記載しない）	文官のまま入隊している場合は、「官職名等」欄には記入せず、備考欄に兵役期間を記入する。
外地官署	台湾総督府	台湾、朝鮮、樺太など（月給であること、または恩給法上計算に含まれていることが条件）
外国政府	満州国	満州国、中華民国、蒙古など（月給であること、または恩給法上計算に含まれていることが条件）
外国特殊法人	南満洲鉄道	恩給法上認められている機関であること（算入の可否は個別に判断が必要）。 恩給法上、計算に含まれていれば属（正社員）として、それ以外は雇（月給であることが条件）として通算する。
雇、臨時雇、事務員、小使い、囑託等の期間	臨時雇（月俸〇円） （昭 21. 5. 14 満 18 歳）	18 歳以上で、給与が月給である期間を記載する。ただし、18 歳未満であっても、月給の場合は記載する（18 歳未満と 18 歳以上の 2 段書きにする）。 なお、換算年月数について、18 歳未満は換算しない。 発令時の俸給を（ ）書きする。 臨時雇等の期間が満 18 歳未満から継続している場合は俸給額は 18 歳に達した時点の俸給を記載し、さらに（ ）書きで満 18 歳に達した日を記入する。
	税務署雇（月俸〇円）	
	国税局雇（税〇ー〇）	
	財務局雇（〇ー〇）	





(6) 「在職年月数」欄

- ① 半月単位で計算した在職年月数を記入する。
- ② 月の途中で就職又は離職した場合は、始期及び終期を次の日付とみなして計算する。

区 分	始期 (就職日)	終期 (離職日)
15 日以前に就職 (離職) した場合	1 日	15 日
16 日以降に就職 (離職) した場合	16 日	月の末日
日付が不明な場合	16 日	15 日

(注) 原則として直近の役職から在職年月数の計算における始期、終期を決定し、前後の役職と在職期間の重複がないように計算する。

ただし、主要経歴の役職の後、相談役等の役職が続く場合は、主要経歴の在職期間を多くとって計算する。

【参考】 在職年月数の計算例

例	在職年月数		
昭 38. 5~40. 4 (昭 38. 5. 16~40. 4. 15 とみなして計算)	1	11	0
昭 40. 4~45. 5. 2 (昭 40. 4. 16~45. 4. 30 とみなして計算)	5	0	半
昭 45. 5. 3~47. 4. 26 (昭 45. 5. 1~47. 4. 15 とみなして計算)	1	11	半
昭 47. 4. 27~50. 4. 29 (昭 47. 4. 16~50. 4. 30 とみなして計算)	3	0	半

(7) 「計」欄 (勲章審査票【元職員用】のみ)

判任官期間及び高等官期間 (同一の換算率の期間) ごとの在職年月数の合計を記入する。

(8) 「率」欄 (勲章審査票【元職員用】のみ)

叙勲対象者の最終官職に応じて次のとおり記入する。

- ① 最終官職が XXXXXXXXXX (3 G 官職、4 G 官職) の場合
  - ・ 雇、判任官期間 → 1 / 2
  - ・ 高等官期間 → 1 / 1
- ② 最終官職が①以上 (1 G 官職、2 G 官職) の場合
  - 判任官期間 (雇を除く) → 1 / 4、
  - 高等官期間 (3 G、4 G) → 1 / 2
  - 高等官期間 (2 G 以上) → 1 / 1

(9) 「換算年月数」欄（勲章審査票【元職員用】のみ）

(7)の在職年月数計に(8)の率を乗じた年月（半月未満の端数がある場合は切り捨て）を記入する。

(注)高等官（3G官職、4G官職）及び高等官（2G官職以上）の始期は、初めてそれぞれの該当する職名に就き、かつ、俸給の要件を満たした時点となる。

雇の在職期間が8年を超える場合には、雇の期間のうち、8年間は1/2換算、8年を超える期間は1/4換算とする。

休職（文官分限令第11条第1項第4号による休職を除く）、停職期間、病気休暇は在職年数から除算する。

減給処分を受けている場合は、換算年数から次の期間を減算する。

- ・減給2月以上・・・1年減算
- ・減給2月未満・・・6月減算

(10) 「会社の規模など」欄及び「団体の規模など」欄

① 会社の規模

候補者の生業における会社の規模等を記入する。

② 団体の規模

勲等格付けに影響した団体の規模等を記入する。

(注)「団体規模及び事業概況等調」の内容と一致させること。

(11) 「備考」欄

① 兵役がある場合は、その期間と戦時功労による前叙の有無を記入する。

「勲章」又は「位階」どちらかが発令されていれば、「前叙あり」となる。

兵役がない場合であっても、大正生まれの者は、兵役の有無の確認を求められる場合があるため、兵役及び前叙の有無を記載すること。

② 元職員の勲章審査票については、換算年月数の合計欄の隣に叙勲基準表の適用区分（1G、2G、3G、4G）を記入する。

③ 生業が酒類製造業の場合には、代表的な酒の銘柄を記入する。

④ P8別表に掲げる経歴を有する場合は、該当する記入事項を適宜記入する。

⑤ 組合活動により懲戒処分を受けた後、恩赦による将来的な免除がなされた場合、懲戒処分年月日、処分内容、恩赦年月日及び内容を記載する。また、事前協議書及び勤務成績証明書の添付が必要となる（別添栄典事務担当者メモ（記載例）を参照）。

⑥ その他審査上、特に考慮する必要があると思われる事項がある場合には、当該事項を記入する。

(12) 「申立」欄

① 元職員

当該対象者の主要経歴（最終官職）に基づき、別紙7-2「叙勲基準俸給職名一覧」の区分により、別紙4「叙勲基準表（公務員）」を適用し格付けした勲等を記入する。

(注)最終官職の在職年月数（暦によるものでなく、審査票に記載の年月）が、1年未満（現職死亡の場合は6月未満）の場合は、当該官職を基礎として勲等格付けはできない。

② 民間人

功労の区分により各別紙3「叙位・叙勲基準表（民間）」を適用し格付けした勲等を記入する。

(注1) 複数の功績を有する場合は積み上げ計算により上位の勲等に決定される場合がある。ただし、当庁所管の分野同士（納税と税理士など）での積み上げ計算はできない。

(注2) [Redacted]

(注3) [Redacted]

(注4) [Redacted]

(別表)

区 分	記 入 事 項
国勢調査員	国勢調査従事回数
統計調査員	主な統計の種類、従事回数
行政相談委員	相談件数（全期間及び平均件数）
警察嘱託医	検案件数
調停委員 参与員 司法委員	取扱件数 （調停、参与、司法の各件数とその合計件数）
人権擁護委員	取扱件数（侵犯、相談、啓発の件数）
保護司	取扱件数（保護観察及び環境調整の件数）
幼稚園長	園児数、教員数
小・中・高等学校長	生徒数、教員数
短大・大学学長等	学部数、総合・単科の別、生徒数、教員数
学校医	学校数、生徒数
画家、書家等	作品の命題
病院長	病床数（過去10年間の年別病床数、診療科目）
へき地診療医	へき地度数、へき地診療従事年数
土地改良区理事長	耕地面積、受益面積、受益戸数
特定郵便局業務推進連絡会 特定郵便局業務推進連合会 地方特定郵便局長会 全国特定郵便局長会	会内局数
市・町・村長	在職当時の国勢調査の人口数
消防団員	在職当時の団員数及び過去10年の年平均団員数
消防吏員	在職当時の吏員数、人口数及び過去10年の年平均吏員数
二類分野該当者（上記に区分されている者を除く）	部下数、技術の難易度（特に高度、単純業務）

## 褒章審査票の作成要領

### 1 使用様式

初葉：褒章審査票（E）

次葉：褒章審査票（B・D・E-2）

（注）次葉以上にわたる場合は、必ず「1/2」、「2/2」と記入する。

### 2 記載要領

#### (1) 基本項目

記入欄		記載例	注意事項
年次		令3秋	褒章発令の年次及び春秋の別を記入する。
省庁等		財務省（国税庁）	
コード		689	
通し番号			記入しない。
本籍	左側	埼玉県朝霞市	都道府県名から戸籍どおりに記入する。 コード欄（本籍）に記載されるコード番号に対応する部分を点線の左側に、それ以降の部分は点線の右側に記入する。
	右側	大字溝沼1983番地の2	
コード（本籍）		11227	統計に用いる標準地域コード（総務省統計局のHPを参照）による都道府県及び市区町村のコードを記入する。
現住所	左側	〒100-0013 東京都千代田区	履歴書に記載した現住所を都道府県名から略さずに記入する（履歴書の表記と一致させる。本籍地と同じ場合には、本籍地の表記と一致させる。）。 コード欄（現住所）に記載されるコード番号に対応する部分を点線の左側に、その以降の部分は点線の右側に記入する。
	右側	霞が関3丁目1番1号	
コード（現住所）		13101	統計に用いる標準地域コード（総務省統計局のHPを参照）による都道府県及び市区町村のコードを記入する。
ふりがな氏名		こくぜい たろう 国 税 太 郎	氏名は戸籍どおりに正確に記載する。 戸籍の氏名に外字が使用されている場合、外字部分は文字を「○」で囲む。
性別		男	性別を記入する。
旧氏名等		大蔵 太郎 (昭23.5.1改姓)	改姓、文字訂正がある場合には、旧氏名及び改姓等を行った年月日を記入する。
ふりがなペンネーム・芸名			ペンネーム・芸名等のある者は、芸名等を記入し、ふりがなを付ける。

記入欄	記載例	注意事項
勲章	昭和15春 旭八 (戦時功労)	既有的勲章の種類とその発令年月日および功労名を記入する。 ※ 国税関係の功労名は勲章審査票の作成要領「功労名」欄の記載例を参照。
褒章	平3秋 藍綬 (納税功績)	既有的褒章(紺綬を除く)の種類とその発令年月日および功績名等を記入する。 ※ 国税関係の功績名等は「功績名等」の記載例を参照。
生年月日	昭和〇年〇月〇日(〇歳)	戸籍に記載されている生年月日を記入し、( )内に褒章発令日(11月3日)現在の年齢を記入する。
出生地	宮城県仙台市	戸籍に記載されている出生地を記入する。 本籍と同じ場合にも略さず記入する。
主要経歴 ※民間の場合	藍綬 現 (社)〇〇県法人会 副会長	
	黄綬 現 (株)〇〇 代表取締役 現 税理士 現 杜氏 現 〇〇県議会議員	生業(会社)における役職名等を記入する。(団体役職名は不要)
功績名等 (褒章)	藍綬 納税功績	青色申告会、法人会、納税貯蓄組合、間税会
	藍綬 税理士功績	税理士会
	藍綬 酒類業振興功績	酒造組合、卸酒販組合、小売酒販組合
	黄綬 業務精励(税理士業)	税理士会
黄綬	業務精励(酒類製造業)	酒造組合
	業務精励(酒類販売業)	卸酒販組合、小売酒販組合
	業務精励(酒造業)	杜氏
最終学歴	〇〇大学〇〇学部〇〇学科 昭和〇年〇月 卒業	履歴書に記載した最終学校名(学部、学科名を併記。なお、編入の場合は学科名等の後に「(編入)」と記入)及び卒業又は中退の年月を記入し、「卒業」又は「中退」と記入する。

(2) 「職名等」欄

項目	記載例	注意事項
兵役	兵役	兵役期間があれば記入する。
生業	〇〇(有) 社員 (株) 〇〇〇 取締役 (株) 〇〇〇 代表取締役 税理士	会社等の職歴については、会社ごとに社員及び役員別(取締役、常務取締役、専務取締役、代表取締役社長、代表取締役会長)に時系列に記入する。 表記は履歴書と一致させる。

項目	記載例	注意事項
関係民間団体	(社)〇〇青色申告会連合会 理事	下位団体から上部団体の順に記入し、団体の分野ごとに欄を1行空ける。 表記は履歴書と一致させる。 上欄に記載した団体と同じ団体の役職を記載する際は、団体名を「〃」または「同上」として記載を省略する。
	(社)〇〇県法人会連合会 副会長	
	日本税理士会連合会 理事	
	〃 副会長	
	〇〇県酒造組合 会長	
その他の団体等	上記に準じて記載する	

### (3) 「区分」欄

「主要経歴」欄に記入した経歴の該当する職の部分に○を記入する。

(注) 主要経歴は原則として在職年月数が1年以上ある役職とする。

### (4) 「在職期間」欄

その職の始期及び終期を日付まで（不明な場合は年月まで）記入する。

現職者については、終期を「現在」と記入する。

### (5) 「在職年月数」欄

① 半月単位で計算した在職年月数を記入する。

② 月の途中で就職又は離職した場合は、始期及び終期を次の日付とみなして計算する。

区 分	始期（就職日）	終期（離職日）
15日以前に就職（離職）した場合	1日	15日
16日以降に就職（離職）した場合	16日	月の末日
日付が不明な場合	16日	15日

(注) 原則として直近の役職から在職年月数の計算における始期、終期を決定し、前後の役職と在職期間の重複がないように計算する。

ただし、主要経歴の役職の後、相談役等の役職が続く場合は、主要経歴の在職期間を多くとって計算する。

### 【参考】 在職年月数の計算例

例	在職年月数		
昭38. 5～40. 4 (昭38. 5. 16～40. 4. 15 とみなして計算)	1	11	0
昭40. 4～45. 5. 2 (昭40. 4. 16～45. 4. 30 とみなして計算)	5	0	半
昭45. 5. 3～47. 4. 26 (昭45. 5. 1～47. 4. 15 とみなして計算)	1	11	半
昭47. 4. 27～50. 4. 29 (昭47. 4. 16～50. 4. 30 とみなして計算)	3	0	半

(6) 「事績概要」欄

次の区分に応じて記入する。

区 分		記 入 内 容
納 税	藍 綬	多年税務関係団体の要職にあつて、斯界の向上に寄与した。
税 理 士	藍 綬	多年税理士として周到綿密よく職務を遂行した。
	黄 綬	多年税理士としてよく職務に精励した。
酒 類 業	藍 綬	多年〇〇業に携わり業界の発展に寄与した。
	黄 綬	多年〇〇業に従事し、斯業の発展に尽力した。
杜 氏	黄 綬	多年杜氏としてよく職務に精励した。

(7) 「表彰歴」欄

大臣表彰、知事表彰又はこれらに相当する表彰を受けている場合に、表彰年月日、表彰名、表彰事由を記入する。

(8) 「会社の規模など」欄及び「団体の規模など」欄

① 会社の規模

候補者の生業における会社の規模等を記入する。

② 団体の規模

勲等格付けに影響した団体の規模等を記入する。

(注) 「団体規模及び事業概況等調」の内容と一致させること。

(9) 「備考」欄

① 兵役がある場合は、その期間と戦時功労による前叙の有無を記入する。

② 生業が酒類製造業及び杜氏の場合には、代表的な酒の銘柄を記入する。

③ 杜氏について、全国新酒鑑評会金賞を受賞している場合は、「全国新酒鑑評会金賞〇〇回」と記入する。

④ 遺族追賞の場合には、「令和〇年〇月〇日死亡（死亡原因）」及び「遺族 〇〇〇〇（続柄）昭和〇年〇月〇日生」と必ず記入する。

⑤ P 8 の別表に掲げる経歴を有する場合は、該当する記入事項を適宜記入する。

⑥ その他審査上、特に考慮する必要があると思われる事項がある場合には、当該事項を記入する。

(10) 「申立」欄

褒章の種別を記載する。

## 叙位審査票の作成要領

### 1 使用様式

		使用様式	
		初葉	次葉
死亡叙位	元職員	叙位審査票(A)	叙位審査票(C)
	民間人	叙位審査票(B)	叙位審査票(D)

(注) 次葉以上にわたる場合は、必ず「1/2」、「2/2」と記入する。

### 2 記載要領

#### (1) 基本項目

記入欄		記載例	注意事項
省庁等		財務省(国税庁)	
コード		689	
番号		/	記入しない。
死亡日		令和〇年〇月〇日 心不全	死亡年月日と死亡原因を記入する。 推定死亡の場合の死亡原因は、死体検案書に記載されている死亡原因を記入する。
現住所	左側	〒100-0013 東京都千代田区	履歴書に記載した現住所を都道府県名から略さずに記入する(履歴書の表記と一致させる)。 コード欄(現住所)に記載されるコード番号に対応する部分を点線の左側に、その以降の部分は点線の右側に記入する。
	右側	霞が関3丁目1番1号	
コード(現住所)		13101	統計に用いる標準地域コード(総務省統計局のHPを参照)による都道府県及び市区町村のコードを記入する。
ふりがな氏	氏名	こくぜいたろう 国税 太郎	氏名は戸籍どおりに正確に記載する。 戸籍の氏名に外字が使用されている場合、外字部分は文字を「〇」で囲む。
性別		男	性別を記入する。
旧氏名等		大蔵 太郎 (昭23.5.1改姓)	改姓、文字訂正がある場合には、旧氏名及び改姓等を行った年月日を記入する。
ふりがなペンネーム・芸名			ペンネーム・芸名等のある者は、芸名等を記入し、ふりがなを付ける。
位階		正七位(昭21.2.1)	既存の位階とその発令年月日を記入する。
勲章		昭和15春 旭八 (戦時功労)	既存の勲章の種類とその発令年月日および功労名を記入する。 ※ 国税関係の功労名は勲章審査票の作成要領「功労名」欄の記載例を参照。

記入欄	記載例	注意事項
生年月日	大正〇年〇月〇日（〇歳）	戸籍に記載されている生年月日を記入し、（ ）内に叙勲発令日（死亡日）現在の年齢を記入する。
主要経歴 （官職） ※元職員の場合	元 大蔵（財務）事務官（〇〇税務署長）	官職名を記入し、補職を（ ）書きで記入する。 元職の場合は「元」、現職死亡の場合は「現」を付ける。 原則として、主要経歴は1年以上在職している官職とする。
主要経歴 ※民間の場合	現 （社）〇〇県法人会 副会長	原則として記載不要。 ただし、他分野の功績を有し、位階計算上影響のある経歴については、下段に記入する。
	元 〇〇県議会議員	
功労名（叙勲）	納税功労	青色申告会、法人会、納税貯蓄組合、間税会
	税理士功労	税理士会
	酒類業振興功労	酒造組合、卸酒販組合、小売酒販組合
	税務行政事務功労	元職員
最終学歴	〇〇大学〇〇学部〇〇学科 昭和〇年〇月 卒業	履歴書に記載した最終学校名（学部、学科名を併記。なお、編入の場合は学科名等の後に「（編入）」と記入）及び卒業又は中退の年月を記入し、「卒業」又は「中退」と記入する。
表彰歴	平〇.〇.〇 財務大臣表彰 （納税功労）	審査上参考となる表彰名、表彰年月日及び事由を記入する。 原則として、大臣表彰以上を記載する。 元職員の在職時の表彰は記載不要。
褒章	平 12 秋 藍綬 （納税功労）	既有的褒章（紺綬を除く）の種類とその発令年月日および功績名等を記入する。 ※ 国税関係の功績名等は「功績名等」の記載例を参照。
試験	昭和 22 年 2 月 高等官試験行政科試験合格	上級採用の場合、試験名を記載する。 履歴書にも記載すること。

(2) 「官職名等」欄（元職員）

項目	記載例	注意事項
兵 役	兵役（文官分限令第11条第1項第4号）	叙位については、原則として兵役期間を通算することはできない。 兵役のため休職している場合は、左記のとおり記載するが、在職年数からは除算する。 文官のまま入隊している場合は、「官職名等」欄には記入せず、備考欄に兵役期間を記入する（在職年数に通算可能）。
外 地 官 署	台湾総督府	台湾、朝鮮、樺太など（月給、または恩給法上計算に含まれていれば通算可能）
外 国 政 府	記載不要（通算不可）	満州国、中華民国、蒙古など
外国特殊法人	南満洲鉄道	恩給法上認められている機関であること（算入の可否は個別に判断が必要）。 恩給法上、計算に含まれていれば属（正社員）として通算するが、それ以外は通算できない。
雇、臨時雇、事務員、小使い、嘱託等の期間	記載不要（通算不可）	
判 任 官 期 間 （指定官職未満）	税務署属、国税局属 大蔵事務官	
高 等 官 期 間 （指定官職以上）	〇〇税務署副署長 〇〇国税局〇〇部〇〇課長 〇〇税務署長	職名については、省略せずに記入する（履歴書と一致させること）。 ただし、「〇〇署（筆頭）〇〇副署長」のような場合の「（筆頭）」は記載しない。 機構改正により官職名に変更があった場合には、官職名ごとに記入する（「資産税課長」から「資産課税課長」への変更等）。 平 13. 1. 6 の組織改正による「大蔵事務官」から「財務事務官」への変更についても記入する。
俸 給 の 異 動	税務職 3 等級 4 号俸 税務職特 3 等級 9 号俸 税務職 7 級 8 号俸	俸給の異動については、次の等級以上の発令について、等級が異動するごとに記入する。 等級の異動と同一日付で複数の号俸異動があった場合は、最も高い号俸を記入する。 S23. 1. 1～S32. 3. 31 : 10 級以上 税 8 級以上 S32. 4. 1～S60. 6. 30 : 行(一) 4 等級以上 税 3 等級以上 S60. 7. 1～H18. 3. 31 : 行(一) 7 級以上 税 7 級以上 H18. 4. 1～ : 行(一) 5 級以上 税 5 級以上 (給与法改正による異動で、上記の等級からそれ以下の等級が発令された場合(例: S60. 6 に税 3 等級だった者が S60. 7 に税 6 等級を発令された場合)は、上記以下の等級についても記載する。)



(4) 「区分」欄（民間人のみ）

「主要経歴」欄に記入した経歴の該当する職の部分に○を記入する。

（注）主要経歴は原則として在職年月数が1年以上ある役職とする。

(5) 「在職期間」欄（民間人のみ）

その職の始期及び終期を日付まで記入する（不明な場合は、年または年月までを記載する）。

(6) 「在職年月数」欄（民間人のみ）

① 暦により計算した日数（半月単位ではないことに注意）を記入する。

② 始期及び終期の日付が不明な場合、始期は16日、終期は15日とみなして計算する。

【参考】在職年月数、在職年月日数の計算例

例	在職年月日数 叙位（民間人）		
昭38. 5～40. 4 (昭38. 5. 16～40. 4. 15として計算)	1	11	0
昭40. 4～45. 5. 2 (昭40. 4. 16～45. 5. 2として計算)	5	0	17
昭45. 5. 3～47. 4. 26	1	11	24

(7) 「高等官」、「位階」、「必要年数」欄（元職員のみ）

別紙5「叙位基準表進（公務員）」の進階表に基づき格付けされる位階を推定して記入する。

① 高等官推定による場合

イ 初めて国税庁課長補佐相当職に就き、かつ、俸給が税務職俸給表3等級（現在税務職5級）相当となった日を高等官推定の始期とする。

ロ

（注）大蔵事務官2級の発令は昭和25年5月15日に官の級別制度廃止以後はない。

発令庁が不明の場合は、とりあえず内閣の発令として取り扱うが、内閣による発令は昭和25年1月8日までであり、その後はすべて各府省庁による発令となっている。

ハ 高等官在職年月数が「高等官三等」に達する場合においても、高等官三等相当職（別紙7-1参照）に在任していないときは「高等官三等」に格付けできない。この場合は一級進階し、「高等官」欄には「進階」と記載する。

ニ

② 判任官推定の場合

イ 判任官期間と高等官期間の合計数で判定する。

ロ 高等官期間が短い者については、判任官推定による方法の方が上位の位階となることがあるので、高等官推定で「正六位」以下の格付となる場合は、判任官推定による格付も検討する。

ただし、判任官推定と高等官推定が同一の位階となる場合は、高等官推定を適用し審査票作成を行う。

【参考】記載例

発令年月日	官職	高等官	位階	説明
S50. 7. 10	〇〇税務署副署長			①イ、ロ参照
S52. 8. 10				
S54. 12. 10				
S57. 7. 10	〇〇税務署長			
S62. 8. 10				①ハ参照
H2. 7. 10	辞職			①ニ参照
S30. 4. 1	大蔵事務官			判任官推定の 場合 (②参照)
H2. 7. 10	〇〇税務署特別国税調査官			
H2. 7. 10	辞職			

(注) 高等官期間が中断した場合でも、中断前の高等官期間を通算して高等官を推定することができる。判任官期間についても、退官等による中断があっても、その前後の在職期間を通算することができる。

減給処分があった場合には1年除算する必要がある。

(8) 「会社の規模など」欄及び「団体の規模など」欄（民間人用のみ）

① 会社の規模

候補者の生業における会社の規模等を記入する。

② 団体の規模

勲等格付けに影響した団体の規模等を記入する。

(注) 「団体規模及び事業概況等調」の内容と一致させること。

(注) 勲等格付けに影響した団体のみ記載し、それ以外の団体については「団体規模及び事業概況等調」のみ作成する。

(9) 「備考」欄

① 兵役がある場合は、その期間と戦時功労による前叙の有無を記入する。

「勲章」又は「位階」どちらかが発令されていれば、「前叙あり」となる。

兵役がない場合であっても、大正生まれの者は、兵役の有無の確認を求められる場合があるため、兵役の有無及び前叙の有無を記載すること。

② P 8 の別表に掲げる経歴を有する場合は、該当する記入事項を適宜記入する。


③ その他審査上、特に考慮する必要があると思われる事項がある場合には、当該事項を記入する。

# 功績調書の作成要領

## 1 書式

- (1) A4縦版の横書き（横35文字×縦35行程度）の両面印刷とし、片面換算で少なくとも2枚以上とする。
- (2) 両面印刷となるので、左右の余白に十分留意する。
- (3) ふりがな、氏名、（旧氏名）、生年月日は必ず記載する。

## 2 注意事項

- (1) 氏名の字画は戸籍どおり正確に記載し、振り仮名をつける。  
氏名に、外字が使用されていても、「○」で囲む必要はない。（審査票のみ対応）
- (2) 養子縁組、結婚等により氏名の変更歴がある者については、旧氏名を現氏名の下に括弧書きで記載する。
- (3) 生年月日の後ろには「生」を付ける。（例：大正15年5月14日生）
- (4) 主要経歴の功績については特に重点的に記載する。
- (5) 功績が複数の分野にわたっている場合は、分野ごとに分類し、項目別に記載する。
- (6) 功績の内容は、単に履歴の列挙にとどまることなく、具体的かつ詳細に記載する。  
例えば、①当時の税務又は業界を取り巻く環境がどのようなものであり、②そこにはどのような問題点や課題があり、③その解決のためにどのような施策を講じ、④その結果どうなったか（貢献度）について、計数等を用いて記載するとともに、その功績に対する評価・位置付け等についても具体的に記載する。
- (7) 民間分野（納税・税理士・酒類業）については、役員在職中の活動状況を会報誌等から調べ、具体的な功績を記載する。
- (8) 誰が読んでも功績の内容が理解できるよう、専門用語の使用は避け、分かりやすい内容にする。
- (9) 国税庁所管分野以外に功績を挙げている者については、他省庁に照会するなど、十分に調査した上で功績を記載する。特に、保護司歴等（P8に掲げるもの）の功績については、数値等を必ず盛り込んで記載する。
- (10) 表彰歴のある者について、その功績を特記する場合は、表彰の種類、表彰年月日及びその内容を記載する。
- (11) 
- (12) 推薦書類提出後、功績調書の内容について、具体的な説明や資料の提出を求められることがあることから、実際に行っていない活動など、内容の説明ができないものは記載しないこと。

# 履歴書の作成要領

## 1 様式

- (1) 用紙はA4縦版の横書きの両面印刷とする。
- (2) 両面印刷となるので、左右の余白に十分留意する。
- (3) 本籍、郵便番号、現住所、ふりがな、氏名、(旧氏名)、生年月日は必ず記載する。

## 2 注意事項

- (1) 本籍、氏名は戸籍どおり正確に記載し、氏名には振り仮名をつける。  
氏名に、外字が使用されていても、「○」で囲む必要はない。(審査票のみ対応)
- (2) 養子縁組、結婚等により氏名の変更歴がある者については、旧氏名を現氏名の下に括弧書きで記載する。
- (3) 生年月日の後ろには「生」を付ける。(例：大正15年5月14日生)
- (4) 学歴等については、把握している学歴(中退を含む)、試験、免許、資格、学位等を年月日順に正確に記載するとともに、中退、卒業等の区分も記載する。  
(例：○○学校○○科 卒業)  
特に、元職で最終学歴が入庁以後になる場合、入庁前の最終学歴の記載が必要になるので留意する。
- (5) 職歴等には、次の区分により、それぞれ年次順に正確に記載する。

### ① 公務員

- イ 官職、官等(戦前の判任官「一般官職」、高等官等「指定官職」、俸給(等級、号俸)、所属、階級(軍人)及び軍歴等並びに発令官庁等を記載する。
- ロ 国税庁職員健康管理規定に基づく「健康管理指導区分」期間(A-1)については、記載しない。
- ハ 俸給等の遡及発令については、発令日を基準に履歴書に記載することから、必ずしも人事記録の記載順とは一致しないことに留意する。

(例)

(人事記録)			
45.	4.	1	税務職3等級13号俸(昇給)
45.	7.	1	税務職3等級14号俸(特昇)
45.	7.	10	○○税務署総務課長
45.	12.	1	45.4.1付 税務職特3等級10号俸(昇格)
45.	12.	1	45.4.1付 税務職特3等級11号俸(昇給)
45.	12.	1	45.7.1付 税務職特3等級12号俸(特昇)



(履歴書)			
45.	4.	1	税務職特3等級10号俸(昇格)
45.	4.	1	税務職特3等級11号俸(昇給)
45.	7.	1	税務職特3等級12号俸(特昇)
45.	7.	10	○○税務署総務課長

※遡及前の発令分は記載しないことになる。

② 民間の職歴

- イ 会社の名称及び役職名並びにその始期及び終期の年月日を記載する。
- ロ 社名変更等があった場合は、変更前後で記載を分けること。
- ハ 法人名等の記入に当たっては、次に掲げる略称を用いて記載する。

医療法人：(医)、学校法人：(学)、社会福祉法人：(福)  
社団法人：(社)、財団法人：(財)、独立行政法人：(独)  
株式会社：(株)、有限会社：(有)、合資会社：(資)、合名会社：(名)  
※「栄典事務の手引き（平成30年）」P60 参照

③ その他の職歴

- イ 審議会委員等については、設置府省名、名称並びに、その始期及び終期の年月日を正確に記載する。(例：〇〇省〇〇審議会委員)
- ロ 消防団歴については、消防団の階級（団長、副団長、分団長、副分団長、部長等）別に始期及び終期の年月日を正確に記載する。
- ハ その他法律等に基づく委員歴（調停委員、保護司、行政相談委員等）については、その任命等の始期及び終期の年月日を正確に記載する。

④ 民間団体歴

- イ 団体の名称及び役職名並びにその始期及び終期の年月日を記載する。
- ロ 組織変更等があった場合は、変更前後で記載を分けること。
- ハ 団体名の記入にあたっては、②ロの略称を用いて記載する。
- ニ 各団体ごとに地域単位団体→全国団体の順序で記載する。
- ホ 国税庁関係団体については、原則として〇〇委員等の経歴については記載を要しないが、功績調書に委員としての功績を記載している場合は履歴書にも記載することとする。
- ヘ 元公務員について、関係民間団体の役職歴がない場合でも必ず「役職歴なし」と記載する。

⑤ 退官後の職歴

- イ 元公務員で退官後に税理士歴、職歴がある場合に記載する。
- ロ 退官後の職歴がない場合でも必ず、「職歴なし」と記載する。
- ハ 最終の職歴以後、推薦時まで期間のある場合は、「以降職歴なし」と記載する。
- ニ 再任用期間については、原則不要。擬叙成立に影響するような場合には、庁に相談する。

(6) 賞罰歴については、次の区分により、年次順に記載する。

① 叙位、叙勲、褒章

- 発令年月日、位階・勲等・褒章の種類、功労名等（受章理由）を記載する。
- 功労名等は、当庁分野であれば、次の功労名等を記載し、他省庁の分野である場合には担当省庁に確認の上記載する。

○国税庁分野の功労名等（受章理由）

分 野		黄 綬 褒 章	藍 綬 褒 章	叙 位 ・ 叙 勲
元 職 員				税務行政事務功労
納 税			納 税 功 績	納 税 功 労
税 理 士		業務精励（税理士業）	税 理 士 功 績	税 理 士 功 労
酒 類 業	酒 造	業務精励（酒類製造業）	酒 類 業 振 興 功 績	酒 類 業 振 興 功 労
	卸 売 小 売	業務精励（酒類販売業）		
	杜 氏	業務精励（酒造業）		

② その他の表彰

表彰年月日、表彰理由、表彰者を記載する。

③ 刑罰

判決言渡し年月日、刑罰の内容、処罰の理由、判決言渡し裁判所名、判決確定年月日及び刑終了年月日を記載する。

なお、当該判決が恩赦法の適用を受けている場合は、その旨を併記する。

(注) 叙位・叙勲についての発令の有無が不明な場合には、次の照会先に確認する。

宮内庁長官官房秘書課任用係 (TEL: 03-3213-1111(代))

※ 軍歴がある者については、本籍地（終戦当時）を所轄する各都道府県庁の援護担当課に照会すること。なお、記録不備等により確認できない場合は、海軍兵については、厚生労働省社会・援護局業務課調査資料室 (TEL: 03-5253-1111 内 3487) が所管しているので、同室に照会すること

(7) 履歴に3月以上の空白期間がある場合には、その間の経歴について確認し、履歴書に記載する。なお、確認がとれない場合は、付箋等を付しその旨を連絡すること。

(8) その他

死亡叙位・叙勲、遺族追賞に係るものは、必ず死亡年月日及び死亡原因を記載する。

(例: 令和〇年〇月〇日死亡 心不全)

# 公的証明書類について

## 1 刑罰等調書

### (1) 様式

A4縦判とし、市町村で作成した様式でも構わない。ただし、A4判以外のものは、A4用紙に貼付して提出する。

### (2) 注意事項等

- ① 本籍地の市町村に請求すること。
- ② 氏名、本籍、生年月日が戸籍と一致しているか（字体も含め）確認する。
- ③ 証明内容が異なっていないか確認する。

特に、1項目目については、「刑罰の有無」のみではなく、「刑罰の有無（道路交通法違反及び自動車の保管場所の確保等に関する法律違反による罰金刑の有無を含む。）」となっているか、また、2項目目については、「破産宣告」のみではなく、「破産宣告又は破産手続開始決定の有無」となっているか必ず確認する。

また、稀に、「刑罰の有無」のカッコ書きの文言が、「含む」ではなく「除く」と誤って表示されている場合があるため、確認を行う。

- ④ 公印漏れがないか確認する。

## 2 戸籍謄本等

### (1) 様式

市町村が発行したものを提出する。ただし、A4判以外のものは、A4用紙に貼付する等して提出する。

### (2) 注意事項等

- ① 戸籍法第10条の2第2項により公用請求を行う。
- ② 交付請求書には次の内容を記載する
  - ・請求の任に当たっている者
    - 実際に請求する者の官職と氏名
  - ・請求を必要とする事務の種類
    - 内閣府における栄典授与審査のための候補者推薦事務
  - ・根拠法令の条項
    - 内閣府設置法第4条第3項第28号
  - ・利用目的
    - 本人確認のため、氏名、生年月日、年齢、性別、旧姓、本籍等の確認
- ③ 発行された戸籍謄本等について、審査票等に記載すべき事項の証明がされているか確認する。

(注) 改姓しているにもかかわらず改姓年月日の記載がない場合や、出生地の記載がない場合があるため確認すること。

改姓や文字の訂正がされている（出生届時の父母の姓と異なるなど）にも関わらず、戸籍謄本等にその旨の記載がない場合は、改姓等の状況が記載された改製原

戸籍を別途提出する必要があることに留意する。

- ④ 除籍抄本の死亡時刻に「推定」又は「頃」の記載がある場合は、その死亡原因に事件性のないことが確認されない限り、栄典を授与するにふさわしくない者と判断されるおそれがあるため、「死亡診断書（死体検案書）」を取り寄せるとともに、死亡状況を確認し、「死亡状況書」を作成する。

### 3 軍歴証明（兵籍簿）

#### (1) 様式

証明機関が発行したものを提出する。ただし、A4判以外のものは、A4用紙に貼付する等して提出する。

なお、死亡叙位においては、春秋叙勲または高齢者叙勲推薦時に発行を受けた証明書の写しで差し支えない。

#### (2) 注意事項等

- ① 兵役がある者について提出する。
- ② 陸軍については本籍地を所轄する都道府県の県庁援護課等、海軍については、厚生労働省社会・援護局業務課調査資料室が担当している。
- ③ 戦時功労による前叙等についても確認する。
- ④ 少尉、中尉等の階級がある者については、昭和19年5月に軍事功労のある者に一斉に叙位叙勲を行っているため、叙位についても確認する必要がある。軍歴証明書上に前叙の記載がなくても、確認すること。  
照会先は、宮内庁長官官房秘書課任用係（TEL：03-3213-1111代）となる。  
特に中尉の階級がある者については、正八位と言われても、再度従七位が発令されていないか確認するよう求められるため、留意する。  
なお、一般的には高齢になってから軍歴に係る叙位叙勲を与えることはないが、例外的に与える場合もあるため、春秋叙勲又は高齢者叙勲推薦時に前叙について確認した場合であっても、死亡叙位推薦時には再度確認する。
- ⑤ 人事記録に兵役の記載があるが、兵籍簿に該当がない場合、履歴書には兵役について記載し、審査票には記載しない（通算しない）。
- ⑥ 年齢的に兵役があると思われる者については、兵役がない場合にも証明機関に照会した事績（「該当なし」との回答がされた書面の写し）を求められることがあるので留意する。

### 4 外字の取扱い

栄典事務における各種推薦書類の作成に当たっては、氏名・本籍について「戸籍どおりに記載する」ことが求められる。

一方で、市町村から取得している戸籍抄本や刑罰等調書の公的書類について、候補者の氏名や本籍地等の文字の一部において、改正原戸籍に記載されている文字は常用漢字であるにも関わらず、異なる書体にて表記されている場合がある。

(事象例)

戸籍抄本記載文字：八

刑罰等調書記載文字：八

改正原戸籍記載文字：八

(対応)

戸籍謄本等の交付請求を行う際の添書に以下の文言を記載するなどし、効率的に推薦書類の作成・チェックを行う。

なお、請求先市町村から回答がない場合には、電話により問い合わせるなど、個別に対応する。

(記載例)

交付いただく戸籍抄本等において、改正原戸籍に記載されている文字と異なる書体にて表記されている文字がある場合には、その旨をご教示くださいますようお願いいたします。

## 団体の規模及び事業概況等調の作成要領

### 1 作成基準

- (1) 役員として在職した期間がある民間企業、団体等について作成する。(元職員が退官後に民間企業、団体等の役員に就任した場合についても作成する。)
- (2) 個人事業者については、生業について作成する。
- (3) 団体規模調書と審査票の「団体の規模など」の欄は、必ず一致するように記載する。

### 2 作成要領

項 目	記 入 要 領
作成基準日	役員として在職した最終時点（在職期間中の直近の決算時点。ただし、社長、会長等、最高位の職歴がある場合は、その役職の在任期間の最終時点）を記載する。
団体の名称	団体の名称を正確に記入し、設立年月日を括弧書きする。
法的根拠	「特殊法人」、「財団法人」、「任意団体」等の別を明らかにし、法律に基づくものはその法律名を記入し、公布年月日を括弧書きする。
会員数等 （団体用）	連合団体である場合には加盟団体数及び全会員数を記入する。 連合団体以外である場合には全会員数を記入する。
活動範囲 （団体用）	実際に活動している範囲（全国、県、郡、市町村等）を記入する。
資本金 （営利法人用）	資本金額を記入する。
役員構成	会長、社長、理事長については氏名を記入し、その他の役職については人数を記入する。 職員数についても必ず記入する（職員がいない場合は「0」と記入）。
年予算額・売上高	年予算額及びその予算の出所（補助金、会費等）を具体的に記入。 営利法人の場合には売上高を記入する。
事業内容	事業の内容（定款等に記載のもの）を具体的に記入する。
備考	団体の名称変更、組織変更等があった場合には変更年月日・名称の変遷を、団体が解散している場合には解散年月日とその理由等参考となる事項を記入する。

### 3 注意事項

- (1) 作成基準日が古く、作成が困難な場合等は、その旨を備考欄に記載し、作成可能な時点のものを作成する（可能な限り作成基準日に近いものにする）。  
(備考欄例)「作成可能時点 令和〇年〇月〇日現在」
- (2) 「団体の規模及び事業概況等調」の記載内容は、そのまま審査票の「団体の規模など」欄及び「会社の規模など」欄へ記入することとなるため、審査票に記入すべき事項はすべて調査確認の上、記入する。

## 経営状況調の作成要領

### 1 作成基準

原則として、役員として在職している民間企業及び個人事業者の場合は生業について作成する。

(注) 既に退社した企業についても賞勲局から作成を求められる場合がある（特に代表取締役の期間がある場合）。

### 2 注意事項

- (1) 売上金額、売上総利益、営業利益、経常利益、当期純利益については必ず記載する。
- (2) 経営状況が悪化している場合は、その理由及び栄典環境に問題がないといえる補足説明を記載し、最後に「**栄典環境に問題ない**」という文言を必ず記載する。
- (3) 経営状況に不安を抱かせるようなネガティブな表現は避ける。
- (4) 補足説明については、専門用語の使用は極力避け、財務諸表や税務を知らない者でも分かるような内容にする。
- (5) 経営状況について補足説明等を記載した場合、説明において使用した項目や参考となる項目については、必ず「参考となる項目」に数値を記載する。
- (6) 当期純利益、営業所得等に五期連続して損失が発生している場合は、庁考査係へ連絡すること。
- (7) 元職員の退官後の税理士業については、勲等に影響するようなものでない限り「経営状況調」の作成は不要である。
- (8) 赤字箇所がある場合には、経営状況が悪化している場合ではなくても、賞勲局から理由を問われることがあるため、その理由を記載する。
- (9) 杜氏（黄綬褒章）については、作成不要。

## 団体の組織図・歴代役員名簿の作成要領

### 1 組織図

- (1) 候補者の主要経歴としている団体（関係民間団体）について作成する。
- (2) 候補者が所属する団体の位置付け（中央団体から見て、どの位置にある組織なのか）が分かるような記載とする。

### 2 歴代役員名簿

- (1) 候補者の主要経歴について作成する。
- (2) 会長、副会長については、未叙勲者についても記載すること。
- (3) 役員については褒章、叙勲の受章者のみの記載とする。
- (4) 未叙勲の者については、必ず未叙勲の理由を記載する。
- (5) 候補者自身についても記載し、褒章・叙勲の時期及び勲等をそれぞれ括弧書きする。
- (6) 「その他の役職等」欄には現在の役職で主要なものを記載する。

# 栄典協議について

## 1 栄典協議基準（国税庁基準）

- (1) [Redacted]
- (2) [Redacted]
- (3) [Redacted]
- (4) [Redacted]
- (5) [Redacted]

## 2 栄典協議要領

- (1) メールまたはFAXにて審査票、履歴書を送付して栄典の授与に関する検討を依頼する（各府省、都道府県の栄典担当窓口は「栄典事務の手引（令和2年）」P161、P162参照）。
- (2) 次の事項を確認する。
  - ① [Redacted]
  - ② [Redacted]
    - ・ [Redacted]
    - ・ [Redacted]
  - ③ [Redacted]
  - ④ [Redacted]

## 3 栄典協議書の作成及び提出

協議先の窓口、対応者及び聴取日時等を併記した協議事績を「【様式】栄典協議書」または、適宜の様式を用いて作成し、提出する。

また、栄典協議書には、どの経歴について栄典協議を行ったかを明記する。

## 4 注意事項

- (1) 上記1の基準以外でも、賞勲局から協議の指示を受ける場合がある。
- (2) 死亡叙位については、他省庁等で国税庁推薦の位階と同等の位階が立つ場合、上位の位階が授与されるため、叙勲、褒章と同様に協議を行い、協議書を提出する。  
その際、他省庁等での功労名を確認すること。
- (3) 各府省の本省庁と出先機関等の間で叙勲基準等の認識の違いが多々あるため、原則として協議は本省庁に対して行う。ただし、各省庁からの要請があれば出先機関等と協議を行う。

- (4) [Redacted] 勲等格上材料になり得ることから、履歴書に記載するほか、審査票にも記載する。

なお、賞勲局との折衝過程において勲等格上材料とする場合には、当該功績について特別功績調書の作成が必要な場合があるため、関係資料を事前に入手しておく。

- (5) 他省庁の大臣表彰等を受彰しているにもかかわらず、履歴書に所管分野の団体役員歴の記載がない場合や、会長、副会長歴があるにもかかわらず、理事等の履歴がない場合は、役員歴の把握が漏れている可能性が高いことから、候補者の経歴について再度調査を要する。
- (6) 褒章候補者として杜氏を推薦する際に、厚生労働大臣表彰（卓越技能者表彰）受彰歴がある場合は、厚生労働省において叙勲候補者として管理している可能性があるため、確認を要する。
- (7) [REDACTED]
- (8) 他省庁等から栄典協議を受ける場合、擬叙が立つかどうかの判断は、栄典事務担当者メモ「別紙8-1、8-2」の擬叙基準により回答を行う。  
擬叙基準は、国税庁の推薦基準とは異なることに留意する。

## 他省庁分野叙勲対象団体等（例）

### 1 警察庁

- 都道府県公安委員会
- 防犯協会
- 交通安全協会

### 2 金融庁

- 銀行・銀行協会
- 金融機関社長
- 保険・保険協会
- 証券会社・証券協会
- 公認会計士協会

### 3 総務省

- 行政相談員
- 放送会社（テレビ・ラジオ）社長
- 郵便切手売捌協会
- 地方公共団体首長
- 県市区町村議員
- 選挙管理委員

### 4 消防庁

- 消防団長・警防団長
- 防火管理協会
- 防火管理者協会
- 危険物安全協会

### 5 法務省

- 日本弁護士会
- 人権擁護委員
- 保護司

### 6 財務省

- たばこ耕作組合
- たばこ販売組合
- 塩販売組合

### 7 文部科学省

- 教育委員
- 体育協会（現：スポーツ協会）（県単位以上）
- 各種スポーツ関係団体（県単位以上）
- ボーイスカウト連盟（県単位以上）
- 学校経営
- 私大教授
- 新聞協会及び新聞発行

### 8 国土交通省

- 県収用委員
- 建設業協会
- 倉庫協会
- 事業用自動車協会（バス・タクシー等）

### 9 最高裁判所

- 調停委員

### 10 厚生労働省

- 薬品協会
- 民間病院院長
- 県食品衛生協会
- 県社会福祉協議会
- 環境衛生同業会
- 日本医薬品卸業連合会
- 国民年金連合会
- 県経営者協会
- 職業協会
- 労働基準協会
- 労働委員会公益委員
- 民生委員
- 日本製薬団体連合会
- 日本製薬工業協会

### 11 農林水産省

- 農業協同組合
- 経済農業協同組合
- 共済農業協同組合
- 厚生農業協同組合
- 信用農業協同組合
- 森林組合
- 木材組合
- 漁業協同組合
- 土地改良区理事長
- みそしょうゆ工業協同組合

### 12 経済産業省

- 商工会議所
- 商工会
- 中小企業団体中央会
- 日本専門店会連盟
- 経営者協会
- 日本経営者団体連盟
- 石油業協同組合
- 全国時計貴金属眼鏡組合連合会
- 菓子工業組合
- 中小企業診断士協会
- 貿易振興協会
- ガス会社経営
- 日本製紙工業連合会
- その他商工業関係団体

（注）

以上の団体は一例であるため、叙勲対象団体に該当するか疑義がある場合は、各省庁の出先機関に照会するなどの方法により 必ず確認する。

## 高齢候補者（75歳以上）の推薦理由の作成要領

### 1 作成基準

75歳以上の候補者を推薦する場合

### 2 様式

A4縦版の横書き

### 3 記載内容

今回推薦する（これまで推薦できなかった）理由を記載する。

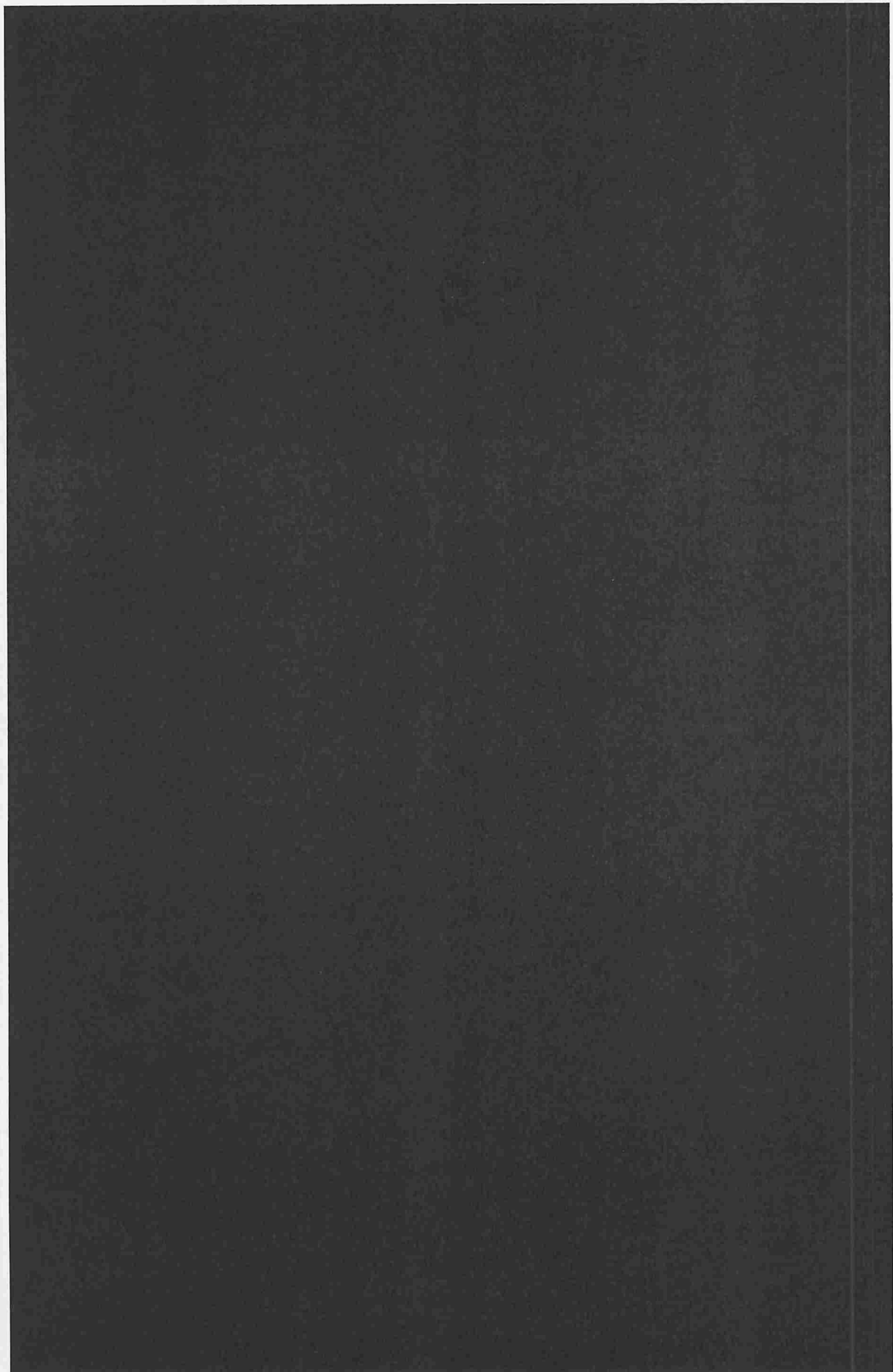
(例1)

[Redacted text block]

(例2)

同氏が70歳に達した時点において、旭日双光章の推薦基準に達していたが、功績の伸びが期待でき、旭日小綬章での推薦を検討していた。

しかし、同氏は、役職歴を退くこととなり、今後功績の伸びが期待できなくなったため、今回令和〇年〇の叙勲において推薦することとなった。



# 死亡状況書の作成要領

## 1 作成基準

死亡叙位・叙勲において、除籍抄本の死亡時刻に「推定」又は「頃」の記載がある者  
なお、死亡時刻は明らかな場合であっても、死亡原因に疑義があるもの（溺水等）に  
ついては、作成が必要となる。

## 2 様式

A 4 縦版の横書き

## 3 記載内容

以下の内容について、詳細に記載する。

- (1) 普段の状況
- (2) 死亡日又は死亡前（直前）の状態・状況
- (3) 死亡判明・発見の経緯
- (4) 死亡判明・発見時の状況（場所、発見者（続柄）等）
- (5) 警察による現場検証の有無
- (6) 死亡原因（診断結果）
- (7) 「事件性がない」旨の記載

## 4 添付書類

死亡診断書（死体検案書）の写し

## 5 留意事項

局補佐以上の名で作成し押印を要する。（原本を必要部数提出）

## 推 薦 書 類 の 提 出 要 領

### 1 提出部数

#### (1) 叙位・叙勲

	春 秋 叙 勲	高 齢 者 叙 勲	死 亡 叙 位 叙 勲	死 亡 叙 位
叙 位 審 査 票	—	—	2	2
勲 章 審 査 票	2	2	2	—
功 績 調 書	3	3	4	3
履 歴 書	3	3	4	3
刑 罰 等 調 書	3	3	4	3
戸 籍 (除 籍) 抄 本	3	3	4	3
そ の 他 必 要 書 類	3	3	4	3

(注1) 刑罰等調書、戸籍（除籍）の提出部数のうち、1部は写しでも構わない。

(注2) 軍歴証明（兵籍簿）は写しでも構わない。

(注3) 死亡状況書を提出する場合、提出部数のうち2部（死亡叙位叙勲は3部）は押印をした原本を提出すること。

#### (2) 褒章

	褒 章	遺 族 追 賞
褒 章 審 査 票	2	2
功 績 調 書	3	3
履 歴 書	3	3
刑 罰 等 調 書	3	3
戸 籍 (除 籍) 抄 本	3	3
そ の 他 必 要 書 類	3	3

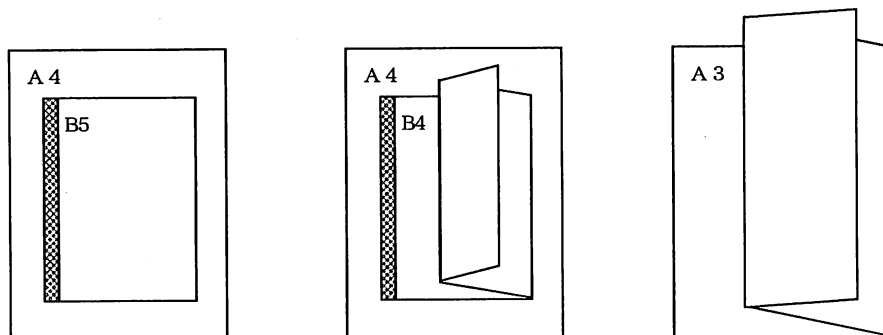
(注1) 刑罰等調書、戸籍の提出部数のうち、1部は写しでも構わない。

(注2) 軍歴証明（兵籍簿）は写しでも構わない。

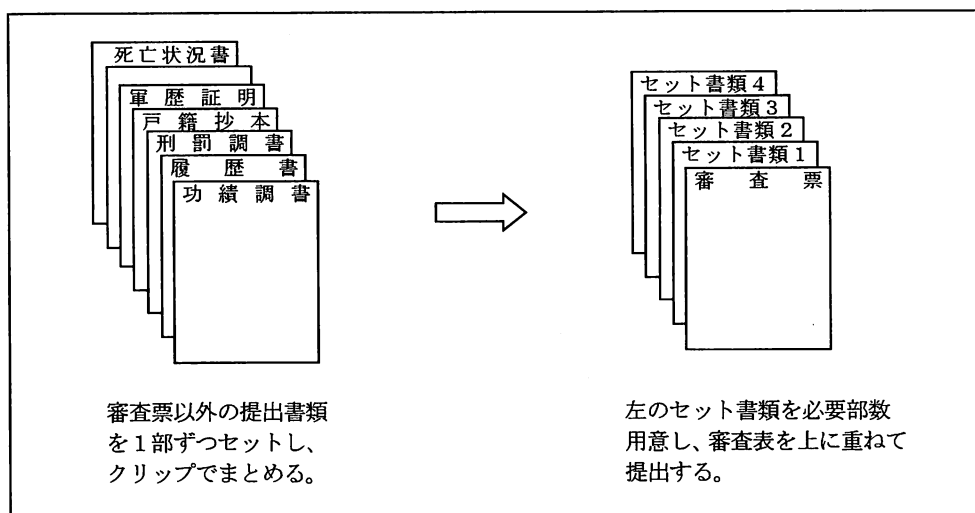
(注3) 遺族追賞の場合は追賞を受ける遺族の戸籍抄本及び刑罰等調書が3部必要となる。

## 2 提出における注意事項

- (1) 功績調書及び履歴書は両面印刷、その他の書類は片面印刷により作成する。
- (2) 戸籍（除籍）抄本及び、刑罰調書等の大きさがA4以外の場合、A4用紙に貼付する等して提出する（下図参照）。



- (3) 審査票以外の書類は、功績調書、履歴書、刑罰等調書、戸籍抄本、その他の書類各1部を上から順に並べ、クリップ留め（ホチキス止めは不要）したものを1組として必要組数を準備する。



- (4) 推薦書類を提出する前に、推薦確認票により記載内容等の確認を行い、当該確認票を推薦書類とあわせて一部提出する。
- (5) 死亡叙位・叙勲の関係書類については、封筒の表に庁受付番号（02-×××）を必ず記載する。

## 叙位と叙勲の審査上の取扱差異

### 1 雇、小使い及び嘱託等の期間

		叙 位	叙 勲
属、書記、地方公務員及び教員の期間		判任官期間であるので全期間通算する。 (月給が支給されていることが条件)	判任官期間であるので全期間通算する。 (月給が支給されていることが条件)
雇の期間	満 18 歳未満の期間	通算しない。	通算しない。
	満 18 歳以上の期間		通算する (月給であることが要件)。
臨時雇、事務員、小使い、見習い、嘱託等の期間		通算しない。	通算しない。ただし、俸給が月給である場合、18 歳以上の期間については通算可能。

(注) 雇であっても、俸給が月給であるか否かを確認し、その旨を履歴書に記載すること (無給の場合もある)。

(注) 再任用期間については、原則として通算しない (擬叙成立に影響するような場合は庁に相談する。)

### 2 部付、課付の期間

	叙 位	叙 勲
部付、課付の期間	原則として通算する。病気休暇等により実際に勤務に従事していなければ通算できない場合がある。	原則として判任官期間として計算するが、病気休暇等により実際に勤務に従事していなければ通算できない場合もある。

(注) 「退職」辞令待ちの部付、課付の期間は、実際に勤務に従事していないものとみて計算から除外する。

### 3 休職療養期間、指導区分期間の取扱について

	叙 位	叙 勲
病気休暇	減算する。	減算する。
療養期間	減算する。 ※ [REDACTED]	減算する。 ※ [REDACTED]
休職期間	[REDACTED]	[REDACTED]
指導区分期間 (A-1)	減算しない。	減算しない。

(注) 1. 本来、職務に従事していなかった期間は叙位叙勲年数に算入しないのが原則であるが、国税庁職員健康管理規定に基づく「健康管理指導区分」期間 (A-1) については、履歴書へ記載しないことを要件として、叙位叙勲年数に算入することとしたものである。

2. 休職期間であっても、文官分限令第 11 条第 1 条第 4 項による休職は取扱いが異なるため、兵役期間を参照すること。

3. [REDACTED]

4. 病気休暇については、回数及び年数の制限等はない。

#### 4 兵役期間

		叙 位	叙 勲
兵 役	退職して入隊 及び 就職前の兵役	通算しない。	通算する。 (陸軍士官学校生徒等及び海軍工員等は「兵」 ではないので通算不可)
	文官のまま入隊	通算する(属以降の兵役に限る)。	通算する。ただし、雇のまま応召した場合には満 18 歳未満の期間については通算できない。
文官分限令第 11 条第項第 4 号による休職		休職と考えて通算しない。	兵役と考えて通算する。

(注) 尉官は従来高等官として計算していたが、昭和 63 年秋の叙勲から判任官として計算することとなった。なお、履歴書及び叙勲審査票の記載に当たっては、尉官は階級別(少尉、中尉、大尉等)に区分して記載すること。

#### 【参考】(1) 戦時功労による前叙等の照会先について

##### イ 前叙について

陸軍、海軍ともに厚生労働省社会・援護局の所管である。(03-5253-1111 (代))

※ 氏名、本籍、生年月日、陸軍、海軍の別、最終階級とその任官年月日を事前に確認した上で、照会すること。

##### ロ 軍歴について

陸軍については本籍地を所轄する都道府県の県庁援護課等、海軍については厚生労働省社会・援護局業務課調査資料室が担当している。

#### (2) 少尉、中尉等の戦時功労にかかる叙位叙勲について

昭和 19 年 5 月に軍時功労のある者について、一斉に叙位叙勲を行った。これは、昭和 18 年 1 月以前に功労のあった者に対してなされたものである。

照会先は、①宮内庁長官官房秘書課任用係 (03-3213-1111 (代))

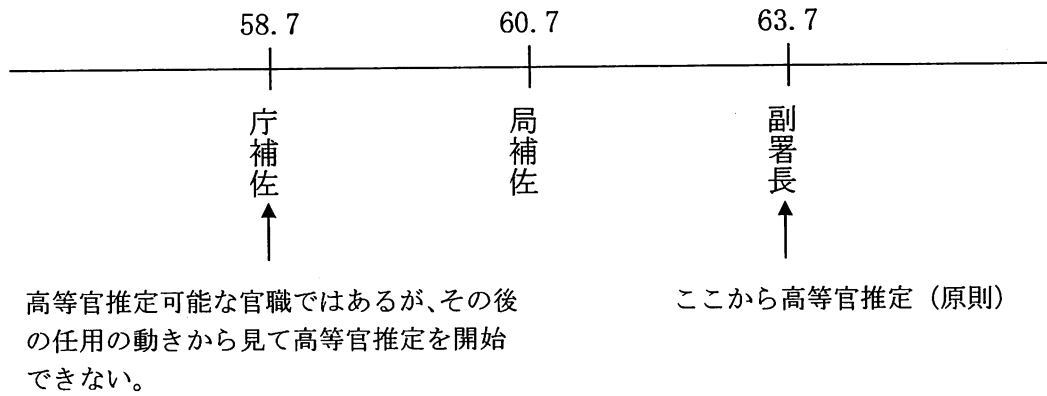
#### 5 外地官署、外国政府等について

	叙 位	叙 勲
外地官署 (台湾、朝鮮、樺太)	通算する(属以上の期間のみ)。	通算する。
外国政府 (満州国、中華民国、蒙古)	通算しない。	
外国特殊法人 (満鉄、華北交通等)	恩給法上計算に含まれていれば正社員(属)として通算する。	恩給法上計算に含まれていれば正社員(属)として、それ以外は雇として通算する。

(注) 1. 外国特殊法人については、恩給法上認められている機関であることが要件である。  
2. 書記補は、任官扱い(属)する。

# 高等官歴に中断がある場合の取扱い

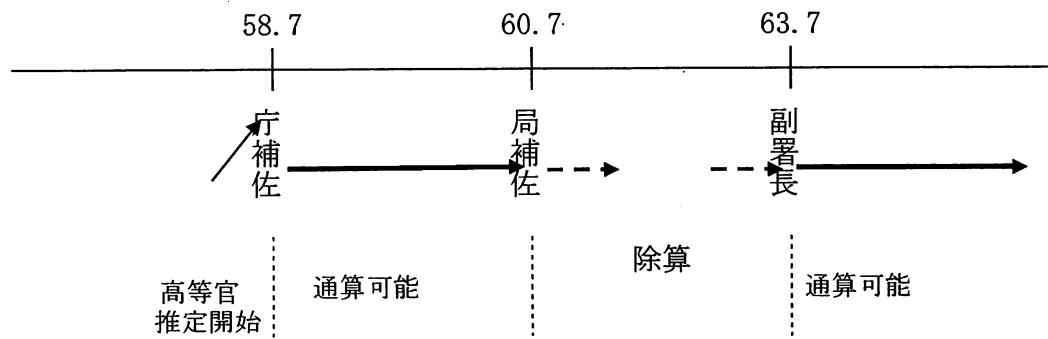
## 1 叙勲



(注) 勲等に影響する場合は、庁補佐部分を高等官に含めることが認められることもあるので個別に判断する。

なお、庁補佐心得については、高等官に含まれない。

## 2 叙位



担当者メモ

# 栄典事務担当者メモ

(別紙)

令和2年7月

国税庁人事課考査係

# 春秋叙勲選考基準

項目 分野	選考の対象	選考基準	
		年齢	その他
税務行政	税務職員として職務を遂行し、国の発展に貢献した者で、特に功績顕著な者	70歳以上	次のいずれの要件にも該当する者 (1) [Redacted] (2) [Redacted] (3) [Redacted]
納税	納税協力団体の役員として税務行政に協力するとともに、社会公共の福祉の増進に寄与した者で、特に功績顕著な者	70歳以上	次のいずれの要件にも該当する者 (1) [Redacted] (2) [Redacted] (3) 褒章受章者は受章後5年を経過していること。
税理士	永年業務に精励し、関係団体の役職を歴任して税務行政に協力するとともに、社会公共の福祉の増進に寄与した者で、特に功績顕著な者	70歳以上	褒章受章者は受章後5年を経過していること。
酒類業	永年業務に精励し、関係団体の役職を歴任して税務行政に協力するとともに、社会公共の福祉の増進に寄与した者で、特に功績顕著な者	70歳以上	次のいずれの要件にも該当する者 (1) [Redacted] (2) 褒章受章者は受章後5年を経過していること。
二類分野	人目につきにくい分野にあって多年にわたり業務に精励した者	70歳以上	次のいずれの要件にも該当する者 (1) [Redacted] (2) [Redacted]

(注) 1 候補者の選考に当たっては慎重を期すること。特に国民感情にそぐわない者、例えば罪を犯した者、犯罪容疑者、経営上の欠陥や社会的不道德の者は推薦を差し控える。

2 [Redacted]

3 年齢は、叙勲発令日現在の満年齢とする。

春の叙勲 ⇒ 4月29日      秋の叙勲 ⇒ 11月3日

褒章選考基準

項目 分野	褒章の 種類	選考の対象	選考基準	
			年齢	その他
納 税	藍 綬	納税協力団体の役員として税務行政に協力した者で、功績顕著な者	60歳以上	次のいずれの要件にも該当する者 (1) [Redacted] (2) [Redacted]
税 理 士	藍 綬	永年にわたり業務に従事し、関係団体の役職を歴任して業界の発展に尽くした者で、功績顕著な者	60歳以上	原則として次のいずれかの役職歴を有すること。 [Redacted]
	黄 綬	税理士として永年業務に精励し、衆民の模範とするに足りる者	60歳以上	[Redacted]
酒 類 業	藍 綬	永年にわたり業務に従事し、関係団体の役職を歴任して業界の発展に尽くした者で、功績顕著な者	60歳以上	原則として次のいずれかの役職歴を有すること。 [Redacted]
	黄 綬	酒類業者として永年業務に精励し、衆民の模範とするに足りる者	60歳以上	[Redacted]

- (注) 1 候補者の選考に当たっては慎重を期すること。特に国民感情にそぐわない者、例えば罪を犯した者、犯罪容疑者、経営上の欠陥や社会的不道德の者は推薦を差し控える。  
 2 褒章を受章した者は、受章後5年を経過しなければ叙勲の対象とすることはできないため、年齢が66歳以上70歳未満の者で将来叙勲を受章できると認められる者については、70歳で叙勲を受章できるよう、原則として褒章の推薦を見合わせる。  
 3 年齢は、褒章発令日（当庁の場合は11月3日）現在の満年齢とする。

叙位・叙勲基準表（民間）

1 納税功労

	勲 等	位 階

ベース： [Redacted]

(注1) 旭単の推薦は現職死亡の場合のみ

(注2) [Redacted]

2 税理士功労

	勲 等	位 階

ベース： [Redacted]

(注1) [Redacted]

(注2) 網掛は当分の間適用しない。

叙位・叙勲基準表（民間）

3 酒類業振興功労

(1) 酒造

	勲等	位階
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]

ベース： [Redacted]

(注1) 推薦は次の①～③のいずれかを満たす者

① [Redacted] ② [Redacted] ③ [Redacted]

(注2) [Redacted]

(注3) [Redacted]

(2) 卸売・小売

	勲等	位階
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]

ベース： [Redacted]

(注) 推薦は次の①～③のいずれかを満たす者

① [Redacted] ② [Redacted] ③ [Redacted]

叙 勲 基 準 表 ( 公 務 員 )

1 基準表

(単位：換算年)

官 職 勲 等	1 G 官 職	2 G 官 職	3 G 官 職	4 G 官 職
換 算 年	属 1/4、高等官 1/2、局長 1/1 (雇の期間は計算に入れない)		雇・属 1/2、高等官 1/1	

(注) かつこ書は、著しく顕著な功績が必要

(注) 網掛け(瑞単)については、原則として適用しない。

【税務職員の官職適用基準(目安)】

2 G 官 職 :



3 G 官 職 :



4 G 官 職 :



3 二類分野

	多人数の長又は特に高度の技術を有する者	数人の長又は高度の技術を有する者	その他の職員

(注)

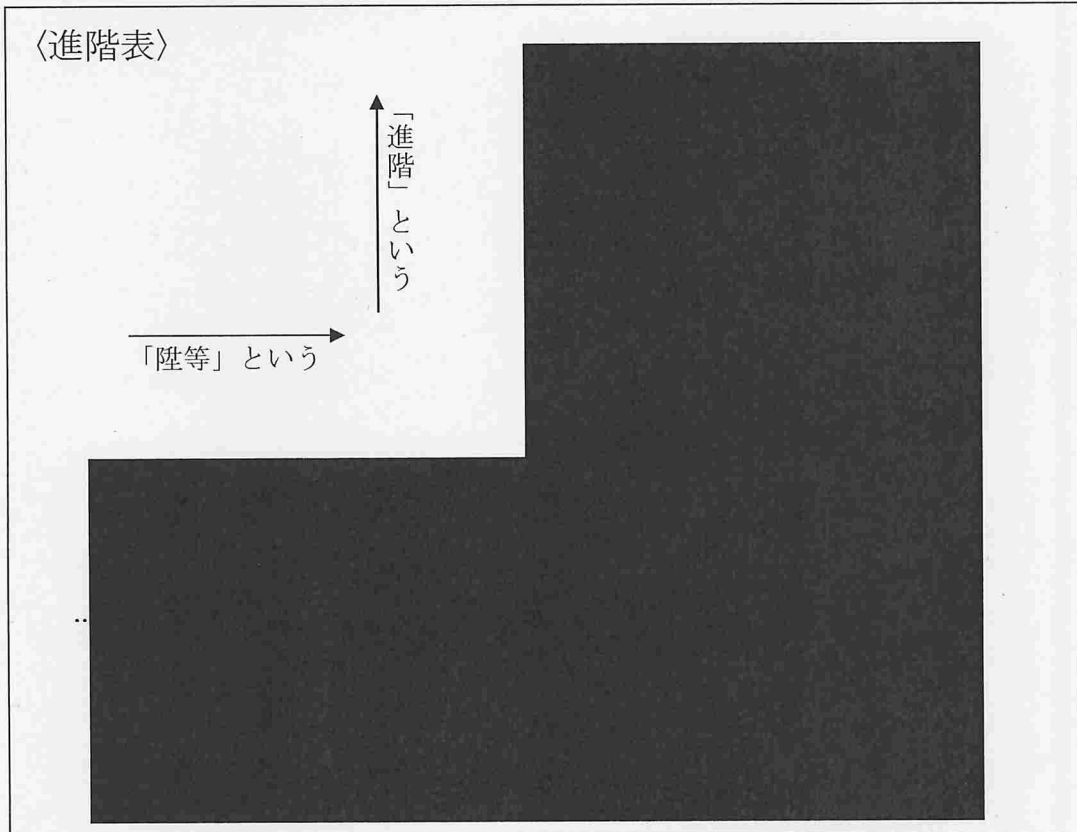
網掛け部分の運用は現在停止されている。

## 叙位基準表（公務員）

1 と 2 の有利な方を適用すること。

なお、高等官推定と判任官推定が同一の位階となる場合は、高等官推定を適用すること。

### 1 高等官推定による場合（数字は年数を示す）



(1) 高等官とは、指定官職以上、かつ、税務職 3 等級（現在税務職 5 級）以上

(2) [Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

(3) [Redacted]

[Redacted]

(4) [Redacted]

(5) [Redacted]

### 2 判任官推定による場合

- |   |            |
|---|------------|
| ① | [Redacted] |
| ② | [Redacted] |
| ③ | [Redacted] |

元職員の場合の進階早見表

区分 位階	上級職 採用試験 合格者	一般職員	
		事務官2級以上 で判任官期間が 20年以上の者	その他の者

- (注) 1 年数は高等官期間の年数。  
 2 高等官期間は、旧行政職(一)4等級相当以上で、指定官職以上の期間をいう。  
 3 大蔵事務官2級発令は、昭25.5.15以前に行われていた。  
 4 [Redacted]

[Redacted]

叙 位 基 準 俸 給 職 名 一 覧

職 名	叙位

(注) いずれの区分も原則として補職期間、該当俸給以上の在級期間が1年以上必要。

(注) 休職期間は在職期間とみなさない。

叙 位 基 準 俸 給 職 名 一 覧 ( 研 究 職 )

職名	叙位

叙 勲 基 準 俸 給 職 名 一 覧

叙勲	俸 給	職 名【参考】
行(一) 1 等級 1 G		
行(一) 2 等級 2 G	S48. 4. 1～ 指定職以上	
行(一) 3 等級 3 G	S48. 4. 1～ 行(一) 1 等級 S60. 6. 30 税特 1 等級	
	S60. 7. 1～ 行(一) 11 級 H18. 3. 31 税 11 級	
	H18. 4. 1～ 行(一) 9 級 税 9 級	
	<b>【特別調整額 I 種以上の場合】</b> S48. 4. 1～ 行(一) 2 等級 S60. 6. 30 税 1 等級	
	S60. 7. 1～ 行(一) 10 級 H18. 3. 31 税 10 級	
	H18. 4. 1～ 行(一) 8 級 税 8 級	
行(一) 4 等級 4 G	S48. 4. 1～ 行(一) 4 等級以上 S60. 6. 30 税 3 等級以上  S60. 7. 1～ 行(一) 7 級以上 H18. 3. 31 税 7 級以上  H18. 4. 1～ 行(一) 5 級以上 税 5 級以上	

(注) いずれの区分も原則として補職期間、該当俸給以上の在級期間が 1 年以上必要。

(注) 休職期間は在職期間とみなさない。

叙 勲 基 準 俸 給 職 名 一 覧 ( 研 究 職 )

叙勲	俸 給	職 名
行(一) 3 等級 3 G	S39. 10. 1～ 研究職 2 - 6 以上 S60. 6. 30	
行(一) 4 等級 4 G	S60. 7. 1～ 研究職 3 - 4 以上	

## 擬叙基準【叙勲】

	擬叙基準
納税貯蓄組合 青色申告会 法人会 間税会	[Redacted]
税理士	
酒類製造業	
酒類販売業	

※「概ね」は9割のこと。

## 擬叙基準【褒章】

【共通】 他の模範となる事績を有していること。

	種別	擬叙基準	備考
納税貯蓄組合 青色申告会 法人会 間税会	藍綬		
	黄綬		
税理士	藍綬		
	黄綬		
酒類製造業 酒類販売業	藍綬		
	黄綬		
杜氏	黄綬		

担当者メモ

栄典事務担当者メモ  
(確認票)

令和2年7月

国税庁人事課考査係

高齢者叙勲候補者推薦確認票（元職）

主要経歴：

候補者氏名：

項目	検 討 内 容		チェック	備 考
1	年 齢	発令日現在の年齢が88歳以上か。		発令日：誕生月の翌月1日 (1日生まれの者は誕生日＝発令日)
2	推薦基準	ベース	4G以上の官職の経験者で春秋叙勲未受章者	
		勲 等	① 3G該当の場合 ② 4G該当の場合	
3	懲戒処分等	懲戒処分（免職・停職・減給・戒告）を受けていないか。		
4	休 職 期 間			兵役による休職は除く。
5	辞 退 能 性	風評等により候補者に辞退の意思があることが確認されないか。		辞退の可能性がある場合は推薦を保留するとともにその事績を残しておく。
6	栄 典 授 与 不 適 格 者	候補者又は候補者に関係する法人（団体）が次の「栄典を授与することが不適当な者」に該当しないか。 ① 刑罰を受けた場合 ② 警察等の取り調べを受けた場合 ③ 所得税法、法人税法等に基づく重加算税を賦課された場合 ④ 独禁法に基づく調査、審決、命令等を受けた場合 ⑤ 許認可取消、営業停止等の行政処分を受けた場合 ⑥ 訴訟が継続中である場合 ⑦ 不祥事等について報道があった場合 ⑧ 事故を起こした場合 ⑨ 懲戒処分を受けた場合 ⑩ 法人等の経営状況に問題がある場合（公的資金の注入等）		該当する者についても、事前協議により推薦可能となる場合があるので、庁人事課に相談する。
7	提出書類	刑 罰 書	氏名、生年月日が戸籍と一致しているか。 「刑罰の有無」及び「破産手続開始決定の有無」欄が「有」となっていないか。	
		戸 籍	改姓はないか。（改姓がある場合は審査票の該当欄に記載する）	提出部数 審査票2部 その他 正本：2部 写し：1部
		前 叙	兵役がある場合に前叙の有無を確認したか。	
		履 歴 書	本籍、氏名、(旧氏名)、生年月日の記載は戸籍と一致しているか。 郵便番号と住所に不一致がないか。	
		功 績 調 査 票	氏名、(旧氏名)、生年月日の記載は戸籍と一致しているか。	
審 査 票	他の提出書類の記載事項（内容）と整合性がとれているか。			
8	連絡事項等			

# 目 次

春秋叙勲候補者推薦確認票（納税）	1
春秋叙勲候補者推薦確認票（税理士）	2
春秋叙勲候補者推薦確認票（酒類業：酒造）	3
春秋叙勲候補者推薦確認票（酒類業：卸売・小売）	4
春秋叙勲候補者推薦確認票（元職）	5
褒章候補者推薦確認票（納税）	6
褒章候補者推薦確認票（税理士）	7
褒章候補者推薦確認票（酒類業）	8
高齢者叙勲候補者推薦確認票（元職）	9
死亡叙位・叙勲候補者推薦確認票（納税）	10
死亡叙位・叙勲候補者推薦確認票（税理士）	11
死亡叙位・叙勲候補者推薦確認票（酒類業：酒造）	12
死亡叙位・叙勲候補者推薦確認票（酒類業：卸売・小売）	13
死亡叙位・叙勲候補者推薦確認票（元職）	14

春秋叙勲候補者推薦確認票（納税）

主要経歴：

候補者氏名：

項目	検 討 内 容		チェック	備 考
1	年 齢	発令日現在の年齢が70歳以上か。		発令日：春 4月29日 秋 11月 3日
2	推 薦 基 準	①	[Redacted]	①～⑤のすべてを満たすこと。
		②		
		③		
		④		
		⑤ 褒章受章者は褒章受章後5年を経過しているか。		
3	褒 章 関 連	①	[Redacted]	[Redacted]について不明な場合は庁人事課に確認する。
		②		
		③		
		④		
4	推 薦 時 期	候補者が現職の場合、役職の継続等により上位の勲等に格付される見込みはないか。		上位の勲等が見込まれる場合は、推薦を保留すべきかよく検討する。
5	辞 退 の 可 能 性	風評等により候補者に辞退の意思があることが確認されないか。		辞退の可能性がある場合は推薦を保留するとともにその事績を残しておく。
6	栄 典 協 議	他省庁分野の経歴がある場合、当該他省庁と協議を行ったか。		該当する場合は、栄典協議書を添付する。
7	栄 典 授 与 不 適 格 者	候補者又は候補者に関係する法人（団体）が次の「栄典を授与することが不適当な者」に該当しないか。 ① 刑罰を受けた場合 ② 警察等の取り調べを受けた場合 ③ 所得税法、法人税法等に基づく重加算税を賦課された場合 ④ 独禁法に基づく調査、審決、命令等を受けた場合 ⑤ 許認可取消、営業停止等の行政処分を受けた場合 ⑥ 訴訟が継続中である場合 ⑦ 不祥事等について報道があった場合 ⑧ 事故を起こした場合 ⑨ 懲戒処分を受けた場合 ⑩ 法人等の経営状況に問題がある場合（公的資金の注入等）		該当する者についても、事前協議により推薦可能となる場合があるので、庁人事課に相談する。
8	事 前 連 絡 対 象 者	次の「事前連絡を要する者」に該当しないか。 ① 旭日（瑞宝）大綬章を希望する候補者 ② 新しい分野の候補者 ③ 過去において賞勲局へ書類提出後、取り下げ又は辞退等をしたことのある候補者 ※ 内示後辞退又は取り下げた場合は、原則として3年間は推薦できないので注意する。 ④ 再叙勲を希望する候補者 ⑤ 栄典授与不適格者に該当する者を推薦する場合 ⑥ その他（基準や先例に照らし問題があると思われるもの等）		該当する場合は、庁人事課に連絡する。
9	提 出 書 類	刑 罰 書	氏名、生年月日が戸籍と一致しているか。 「刑罰の有無」及び「破産手続開始決定の有無」欄が「有」となっていないか。	提出部数 正本：2部 写し：1部
		戸 籍 前 叙	改姓はないか。（改姓がある場合は審査票の該当欄に記載する） 兵役がある場合に前叙の有無を確認したか。	
		履 歴 書	本籍、氏名、（旧氏名）、生年月日の記載は戸籍と一致しているか。 郵便番号と住所に不一致がないか。	
		功 績 調 査 書	氏名、（旧氏名）、生年月日の記載は戸籍と一致しているか。	
		審 査 票	他の提出書類の記載事項（内容）と整合性がとれているか。	
		10	連 絡 事 項 等	

春秋叙勲候補者推薦確認票（税理士）

主要経歴：

候補者氏名：

項目	検 討 内 容		チェック	備 考
1	年 齢	発令日現在の年齢が70歳以上か。		発令日：春 4月29日 秋 11月 3日
2	推 薦 基 準	①		①～③のすべてを満たすこと。
		②		
		③ 褒章受章者は褒章受章後5年を経過しているか。		
	格 付	①		
		②		
		③		
		④		
3	褒章関連			について不明な場合は庁人事課に確認する。
4	推薦時期	候補者が現職の場合、役職の継続等により上位の勲等に格付される見込みはないか。		上位の勲等が見込まれる場合は、推薦を保留すべきかよく検討する。
5	辞 退 の 可 能 性	風評等により候補者に辞退の意思があることが確認されないか。		辞退の可能性がある場合は推薦を保留するとともにその事績を残しておく。
6	栄典協議	他省庁分野の経歴がある場合、当該他省庁と協議を行ったか。		該当する場合は、栄典協議書を添付する。
7	栄典授与不適合者	候補者又は候補者に関する法人（団体）が次の「栄典を授与することが不適当な者」に該当しないか。 ① 刑罰を受けた場合 ② 警察等の取り調べを受けた場合 ③ 所得税法、法人税法等に基づく重加算税を賦課された場合 ④ 独禁法に基づく調査、審決、命令等を受けた場合 ⑤ 許認可取消、営業停止等の行政処分を受けた場合 ⑥ 訴訟が継続中である場合 ⑦ 不祥事等について報道があった場合 ⑧ 事故を起こした場合 ⑨ 懲戒処分を受けた場合 ⑩ 法人等の経営状況に問題がある場合（公的資金の注入等）		該当する者についても、事前協議により推薦可能となる場合があるので、庁人事課に相談する。
8	事前連絡対象者	次の「事前連絡を要する者」に該当しないか。 ① 旭日（瑞宝）大綬章を希望する候補者 ② 新しい分野の候補者 ③ 過去において賞勲局へ書類提出後、取り下げ又は辞退等をしたことのある候補者 ※ 内示後辞退又は取り下げた場合は、原則として3年間は推薦できないので注意する。 ④ 再叙勲を希望する候補者 ⑤ 栄典授与不適合者に該当する者を推薦する場合 ⑥ その他（基準や先例に照らし問題があると思われるもの等）		該当する場合は、庁人事課に連絡する。
9	提出書類	刑 罰 書	氏名、生年月日が戸籍と一致しているか。 「刑罰の有無」及び「破産手続開始決定の有無」欄が「有」となっていないか。	提出部数 正本：2部 写し：1部
		戸 籍	改姓はないか。（改姓がある場合は審査票の該当欄に記載する）	
		前 叙	兵役がある場合に前叙の有無を確認したか。	
		履 歴 書	本籍、氏名、（旧氏名）、生年月日の記載は戸籍と一致しているか。 郵便番号と住所に不一致がないか。	
		功 績 調 査 票	氏名、（旧氏名）、生年月日の記載は戸籍と一致しているか。 他の提出書類の記載事項（内容）と整合性がとれているか。	
10	連絡事項等			

春秋叙勲候補者推薦確認票（酒類業：酒造）

主要経歴：

候補者氏名：

項目	検 討 内 容		チェック	備 考
1	年 齢	発令日現在の年齢が70歳以上か。		発令日：春 4月29日 秋 11月 3日
2	推 薦 ス	①		①～④のすべてを満たすこと。
		②		
		③		
		④ 褒章受章者は褒章受章後5年を経過しているか。		
	基 格 準 付	①		
		②		
		③		
		④		
3	褒 章 関 連			について不明な場合は庁人事課に確認する。
4	推 薦 時 期	候補者が現職の場合、役職の継続等により上位の勲等に格付される見込みはないか。		上位の勲等が見込まれる場合は、推薦を保留すべきかよく検討する。
5	辞 退 の 可 能 性	風評等により候補者に辞退の意思があることが確認されないか。		辞退の可能性がある場合は推薦を保留するとともにその事績を残しておく。
6	栄 典 協 議	他省庁分野の経歴がある場合、当該他省庁と協議を行ったか。		該当する場合は、栄典協議書を添付する。
7	栄 典 授 与 不 適 格 者	候補者又は候補者に関係する法人（団体）が次の「栄典を授与することが不適当な者」に該当しないか。 ① 刑罰を受けた場合 ② 警察等の取り調べを受けた場合 ③ 所得税法、法人税法等に基づく重加算税を賦課された場合 ④ 独禁法に基づく調査、審決、命令等を受けた場合 ⑤ 許認可取消、営業停止等の行政処分を受けた場合 ⑥ 訴訟が継続中である場合 ⑦ 不祥事等について報道があった場合 ⑧ 事故を起こした場合 ⑨ 懲戒処分を受けた場合 ⑩ 法人等の経営状況に問題がある場合（公的資金の注入等）		該当する者についても、事前協議により推薦可能となる場合があるので、庁人事課に相談する。
8	事 前 連 絡 対 象 者	次の「事前連絡を要する者」に該当しないか。 ① 旭日（瑞宝）大授章を希望する候補者 ② 新しい分野の候補者 ③ 過去において賞勲局へ書類提出後、取り下げ又は辞退等をしたことのある候補者 ※ 内示後辞退又は取り下げた場合は、原則として3年間は推薦できないので注意する。 ④ 再叙勲を希望する候補者 ⑤ 栄典授与不適格者に該当する者を推薦する場合 ⑥ その他（基準や先例に照らし問題があると思われるもの等）		該当する場合は、庁人事課に連絡する。
9	提 出 書 類	刑 罰 書	氏名、生年月日が戸籍と一致しているか。 「刑罰の有無」及び「破産手続開始決定の有無」欄が「有」となっていないか。	提出部数 正本：2部 写し：1部
		戸 籍	改姓はないか。（改姓がある場合は審査票の該当欄に記載する）	
		前 叙	兵役がある場合に前叙の有無を確認したか。	
		履 歴 書	本籍、氏名、（旧氏名）、生年月日の記載は戸籍と一致しているか。 郵便番号と住所に不一致がないか。	
		功 績 調 査 票	氏名、（旧氏名）、生年月日の記載は戸籍と一致しているか。 他の提出書類の記載事項（内容）と整合性がとれているか。	
10	連 絡 事 項 等			

春秋叙勲候補者推薦確認票（酒類業：卸売・小売）

主要経歴：

候補者氏名：

項目	検 討 内 容		チェック	備 考
1	年 齢	発令日現在の年齢が70歳以上か。		発令日：春 4月29日 秋 11月 3日
2	推 薦 ス	①		①～④のすべてを満たすこと。
		②		
		③		
		④ 褒章受章者は褒章受章後5年を経過しているか。		
	基 格 付	①		
		②		
		③		
		④		
3	褒章関連			について不明な場合は庁人事課に確認する。
4	推薦時期	候補者が現職の場合、役職の継続等により上位の勲等に格付される見込みはないか。		上位の勲等が見込まれる場合は、推薦を保留すべきかよく検討する。
5	辞 退 可 能 性	風評等により候補者に辞退の意思があることが確認されないか。		辞退の可能性がある場合は推薦を保留するとともにその事績を残しておく。
6	栄典協議	他省庁分野の経歴がある場合、当該他省庁と協議を行ったか。		該当する場合は、栄典協議書を添付する。
7	栄典授与 不 適 格 者	候補者又は候補者に関係する法人（団体）が次の「栄典を授与することが不適当な者」に該当しないか。 ① 刑罰を受けた場合 ② 警察等の取り調べを受けた場合 ③ 所得税法、法人税法等に基づく重加算税を賦課された場合 ④ 独禁法に基づく調査、審決、命令等を受けた場合 ⑤ 許認可取消、営業停止等の行政処分を受けた場合 ⑥ 訴訟が継続中である場合 ⑦ 不祥事等について報道があった場合 ⑧ 事故を起こした場合 ⑨ 懲戒処分を受けた場合 ⑩ 法人等の経営状況に問題がある場合（公的資金の注入等）		該当する者についても、事前協議により推薦可能となる場合があるので、庁人事課に相談する。
8	事 前 連 絡 対 象 者	次の「事前連絡を要する者」に該当しないか。 ① 旭日（瑞宝）大綬章を希望する候補者 ② 新しい分野の候補者 ③ 過去において賞勲局へ書類提出後、取り下げ又は辞退等をしたことのある候補者 ※ 内示後辞退又は取り下げた場合は、原則として3年間は推薦できないので注意する。 ④ 再叙勲を希望する候補者 ⑤ 栄典授与不適格者に該当する者を推薦する場合 ⑥ その他（基準や先例に照らし問題があると思われるもの等）		該当する場合は、庁人事課に連絡する。
9	提 出 書 類	刑 罰 調 書	氏名、生年月日が戸籍と一致しているか。 「刑罰の有無」及び「破産手続開始決定の有無」欄が「有」となっていないか。	提出部数 正本：2部 写し：1部
		戸 籍 前 叙	改姓はないか。（改姓がある場合は審査票の該当欄に記載する） 兵役がある場合に前叙の有無を確認したか。	
		履 歴 書	本籍、氏名、（旧氏名）、生年月日の記載は戸籍と一致しているか。 郵便番号と住所に不一致がないか。	
		功 績 調 書	氏名、（旧氏名）、生年月日の記載は戸籍と一致しているか。	
		審 査 票	他の提出書類の記載事項（内容）と整合性がとれているか。	
		10	連絡事項等	

春秋叙勲候補者推薦確認票（元職）

主要経歴：

候補者氏名：

項目	検 討 内 容		チェック	備 考
1	年 齢	発令日現在の年齢が70歳以上か。		発令日：春 4月29日 秋 11月 3日
2	推 薦 基 準	①		①～③のすべてを満たすこと。
		②		
		③		
3	懲戒処分等	懲戒処分（免職・停職・減給・戒告）を受けていないか。		懲戒処分を受けている者は推薦不可。 [ ] を推薦する場合は庁人事課に相談する。
4	休 職 期 間			兵役による休職は除く。 [ ]
5	辞 退 の 可 能 性	風評等により候補者に辞退の意思があることが確認されないか。		辞退の可能性がある場合は推薦を保留するとともにその事績を残しておく。
6	栄 典 授 与 不 適 格 者	候補者又は候補者に関する法人（団体）が次の「栄典を授与することが不適当な者」に該当しないか。 ① 刑罰を受けた場合 ② 警察等の取り調べを受けた場合 ③ 所得税法、法人税法等に基づく重加算税を賦課された場合 ④ 独禁法に基づく調査、審決、命令等を受けた場合 ⑤ 許認可取消、営業停止等の行政処分を受けた場合 ⑥ 訴訟が継続中である場合 ⑦ 不祥事等について報道があった場合 ⑧ 事故を起こした場合 ⑨ 懲戒処分を受けた場合 ⑩ 法人等の経営状況に問題がある場合（公的資金の注入等）		該当する者についても、事前協議により推薦可能となる場合があるので、庁人事課に相談する。
7	事 前 連 絡 対 象 者	次の「事前連絡を要する者」に該当しないか。 ① 旭日（瑞宝）大綬章を希望する候補者 ② 新しい分野の候補者 ③ 過去において賞勲局へ書類提出後、取り下げ又は辞退等をしたことのある候補者 ※ 内示後辞退又は取り下げした場合は、原則として3年間 は推薦できないので注意する。 ④ 再叙勲を希望する候補者 ⑤ 栄典授与不適格者に該当する者を推薦する場合 ⑥ その他（基準や先例に照らし問題があると思われるもの等）		該当する場合は、庁人事課に連絡する。
8	提 出 書 類	刑 罰 書	氏名、生年月日が戸籍と一致しているか。 「刑罰の有無」及び「破産手続開始決定の有無」欄が「有」となっていないか。	提出部数 正本：2部 写し：1部
		戸 籍 前 叙	改姓はないか。（改姓がある場合は審査票の該当欄に記載する） 兵役がある場合に前叙の有無を確認したか。	
		履 歴 書	本籍、氏名、（旧氏名）、生年月日の記載は戸籍と一致しているか。 郵便番号と住所に不一致がないか。	
		功 績 調 査 書	氏名、（旧氏名）、生年月日の記載は戸籍と一致しているか。	
		審 査 票	他の提出書類の記載事項（内容）と整合性がとれているか。	
9	連 絡 事 項 等			

褒章候補者推薦確認票（納税）

主要経歴：

候補者氏名：

項目	検討内容		チェック	備考
1	年齢	発令日現在の年齢が60歳以上か。		発令日：11月 3日
2	推薦基準	① ② ③ ④		①～④のすべてを満たすこと。
3	叙勲関連		番号を記入	
4	辞退の可能性	風評等により候補者に辞退の意思があることが確認されないか。		辞退の可能性がある場合は推薦を保留するとともにその事績を残しておく。
5	栄典協議	他省庁分野の経歴がある場合、当該他省庁と協議を行ったか。		該当する場合は、栄典協議書を添付する。
6	栄典授与不適合者	候補者又は候補者に関係する法人（団体）が次の「栄典を授与することが不適当な者」に該当しないか。 ① 刑罰を受けた場合 ② 警察等の取り調べを受けた場合 ③ 所得税法、法人税法等に基づく重加算税を賦課された場合 ④ 独禁法に基づく調査、審決、命令等を受けた場合 ⑤ 許認可取消、営業停止等の行政処分を受けた場合 ⑥ 訴訟が継続中である場合 ⑦ 不祥事等について報道があった場合 ⑧ 事故を起こした場合 ⑨ 懲戒処分を受けた場合 ⑩ 法人等の経営状況に問題がある場合（公的資金の注入等）		該当する者についても、事前協議により推薦可能となる場合があるので、庁人事課に相談する。
7	事前連絡対象者	次の「事前連絡を要する者」に該当しないか。 ① 新しい分野の候補者 ② 過去において賞勲局へ書類提出後、取り下げ又は辞退等をしたことのある候補者 ※ 内示後辞退又は取り下げた場合は、原則として3年間は推薦できないので注意する。 ③ 再叙勲を希望する候補者 ④ 栄典授与不適合者に該当する者を推薦する場合 ⑤ その他（基準や先例に照らし問題があると思われるもの等）		該当する場合は、庁人事課に連絡する。
8	提出書類	刑罰書	氏名、生年月日が戸籍と一致しているか。 「刑罰の有無」及び「破産手続開始決定の有無」欄が「有」となっていないか。	提出部数 正本：2部 写し：1部
		戸籍前叙	改姓はないか。（改姓がある場合は審査票の該当欄に記載する） 兵役がある場合に前叙の有無を確認したか。	
		履歴書	本籍、氏名、（旧氏名）、生年月日の記載は戸籍と一致しているか。 郵便番号と住所に不一致がないか。	
		功績調書	氏名、（旧氏名）、生年月日の記載は戸籍と一致しているか。	
		審査票	他の提出書類の記載事項（内容）と整合性がとれているか。	
9	連絡事項等			

死亡叙位・叙勲候補者推薦確認票（納税）

主要経歴：

候補者氏名：

項目	検 討 内 容		チェック	備 考	
1	推 薦 基 準	ベ ー ス	①	[Redacted]	①～④のすべてを満たすこと。
			②		
			③		
			④		
	格 付	[Redacted]	①	[Redacted]	[Redacted]が あるため、庁人事課に相談すること（[Redacted]）。
			②		
			③		
			④		
2	死亡原因	「推定死亡」に該当しないか。		推定死亡の場合は死亡診断書、死亡状況書の提出を要する。	
		交通事項、自殺、水死等、死亡原因に異常はないか。		死亡状況を確認するとともに新聞記事等の情報を入手し、庁人事課に推薦の可否について相談すること。	
3	受章確認	遺族に受章の諾否を確認したか。		遺族が断った場合は推薦しない。	
4	栄典協議	他省庁分野の経歴がある場合、当該他省庁と協議を行ったか。		該当する場合は、栄典協議書を添付する。	
5	栄典授与不適合者	候補者又は候補者に関する法人（団体）が次の「栄典を授与することが不適当な者」に該当しないか。 ① 刑罰を受けた場合 ② 警察等の取り調べを受けた場合 ③ 所得税法、法人税法等に基づく重加算税を賦課された場合 ④ 独禁法に基づく調査、審決、命令等を受けた場合 ⑤ 許認可取消、営業停止等の行政処分を受けた場合 ⑥ 訴訟が継続中である場合 ⑦ 不祥事等について報道があった場合 ⑧ 事故を起こした場合 ⑨ 懲戒処分を受けた場合 ⑩ 法人等の経営状況に問題がある場合（公的資金の注入等）		該当する者についても、事前協議により推薦可能となる場合があるので、庁人事課に相談する。	
6	提出書類	刑罰書	氏名、生年月日が戸籍と一致しているか。 「刑罰の有無」及び「破産手続開始決定の有無」欄が「有」となっていないか。		提出部数 審査票：2部 その他 正本：3部（叙位のみの場合は2部） 写し：1部
		戸籍	改姓はないか。（改姓がある場合は審査票の該当欄に記載する）		
		前叙	兵役がある場合に前叙の有無を確認したか。		
		履歴書	本籍、氏名、（旧氏名）、生年月日の記載は戸籍と一致しているか。 郵便番号と住所に不一致がないか。		
		功績書	氏名、（旧氏名）、生年月日の記載は戸籍と一致しているか。		
		審査票	他の提出書類の記載事項（内容）と整合性がとれているか。		
7	連絡事項等				

死亡叙位・叙勲候補者推薦確認票（税理士）

主要経歴：

候補者氏名：

項目	検 討 内 容		チェック	備 考	
1	推 薦 基 準	ス   べ	① ②	①、②のいずれも満たすこと。	
		格	① ②		
	付	③			
		④			
2	死 亡 原 因	「推定死亡」に該当しないか。  交通事故、自殺、水死等、死亡原因に異常はないか。		推定死亡の場合は死亡診断書、死亡状況書の提出を要する。  死亡状況を確認するとともに新聞記事等の情報を入手し、庁人事課に推薦の可否について相談すること。	
3	受 章 確 認	遺族に受章の諾否を確認したか。		遺族が断った場合は推薦しない。	
4	栄 典 協 議	他省庁分野の経歴がある場合、当該他省庁と協議を行ったか。		該当する場合は、栄典協議書を添付する。	
5	栄 典 授 与 不 適 格 者	候補者又は候補者に関する法人（団体）が次の「栄典を授与することが不適当な者」に該当しないか。 ① 刑罰を受けた場合 ② 警察等の取り調べを受けた場合 ③ 所得税法、法人税法等に基づく重加算税を賦課された場合 ④ 独禁法に基づく調査、審決、命令等を受けた場合 ⑤ 許認可取消、営業停止等の行政処分を受けた場合 ⑥ 訴訟が継続中である場合 ⑦ 不祥事等について報道があった場合 ⑧ 事故を起こした場合 ⑨ 懲戒処分を受けた場合 ⑩ 法人等の経営状況に問題がある場合（公的資金の注入等）		該当する者についても、事前協議により推薦可能となる場合があるので、庁人事課に相談する。	
6	提 出 書 類	刑 罰 書	氏名、生年月日が戸籍と一致しているか。 「刑罰の有無」及び「破産手続開始決定の有無」欄が「有」となっていないか。		提出部数 審査票：2部 その他 正本：3部（叙位のみ場合は2部） 写し：1部
		戸 籍 前 叙	改姓はないか。（改姓がある場合は審査票の該当欄に記載する） 兵役がある場合に前叙の有無を確認したか。		
		履 歴 書	本籍、氏名、（旧氏名）、生年月日の記載は戸籍と一致しているか。 郵便番号と住所に不一致がないか。		
		功 績 調 査 書	氏名、（旧氏名）、生年月日の記載は戸籍と一致しているか。		
		審 査 票	他の提出書類の記載事項（内容）と整合性がとれているか。		
7	連 絡 事 項 等				

褒章候補者推薦確認票（税理士）

主要経歴：

候補者氏名：

項目	検 討 内 容		チェック	備 考
1	年 齢	発令日現在の年齢が60歳以上か。		発令日：11月 3日
2	推 薦 基 準	①	[Redacted]	①～③のすべてを満たすこと。
		②		
		③		
		④		
		⑤		
3	叙 勲 関 連		番号を記入	[Redacted]
4	辞 退 の 可 能 性	風評等により候補者に辞退の意思があることが確認されないか。		辞退の可能性のある場合は推薦を保留するとともにその事績を残しておく。
5	栄 典 協 議	他省庁分野の経歴がある場合、当該他省庁と協議を行ったか。		該当する場合は、栄典協議書を添付する。
6	栄 典 授 与 者 不 適 格 者	候補者又は候補者に関する法人（団体）が次の「栄典を授与することが不適当な者」に該当しないか。 ① 刑罰を受けた場合 ② 警察等の取り調べを受けた場合 ③ 所得税法、法人税法等に基づく重加算税を賦課された場合 ④ 独禁法に基づく調査、審決、命令等を受けた場合 ⑤ 許認可取消、営業停止等の行政処分を受けた場合 ⑥ 訴訟が継続中である場合 ⑦ 不祥事等について報道があった場合 ⑧ 事故を起こした場合 ⑨ 懲戒処分を受けた場合 ⑩ 法人等の経営状況に問題がある場合（公的資金の注入等）		該当する者についても、事前協議により推薦可能となる場合があるので、庁人事課に相談する。
7	事 前 連 絡 対 象 者	次の「事前連絡を要する者」に該当しないか。 ① 新しい分野の候補者 ② 過去において賞勲局へ書類提出後、取り下げ又は辞退等をしたことのある候補者 ※ 内示後辞退又は取り下げした場合は、原則として3年間は推薦できないので注意する。 ③ 再叙勲を希望する候補者 ④ 栄典授与不適格者に該当する者を推薦する場合 ⑤ その他（基準や先例に照らし問題があると思われるもの等）		該当する場合は、庁人事課に連絡する。
8	提 出 書 類	刑 罰 書	氏名、生年月日が戸籍と一致しているか。 「刑罰の有無」及び「破産手続開始決定の有無」欄が「有」となっていないか。	提出部数 正本：2部 写し：1部
		戸 籍	改姓はないか。（改姓がある場合は審査票の該当欄に記載する）	
		前 叙	兵役がある場合に前叙の有無を確認したか。	
		履 歴 書	本籍、氏名、（旧氏名）、生年月日の記載は戸籍と一致しているか。 郵便番号と住所に不一致がないか。	
		功 績 書	氏名、（旧氏名）、生年月日の記載は戸籍と一致しているか。	
	審 査 票	他の提出書類の記載事項（内容）と整合性がとれているか。		
9	連 絡 事 項 等			

褒章候補者推薦確認票（酒類業）

主要経歴：

候補者氏名：

項目	検 討 内 容		チェック	備 考
1	年 齢	発令日現在の年齢が60歳以上か。		発令日：11月 3日
2	推 薦 基 準	①	[Redacted]	①～③のすべてを満たすこと。
		②		
		③		
		④		
		⑤		
3	叙 勲 関 連	[Redacted]	番号を記入	[Redacted]
4	辞 退 の 可 能 性	風評等により候補者に辞退の意思があることが確認されないか。		辞退の可能性のある場合は推薦を保留するとともにその事績を残しておく。
5	栄 典 協 議	他省庁分野の経歴がある場合、当該他省庁と協議を行ったか。		該当する場合は、栄典協議書を添付する。
6	栄 典 授 与 不 適 格 者	候補者又は候補者に関する法人（団体）が次の「栄典を授与することが不適当な者」に該当しないか。 ① 刑罰を受けた場合 ② 警察等の取り調べを受けた場合 ③ 所得税法、法人税法等に基づく重加算税を賦課された場合 ④ 独禁法に基づく調査、審決、命令等を受けた場合 ⑤ 許認可取消、営業停止等の行政処分を受けた場合 ⑥ 訴訟が継続中である場合 ⑦ 不祥事等について報道があった場合 ⑧ 事故を起こした場合 ⑨ 懲戒処分を受けた場合 ⑩ 法人等の経営状況に問題がある場合（公的資金の注入等）		該当する者についても、事前協議により推薦可能となる場合があるので、庁人事課に相談する。
7	事 前 連 絡 対 象 者	次の「事前連絡を要する者」に該当しないか。 ① 新しい分野の候補者 ② 過去において賞勲局へ書類提出後、取り下げ又は辞退等をしたことのある候補者 ※ 内示後辞退又は取り下げた場合は、原則として3年間は推薦できないので注意する。 ③ 再叙勲を希望する候補者 ④ 栄典授与不適格者に該当する者を推薦する場合 ⑤ その他（基準や先例に照らし問題があると思われるもの等）		該当する場合は、庁人事課に連絡する。
8	提 出 書 類	刑 罰 書	氏名、生年月日が戸籍と一致しているか。 「刑罰の有無」及び「破産手続開始決定の有無」欄が「有」となっていないか。	提出部数 正本：2部 写し：1部
		戸 籍	改姓はないか。（改姓がある場合は審査票の該当欄に記載する）	
		前 叙	兵役がある場合に前叙の有無を確認したか。	
		履 歴 書	本籍、氏名、（旧氏名）、生年月日の記載は戸籍と一致しているか。 郵便番号と住所に不一致がないか。	
		功 績 書	氏名、（旧氏名）、生年月日の記載は戸籍と一致しているか。	
9	連 絡 事 項 等	審査票	他の提出書類の記載事項（内容）と整合性がとれているか。	

死亡叙位・叙勲候補者推薦確認票（酒類業：酒造）

主要経歴：

候補者氏名：

項目	検 討 内 容		チェック	備 考
1	推 薦	①	[Redacted]	①～③のすべてを満たすこと。
		②		
	③			
	④			
基 準	付	①	[Redacted]	
		②		
		③		
		④		
2	死亡原因	「推定死亡」に該当しないか。		推定死亡の場合は死亡診断書、死亡状況書の提出を要する。
		交通事項、自殺、水死等、死亡原因に異常はないか。		死亡状況を確認するとともに新聞記事等の情報を入手し、庁人事課に推薦の可否について相談すること。
3	受章確認	遺族に受章の諾否を確認したか。		遺族が断った場合は推薦しない。
4	栄典協議	他省庁分野の経歴がある場合、当該他省庁と協議を行ったか。		該当する場合は、栄典協議書を添付する。
5	栄典授与不適合者	候補者又は候補者に関係する法人（団体）が次の「栄典を授与することが不適当な者」に該当しないか。 ① 刑罰を受けた場合 ② 警察等の取り調べを受けた場合 ③ 所得税法、法人税法等に基づく重加算税を賦課された場合 ④ 独禁法に基づく調査、審決、命令等を受けた場合 ⑤ 許認可取消、営業停止等の行政処分を受けた場合 ⑥ 訴訟が継続中である場合 ⑦ 不祥事等について報道があった場合 ⑧ 事故を起こした場合 ⑨ 懲戒処分を受けた場合 ⑩ 法人等の経営状況に問題がある場合（公的資金の注入等）		該当する者についても、事前協議により推薦可能となる場合があるので、庁人事課に相談する。
6	提出書類	刑罰書	氏名、生年月日が戸籍と一致しているか。 「刑罰の有無」及び「破産手続開始決定の有無」欄が「有」となっていないか。	提出部数 審査票：2部 その他 正本：3部（叙位のみ場合は2部） 写し：1部
		戸籍	改姓はないか。（改姓がある場合は審査票の該当欄に記載する）	
		前叙	兵役がある場合に前叙の有無を確認したか。	
		履歴書	本籍、氏名、（旧氏名）、生年月日の記載は戸籍と一致しているか。 郵便番号と住所に不一致がないか。	
		功績書	氏名、（旧氏名）、生年月日の記載は戸籍と一致しているか。	
	審査票	他の提出書類の記載事項（内容）と整合性がとれているか。		
7	連絡事項等			

死亡叙位・叙勲候補者推薦確認票（酒類業：卸売・小売）

主要経歴：

候補者氏名：

項目	検討内容		チェック	備考
1	推薦ベース	①	[Redacted]	①～③のすべてを満たすこと。
		②		
	③			
	④			
基準付格	①	[Redacted]		
	②			
	③			
	④			
2	死亡原因	「推定死亡」に該当しないか。		推定死亡の場合は死亡診断書、死亡状況書の提出を要する。
		交通事項、自殺、水死等、死亡原因に異常はないか。		死亡状況を確認するとともに新聞記事等の情報を入手し、庁人事課に推薦の可否について相談すること。
3	受章確認	遺族に受章の諾否を確認したか。		遺族が断った場合は推薦しない。
4	栄典協議	他省庁分野の経歴がある場合、当該他省庁と協議を行ったか。		該当する場合は、栄典協議書を添付する。
5	栄典授与不適格者	候補者又は候補者に関係する法人（団体）が次の「栄典を授与することが不適当な者」に該当しないか。 ① 刑罰を受けた場合 ② 警察等の取り調べを受けた場合 ③ 所得税法、法人税法等に基づく重加算税を賦課された場合 ④ 独禁法に基づく調査、審決、命令等を受けた場合 ⑤ 許認可取消、営業停止等の行政処分を受けた場合 ⑥ 訴訟が継続中である場合 ⑦ 不祥事等について報道があった場合 ⑧ 事故を起こした場合 ⑨ 懲戒処分を受けた場合 ⑩ 法人等の経営状況に問題がある場合（公的資金の注入等）		該当する者についても、事前協議により推薦可能となる場合があるので、庁人事課に相談する。
6	提出書類	刑罰罰書	氏名、生年月日が戸籍と一致しているか。 「刑罰の有無」及び「破産手続開始決定の有無」欄が「有」となっていないか。	提出部数 審査票：2部 その他 正本：3部（叙位のみ場合は2部） 写し：1部
		戸籍前叙	改姓はないか。（改姓がある場合は審査票の該当欄に記載する） 兵役がある場合に前叙の有無を確認したか。	
		履歴書	本籍、氏名、（旧氏名）、生年月日の記載は戸籍と一致しているか。 郵便番号と住所に不一致がないか。	
		功績調書	氏名、（旧氏名）、生年月日の記載は戸籍と一致しているか。	
		審査票	他の提出書類の記載事項（内容）と整合性がとれているか。	
7	連絡事項等			

死亡叙位・叙勲候補者推薦確認票（元職）

主要経歴：

候補者氏名：

項目	検討内容		チェック	備考
1	推薦	ベース	4 G以上の官職の経験者でその期間が1年以上あるか。	現職死亡の場合は半年以上の経験で足りる。
		叙勲	① 主要経歴が3 G官職の場合	
	② 主要経歴が4 G官職の場合			
	基準	判任官推定		判任官推定は判任官期間と高等官期間の合計期間で判定する。
高等官推定				
3	懲戒処分等	懲戒処分（免職・停職・減給・戒告）を受けていないか。		免職・停職は推薦不可。 減給・戒告は推薦の際、弁明書を提出する。 ※自らの非行による処分の場合は推薦不可。
4	休職期間			兵役による休職は除く。
5	死亡原因	「推定死亡」に該当しないか。		推定死亡の場合は死亡診断書、死亡状況書の提出を要する。
		交通事項、自殺、水死等、死亡原因に異常はないか。		死亡状況を確認するとともに新聞記事等の情報を入手し、庁人事課に推薦の可否について相談すること。
6	受章確認	遺族に受章の諾否を確認したか。		遺族が断った場合は推薦しない。
6	栄典授与者不適格者	候補者又は候補者に関する法人（団体）が次の「栄典を授与することが不適当な者」に該当しないか。 ① 刑罰を受けた場合 ② 警察等の取り調べを受けた場合 ③ 所得税法、法人税法等に基づく重加算税を賦課された場合 ④ 独禁法に基づく調査、審決、命令等を受けた場合 ⑤ 許認可取消、営業停止等の行政処分を受けた場合 ⑥ 訴訟が継続中である場合 ⑦ 不祥事等について報道があった場合 ⑧ 事故を起こした場合 ⑨ 懲戒処分を受けた場合 ⑩ 法人等の経営状況に問題がある場合（公的資金の注入等）		該当する者についても、事前協議により推薦可能となる場合があるので、庁人事課に相談する。
7	提出書類	刑罰書	氏名、生年月日が戸籍と一致しているか。 「刑罰の有無」及び「破産手続開始決定の有無」欄が「有」となっていないか。	提出部数 審査票：2部 その他 正本：3部（叙位のみ場合は2部） 写し：1部
		戸籍	改姓はないか。（改姓がある場合は審査票の該当欄に記載する）	
		前叙	兵役がある場合に前叙の有無を確認したか。	
		履歴書	本籍、氏名、（旧氏名）、生年月日の記載は戸籍と一致しているか。 郵便番号と住所に不一致がないか。	
		功績書	氏名、（旧氏名）、生年月日の記載は戸籍と一致しているか。	
8	連絡事項等	審査票	他の提出書類の記載事項（内容）と整合性がとれているか。	


担当者メモ

栄典事務担当者メモ  
(審査票様式等)

令和2年7月

国税庁人事課考査係

# 目 次

勲章審査票(A)【元職員用】	1
勲章審査票(B)【民間人用】	2
勲章審査票(C)【元職員用：死亡】	3
勲章審査票(D)【民間人用：死亡】	4
褒章審査票(E)	5
勲章審査票(A・C-2)【元職員用の次葉】	6
勲章(褒章)審査票(B・D・E-2)【民間人用の次葉】	7
叙位審査票(A)【元職員用】	8
叙位審査票(B)【民間人用】	9
叙位審査票(C)【元職員用の次葉】	10
叙位審査票(D)【民間人用の次葉】	11
功績調書	12
履歴書【元職員用】	13
履歴書【民間人用】	15
刑罰等調書	17
団体の規模及び事業概況等調【団体用】	18
団体の規模及び事業概況等調【営利企業用】	19
経営状況調	20
団体の組織図	21
歴代役員名簿	22
栄典協議書	23
高齢候補者の推薦理由	24
	25
死亡状況書	26
事前協議書	27
勤務成績証明書	28









褒 章 審 査 票

年次	省庁等 財務省 (国税庁)				コード	6	8	9	通し番号																																																																																																																						
本籍									コード																																																																																																																						
現住所	〒								コード																																																																																																																						
ふりがな 氏名		性別	旧氏名等	ふりがな ペンネーム・芸名	勲章	褒章																																																																																																																									
生年月日	( 歳)			出生地																																																																																																																											
主要 経歴					最終学歴																																																																																																																										
功績名																																																																																																																															
区分	職名等	在職期間	在職年月数	備考																																																																																																																											
		自 至																																																																																																																													
		自 至																																																																																																																													
		自 至																																																																																																																													
		自 至																																																																																																																													
		自 至																																																																																																																													
		自 至																																																																																																																													
		自 至																																																																																																																													
		自 至																																																																																																																													
		自 至																																																																																																																													
		自 至																																																																																																																													
		自 至																																																																																																																													
		自 至												表彰歴																																																																																																																	
		自 至		<table border="1"> <tr> <td rowspan="6">会社 の 規模 など</td> <td colspan="4">現在</td> <td colspan="4">現在</td> </tr> <tr> <td>名称</td> <td colspan="3"></td> <td>名称</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>資本金</td> <td colspan="3">万円</td> <td>資本金</td> <td colspan="3">万円</td> </tr> <tr> <td>従業員</td> <td colspan="3">人</td> <td>従業員</td> <td colspan="3">人</td> </tr> <tr> <td>販売高</td> <td colspan="3">万円</td> <td>販売高</td> <td colspan="3">万円</td> </tr> <tr> <td>役員</td> <td>会</td> <td>社</td> <td>副</td> <td>専</td> <td>常</td> <td>理</td> <td>役</td> <td>員</td> <td>会</td> <td>社</td> <td>副</td> <td>専</td> <td>常</td> <td>理</td> <td>役</td> <td>員</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">団 体 の 規 模 な ど</td> <td colspan="4">現在</td> <td colspan="4">現在</td> </tr> <tr> <td>名称</td> <td colspan="3"></td> <td>名称</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>活動 範囲</td> <td colspan="3"></td> <td>活動 範囲</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>会員数</td> <td colspan="3">人</td> <td>会員数</td> <td colspan="3">人</td> </tr> <tr> <td>役員</td> <td>長</td> <td>副</td> <td>専</td> <td>常</td> <td>理</td> <td>役</td> <td>員</td> <td>長</td> <td>副</td> <td>専</td> <td>常</td> <td>理</td> <td>役</td> <td>員</td> </tr> <tr> <td>職員 年予算</td> <td colspan="3">万円</td> <td>職員 年予算</td> <td colspan="3">万円</td> </tr> </table>										会社 の 規模 など	現在				現在				名称				名称				資本金	万円			資本金	万円			従業員	人			従業員	人			販売高	万円			販売高	万円			役員	会	社	副	専	常	理	役	員	会	社	副	専	常	理	役	員	団 体 の 規 模 な ど	現在				現在				名称				名称				活動 範囲				活動 範囲				会員数	人			会員数	人			役員	長	副	専	常	理	役	員	長	副	専	常	理	役	員	職員 年予算	万円			職員 年予算	万円		
会社 の 規模 など	現在														現在																																																																																																																
	名称														名称																																																																																																																
	資本金	万円													資本金	万円																																																																																																															
	従業員	人													従業員	人																																																																																																															
	販売高	万円													販売高	万円																																																																																																															
	役員	会	社											副	専	常	理	役	員	会	社	副	専	常	理	役	員																																																																																																				
団 体 の 規 模 な ど	現在													現在																																																																																																																	
	名称													名称																																																																																																																	
	活動 範囲													活動 範囲																																																																																																																	
	会員数	人												会員数	人																																																																																																																
	役員	長	副											専	常	理	役	員	長	副	専	常	理	役	員																																																																																																						
	職員 年予算	万円			職員 年予算	万円																																																																																																																									
		自 至																																																																																																																													
		自 至																																																																																																																													
		自 至																																																																																																																													
		自 至																																																																																																																													
		自 至																																																																																																																													
		自 至																																																																																																																													
		自 至																																																																																																																													
		自 至																																																																																																																													
		自 至																																																																																																																													
		自 至																																																																																																																													
事績概要																																																																																																																															
決定																																																																																																																															
賞勲																																																																																																																															
係																																																																																																																															
申立																																																																																																																															

(E)













功 績 調 書

こくぜい たろう  
国 税 太 郎  
(旧氏名 大蔵 太郎)  
大正 15 年 5 月 14 日生

以下、功績を記載する。



( 退職後の職歴 )

自 昭和 年 月 日  
至 昭和 年 月 日

自 昭和 年 月 日  
至 昭和 年 月 日

( 民間団体歴 )

自 昭和 年 月 日  
至 昭和 年 月 日

自 昭和 年 月 日  
至 昭和 年 月 日

( 賞 罰 )

昭和 年 月 日  
平成 年 月 日

( そ の 他 )

令和 年 月 日 死亡 (死亡原因)

# 履 歴 書

本 籍

〒

現 住 所

こくぜい たろう  
国 税 太 郎  
(旧氏名:納税 太郎)  
昭和15年5月1日生

( 学 歴 等 )

昭和 年 月      ○○学校○○部○○科 卒業  
昭和 年 月

( 職 歴 )

自 昭和 年 月 日  
至 昭和 年 月 日

自 昭和 年 月 日  
至 昭和 年 月 日

( 民 間 団 体 歴 )

自 昭和 年 月 日  
至 昭和 年 月 日

自 昭和 年 月 日  
至 昭和 年 月 日

自 昭和 年 月 日  
至 昭和 年 月 日

自 昭和 年 月 日  
至 昭和 年 月 日

自 昭和 年 月 日  
至 昭和 年 月 日

自 昭和 年 月 日  
至 昭和 年 月 日

( 賞 罰 )

昭和 年 月 日  
平成 年 月 日

( そ の 他 )

令和 年 月 日 死亡 (死亡原因)

# 刑 罰 等 調 書

氏 名

昭和 年 月 日 生

1 刑罰の有無（道路交通法違反及び自動車の保管場所の確保等に関する法律違反による罰金刑を含む。）

2 破産宣告又は破産手続開始決定の有無

上記のとおり相違ありません。

令和 年 月 日

団体の規模及び事業概況等調

候補者名：○ ○ ○ ○

令和〇〇年〇〇月〇〇日現在

団体の名称	法的根拠	規 模				事業内容	備 考
		会員数	活動範囲	役職員構成	年予算額		

団体の規模及び事業概況等調

候補者名：○ ○ ○ ○

令和〇〇年〇〇月〇〇日現在

団体の名称	法的根拠	規 模			事 業 内 容	備 考
		資本金	役職員構成	売上高		

# 経営状況調

【候補者名】 \_\_\_\_\_

【法人名】 \_\_\_\_\_

単位:千円

年 度	自				
	至				
売上金額					
売上総利益					
営業利益					
経常利益					
当期純利益					

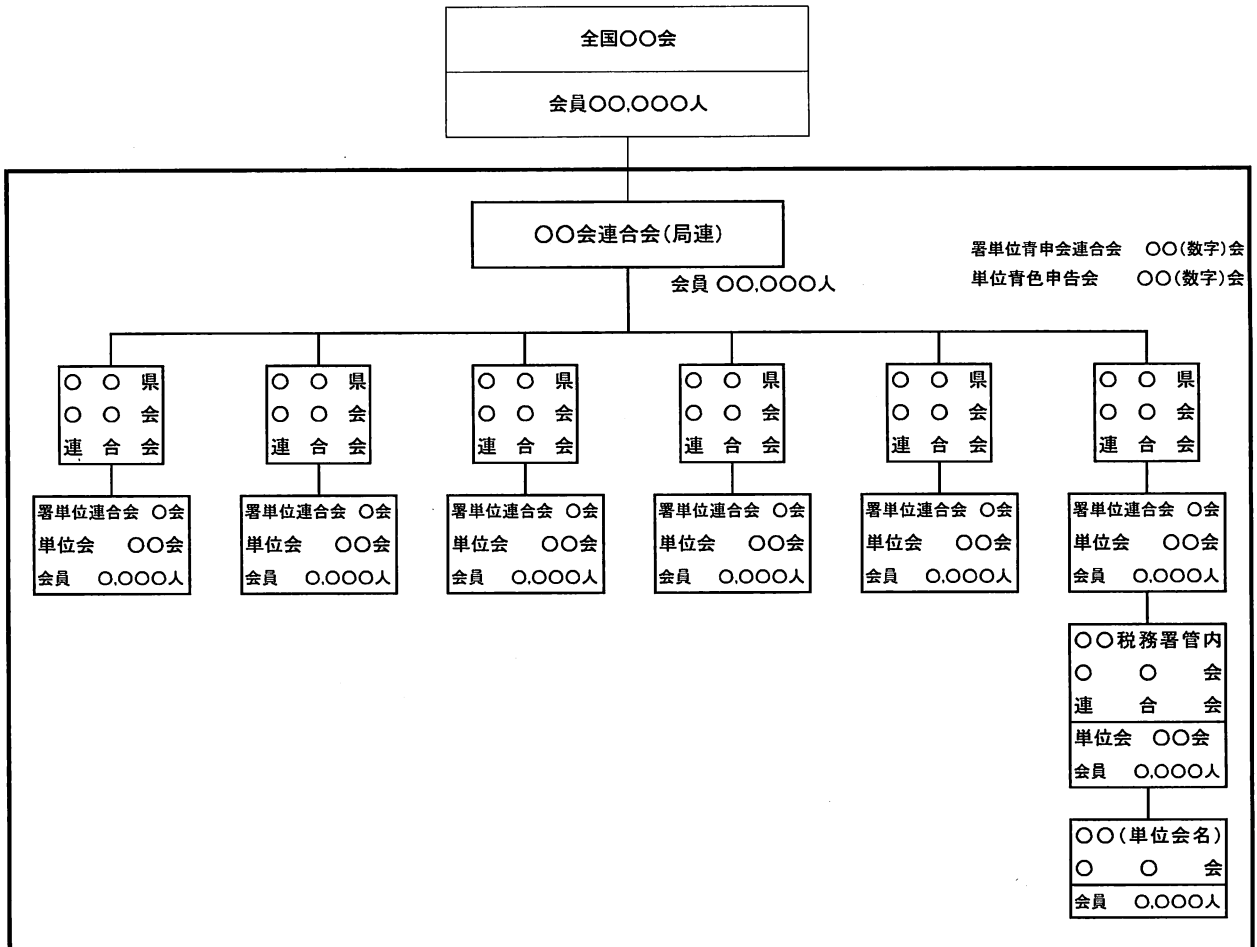
参考となる項目

● ● 収入					
● ● 費					

【(経営状況が悪化している場合)その理由・栄典環境に関する意見】

令和〇年〇月〇日 現在

〇〇会連合会の組織図



歴代役員名簿（〇〇会〇〇ポスト名）

氏名	生年月日	在職期間		褒章・叙勲		その他の役職等	備考
				時期	勲等		
		～					
		～					
		～					
		～					
		～					
		～					
		～					
		～					
		～					
		～					
		～					
		～					

栄典協議書

令和〇年秋 叙勲

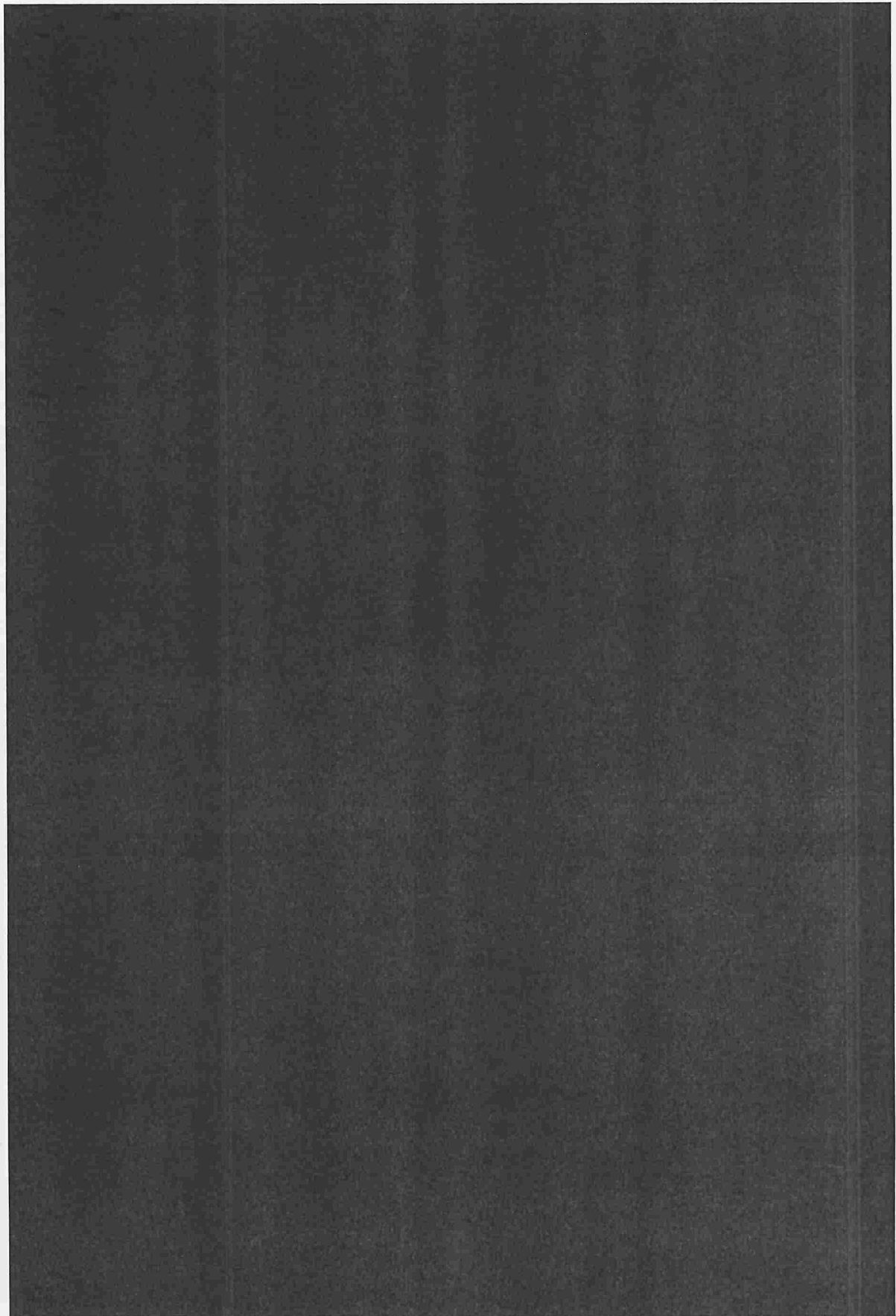
照会先	所属・氏名			
	連絡先	TEL : FAX :		
対象者	氏名		生年月日	
	主要経歴			
	勲等			
協議内容				

高齢候補者（75歳以上）の推薦理由

候補者： ○○ ○○（現 ○○青色申告会連合副会長）

以下、理由を記載する。

[REDACTED]



## 死亡状況書

〇〇〇〇氏の死亡時刻が「推定」とされた事情は、次のとおりです。

以下、死亡状況を記載する。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇国税局総務部〇〇課課長補佐 〇〇 〇〇 ⑩

事前協議書

[栄典の受章環境について検討を要する候補者事前協議]

推薦省庁	財務省	番号		功労種別	
ふりがな 氏名				年齢	
経歴					
取下げ等経緯					
事案の概要					

勤務成績証明書

元 ○○ 税務署長

○ ○ ○ ○

令和○年○月○日

○○ 国税局総務部人事第二課長 ○○ ○○

担当者メモ

栄典事務担当者メモ  
(記載例)

令和2年7月  
国税庁人事課考査係

年次 (発令)	令3春	省庁等	財務省（国税庁）		コード	689	通し番号	
本籍	埼玉県朝霞市		大沼溝沼1983番地の2		コード	11227		
現住所	〒100-0013 東京都千代田区		霞が関3丁目1番1号		コード	13101		
ふりがな	のうぜい	たろう	性別	男	旧氏名等	大蔵 太郎 (昭23.5.1改姓)	ふりがな	のうぜい たろう
氏名	納税	太郎					改姓がある場合に記載	受章がある場合に記載
生年月日	昭和23年6月24日		(73歳)	出生地	埼玉県和光市			
主要経歴	現 (一社)〇〇県法人会連合会 会長			コード	51	最終学歴	〇〇大学〇〇部	
功労名	納税功労			社団法人は(一社)と省略 下段は原則記載不要		昭和〇〇年3月卒業	表彰歴 平22.10.28 財務大臣表彰 (納税功労)	
区分	職名等	在職期間	在職年月数	備考				
	〇〇〇〇(株) 従業員	自至		<p>チェックポイント</p> <p>① 履歴書と記載内容は一致しているか</p> <p>② 職名欄は 「生業」→「国税関係団体役職歴」→ 「その他の団体の役職歴」 の順に記載されているか</p> <p>③ 団体役職歴については 「署単位」→「県」→「局(ブロック)」→ 「全国」 の順に記載されているか</p> <p>組織変更等により名称を変更している場合は、新しい名称を二段書きし、変更日を記載する</p>				
	〃 常務取締役	自至						
	〃 代表取締役社長	自至						
	〃 代表取締役会長	自至						
	(社)〇〇法人会 常任理事	自至						
	〃 副会長	自至						
	〃 会長	自至						
	(公社)〇〇法人会 会長 (平成25年4月1日 組織変更)	自至						
	(社)〇〇県法人会連合会 理事	自至						
	〃 会長	自至						
○	(一社)〇〇県法人会連合会 会長 (平成26年4月1日 組織変更)	自至						
	〇〇法人会連合会 副会長	自至						
	(財)全国法人会総連合 理事	自至						
	〃 常任理事	自至						
	(公財)全国法人会総連合 常任理事 (平成23年4月1日 組織変更)	自至						
決定	<p>主要経歴に「○」をつける</p> <p>団体規模調と一致させる 役員在職時の内容を記載する</p> <p>「常」の欄については、「常務理事」「常任理事」の人数(両方ある場合は合計)を記載する。</p> <p>「職員」には役員ではない「事務局長」も含む。</p>							
賞勲								
係								
申立	申立勲等を記載する							
	会社規模など	令和元年3月31日 現在		現在				
	名称	〇〇〇〇(株)	名称					
	資本金	3,000 万円	資本金	万円				
	従業員	13 人	従業員	人				
	販売高	40,901 万円	販売高	万円				
	役員	会社副専常 1:1:0:0:1	役員	会社副専常				
	団体規模など	令和元年3月31日 現在		令和元年3月31日 現在				
	名称	(公社)〇〇法人会	名称	(一社)〇〇県法人会連合会				
	活動範囲	〇〇税務署管内	活動範囲	〇〇県				
	会員数	3,247 人	会員数	6,280 (6単体会)				
	役員	長副専常理 1:10:0:8:55	役員	長副専常理	1:10:0:0:69			
	職員	4 人	職員	4 人				
	年予算	4,321 万円	年予算	5,324 万円				

(B)



勲章審査票

年次 (発令)	令3秋	省庁等	財務省 (国税庁)			コード	6	8	9	通し番号					
本籍	埼玉県朝霞市		大沼溝沼1983番地の2						コード	1	1	2	2	7	
現住所	〒100-0013 東京都千代田区		霞が関3丁目1番1号						コード	1	3	1	0	1	
ふりがな	のうぜい	たろう	性別	旧氏名等	ふりがな ペンネーム・芸名	勲章	褒章								
氏名	納税	太郎	男												
生年月日	昭和24年6月24日 (72歳)			出生地	埼玉県和光市										
主要 経歴	元 日本税理士会連合会 理事				コード	5	1	最終学歴	表彰歴						
					〇〇市立〇〇高等学校〇〇科										
功労名	税理士功労				昭和〇〇年3月卒業										
区分	職名等		在職期間	在職年月数	備考										
	税理士		自至												
			自至												
	〇〇税理士会〇〇支部 副支部長		自至												
	" 支部長		自至												
	" 幹事		自至												
	〇〇税理士会 理事		自至												
	" 常務理事		自至												
	" 理事		自至												
	" 副会長		自至												
	〇 日本税理士会連合会 理事		自至												
			自至												
	(社) 中小企業診断協会〇〇支部 支部長		自至												
	(社) 中小企業診断協会 常任理事		自至												
	" 副会長		自至												
			自至												
			自至												
決定					会社 の 規 模 な ど	現在		現在							
						名称		名称							
賞勲					資本金	万円	資本金	万円							
					従業員	人	従業員	人							
係					販売高	万円	販売高	万円							
					役員	会社副専常	役員	会社副専常							
申立					平成24年6月30日	現在	平成27年4月30日	現在							
					名称	〇〇税理士会	名称	日本税理士会連合会							
					活動圏	〇〇県	活動圏	全国							
					会員数	4,967人	会員数	70,882人							
					役員	長副専常理 1:7:1:20:59	役員	長副専常理 1:14:3:25:62							
					職員	18人	職員	42人							
					年予算	47,392万円	年予算	192,903万円							





# 叙 位 審 査 票

省庁等	財務省(国税庁)		コード	689	番号		裁可	令	年	月	日	
死亡日	令和2年12月30日		心不全	← 死亡原因を記入する		付日	閣議					
現住所	〒 100-0013 東京都千代田区		霞が関3丁目1番1号				コード	13101				
ふりがな	のうぜい	たろう	旧氏名等	ペンネーム・芸名		位	階	勲章				
氏名	納税 太郎		男	大蔵太郎 (昭23.5.1改姓)		受章がある場合に記載						
生年月日	昭和10年6月24日		85	歳	最終学歴	表彰歴		褒章				
主要経歴	元(社)〇〇県法人会連合会 会長				〇〇大学〇〇部	平14.10.28 財務大臣表彰 (納税功劳)						
功労名	納税功劳		← 死亡日時点で退職している場合は「元」とする (死亡日まで在任している場合は「現」)									
区分	職名等	在職期間	在職年月数	備考								
	〇〇〇〇(株) 従業員	自至		チェックポイント ① 在職年月数は日単位で記載する。 ② 履歴書と記載内容は一致しているか ③ 職名欄は 「生業」→「国税関係団体役職歴」→ 「その他の団体の役職歴」 の順に記載されているか ④ 団体役職歴については 「署単位」→「県」→「局(ブロック)」→ 「全国」 の順に記載されているか								
	〃 常務取締役	自至										
	〃 代表取締役社長	自至										
	〃 代表取締役会長	自至										
	(社)〇〇法人会 理事	自至										
	〃 常任理事	自至										
	〃 副会長	自至										
	〃 会長	自至										
	(社)〇〇県法人会連合会 理事	自至										
	〃 副会長	自至										
〇	〃 会長	自至		会社の規模など	団体の規模など							
	〇〇法人会連合会 副会長	自至		名称	〇〇〇〇(株)	名称	(社)〇〇法人会					
	(財)全国法人会総連合 理事	自至		資本金	3,000 万円	活動範囲	〇〇税務署管内					
	〃 常任理事	自至		従業員	13 人	会員数	3,247 人					
	〇〇商工会議所 常議員議員	自至		販売高	40,901 万円	役員	長 副 専 常 理 1 10 0 8 55					
	〃 会頭	自至		役員	会 社 副 専 常 1 1 0 0 1	職員	4 人					
	叙 位	叙 勲		事業内容	不動産業	年予算	4,321 万円					
決定	叙位の場合も、必要に応じて栄典協議を行う			団体規模調と一致させる 役員在職時の内容を記載する								
係				名称		名称	(社)〇〇県法人会連合会					
申立	申立位階・勲等を記載する 勲章受章済の場合は「一」とする			活動範囲	〇〇県	会員数	6,280 (6単体会)					
				販売高		役員	長 副 専 常 理 1 10 0 0 69					
				役員	会 社 副 専 常 : : : : :	職員	4 人					
				事業内容		年予算	5,324 万円					



# 叙 位 審 査 票

省庁等	財務省 (国税庁)	コード	689	番号		裁可	令 年 月 日	
死亡日	令和2年12月30日 心不全	受付日						閣議
現住所	〒 100-0013 東京都千代田区 霞が関3丁目1番1号						コード	13101
ふりがな	のうぜい	たろう	旧氏名等	ペンネーム・芸名	位	階	勲章	
氏名	納税	太郎	男					
生年月日	昭和10年12月23日	85 歳	最終学歴	表彰歴	褒章			
主要経歴	元 ○○県酒造組合 会長		○○大学○○学部					
			昭和○○年3月卒業					
功労名	酒類業振興功労							
区分	職名等	在職期間	在職年月数	備考				
	○○酒造(株) 勤務	自至						
	〃 取締役	自至						
	△△酒造(株) 代表取締役 (H13.10.1○○酒造(株)と××酒造(株)が合併)	自至						
		自至						
		自至						
	○○県酒造組合連合会 理事	自至						
	〃 副会長	自至						
	〃 会長	自至						
	日本酒造組合中央会○○支部 支部長	自至						
	日本酒造組合中央会 理事	自至						
		自至						
	○○法人会 理事	自至		会社の規模など 団体の規模など				
		自至		名称	△△酒造(株)	名称	○○県酒造組合	
		自至		資本金	5,000 万円	活動範囲	○○県	
		自至		従業員	108 人	会員数	42 人	
		自至		販売高	254,869 万円	役員	長 副 専 常 理 1 2 1 0 5	
		自至		役員	会 社 副 専 常 0 1 1 1 1	職員	1 人	
		自至		事業内容	酒造業	年予算	2,304 万円	
		自至		名称		名称	日本酒造組合中央会	
決定	叙位	叙勲		資本金	万円	活動範囲	全国	
係				従業員	人	会員数	2,026 人	
申立				販売高	万円	役員	長 副 専 常 理 1 5 0 1 17	
				役員	会 社 副 専 常	職員	16 人	
				事業内容		年予算	88,698 万円	

# 叙 位 審 査 票

省庁等	財務省 (国税庁)		コード	689	番号		裁可	令 年 月 日					
死亡日	令和2年10月25日 脳梗塞			受付日			閣議						
現住所	〒 100-0013 東京都千代田区 霞が関3丁目1番1号			コード	13101								
ふりがな	のうげい	たろう	旧氏名等	ペンネーム・芸名	位	階	勲	章					
氏名	納税	太郎	男										
生年月日	昭和20年6月27日		75 歳	最終学歴	表彰歴		褒章						
主要経歴	現 ○○県卸売酒販組合 理事長			○○大学○○学部○○学科									
功労名	酒類業振興功労			昭和○○年3月卒業									
区分	職名	等	在職期間	在職年月数	備考								
	○○商店 経営		自至	年月日									
	(株)○○商店 代表取締役社長		自至	年月日									
	〃 代表取締役会長		自至	年月日									
	〇 〇〇県卸売酒販組合 理事		自至	年月日									
	〃 副理事長		自至	年月日									
	〃 理事長		自至	年月日									
	全国卸売酒販組合中央会○○支部 理事		自至	年月日									
	〃 副支部長		自至	年月日									
	〃 支部長		自至	年月日									
	全国卸売酒販組合中央会 理事		自至	年月日									
			自至	年月日	会社の規模など 団体の規模など								
			自至	年月日	名称	〇〇商店	名称	〇〇県卸売酒販組合					
			自至	年月日	資本金	300 万円	活動範囲	〇〇県					
			自至	年月日	従業員	8 人	会員数	9 人					
			自至	年月日	販売高	12,345 万円	役員	長	副	専	常	理	
			自至	年月日	役員	会 社 副 専 常	職員	1	1	0	0	3	
			自至	年月日	事業内容	酒類卸売業	年予算	270 万円					
			自至	年月日	名称		名称	全国卸売酒販組合中央会					
決定	叙位	叙勲				資本金	万円	活動範囲	全国				
係						従業員	人	会員数	857 人				
申立						販売高	万円	役員	長	副	専	常	理
						役員	会 社 副 専 常	職員	1	4	1	1	12
						事業内容		年予算	13,622 万円				

未叙勲の場合は死亡叙勲の申立勲等をかっこ書きで記載する

# 叙 位 審 査 票

(1/1)

省庁等	財務省 (国税庁)	コード	689	番号		裁可	令 年 月 日
死亡日	令和2年9月13日	肝臓がん	受付日		閣議		
現住所	〒 295-0102 〇〇県〇〇市		〇〇町〇〇番地		コード	12234	
ふりがな	のうぜい	たろう	旧氏名等	ペンネーム・芸名	位	階	勲章
氏名	納税 太郎		男				
生年月日	昭和18年1月1日		77 歳	最終学歴	表彰歴	褒章	
主要経歴	現 (一社) 〇〇県青色申告会連合会 副会長			〇〇県立〇〇高等学校	平22.10.27 財務大臣表彰		
	元 〇〇県〇〇市議会 議員			昭和〇〇年3月卒業	(納税功劳)		
功劳名	納税功劳 地方自治功劳						
区分	職名	等	在職期間	在職件数	備考		
	民宿 〇〇〇		自 至				
	〇〇県青色申告会連合会	理事	自 至				
	(社) 〇〇県青色申告会連合会	理事	自 至				
	〃	副会長	自 至				
	〇 (一社) 〇〇県青色申告会連合会	副会長	自 至				
	〇〇県〇〇町議会	議員	自 至				
	〃	副議長	自 至				
	〃	議長	自 至				
	〇〇県〇〇市議会	議員	自 至				
			自 至				
				会社の規模など	団体の規模など		
				名称	民宿 〇〇〇	名称	(一社) 館山青色申告会
				資本金	万円	活動範囲	館山市、鴨川市、南房総市、安房郡(館南町)
				従業員	1 人	会員数	2,000 人
				販売高	200 万円	役員	長 副 専 常 理 1 4 26
				役員	会社副専常	職員	5 人
				事業内容	民宿	年予算	4,725 万円
				名称		名称	(一社) 千葉県青色申告会連合会
				資本金	万円	活動範囲	千葉県
				従業員	人	会員数	47,000 人
				販売高	万円	役員	長 副 専 常 理 1 4 9
				役員	会社副専常	職員	3 人
				事業内容		年予算	2,485 万円
決定	叙位	叙勲					
係							
申立							









# 叙 位 審 査 票

省庁等	財務省 (国税庁)			コード	689	番号		裁可	令 年 月 日		
死亡日	令和3年1月31日		心不全		受付日			閣議			
現住所	〒 100-0013 東京都千代田区			霞が関3丁目1番1号			コード	13101			
ふりがな	こくぜい	たろう	旧氏名等	ペンネーム・芸名		位階	勲章				
氏名	国税 太郎		男								
生年月日	昭和9年1月1日		(87歳)		最終学歴	表章歴	褒章				
主要経歴(官職)	元 大蔵事務官 (〇〇国税局〇〇部長)			〇〇大学〇〇学部 〇〇学科		生前に叙位・叙勲を受けている場合は記載する					
功労名	税務行政事務功労			試験	年 月		試験合格				
発令年月日	官 職 名 等		高等官位	階	必要年数	備考					
S28 6 1	大蔵事務官					雇の期間は記載しない 属、大蔵事務官から記載する					
46 1 1	税務職3等級6号俸										
52 10 1	税務職特3等級10号俸										
56 7 10	〇〇国税局〇〇部〇〇					別紙7-1に掲げる俸給、役職を共に満たした時点から高等官推定を開始する。					
58 7 12	〇〇国税局〇〇部〇〇課長										
58 8 10											
58 10 1	税務職2等級15号俸					(注意) 60.6.30以前 「等級」 60.7.1以降 「級」					
60 7 1	税務職9級15号俸										
60 7 10	〇〇税務署長										
60 12 10											
62 7 10	〇〇国税局〇〇部〇〇室長										
62 10 1	税務職10級14号俸										
63 7 10	税務大学校〇〇研修所長										
H2 7 10	国税庁長官官房総務課監督官室国税庁〇〇派遣首席監督官										
3 7 10	〇〇国税局〇〇部長										
3 7 10	税務職11級11号俸										
4 7 10	辞職					辞職日、死亡日も忘れずに記載する。					
R2 1 31	死亡										
決定	叙 位		叙 勲								
係											
申立					申立位階を記入する 生前叙勲を受けている場合、申立叙勲欄は「一」とする。						

# 叙 位 審 査 票

省庁等	財務省(国税庁)		コード	689	番号		裁可	令	年	月	日
死亡日	令和2年8月28日		心不全		受付日		開議				
現住所	〒100-0013 東京都千代田区		霞が関3丁目1番1号				コード	13101			
ふりがな	こくぜい	たろう	旧氏名等	ペンネーム・芸名		位階	勲章				
氏名	国税 太郎		男								
生年月日	大正11年3月12日		(98歳)		最終学歴	表彰歴	褒章				
主経歴(官職)	元 大蔵事務官(〇〇国税局〇〇部〇〇〇〇)				〇〇学校〇〇科						
					昭和〇〇年3月卒業						
功労名	税務行政事務功労				試験	年	月	試験合格			
発令年月日	官 職 名 等			高等官位	階	必要年数	備考				
年 月 日											
S16	4	1	税務署属								
17	8	9	休職(文官分限令第11条第1項第4号)				文官分限令の休職は、休職期間として除算				
20	7	8	税務署属(復職)								
21	4	1	大蔵事務官				兵役 (昭17.8.10~20.6.13) 前叙なし				
36	1	1	税務職3等級4号俸								
44	4	1	税務職特3等級9号俸								
45	7	10	〇〇税務署副署長								
46	10	1	税務職2等級11号俸								
47	7	10	国税庁長官官房〇〇派遣国税庁監察官								
47	8	10									
48	11	21	〇〇税務署長								
49	12	10									
50	7	10	〇〇国税不服審判所国税審判官								
50	10	1	税務職1等級14号俸								
52	7	10	〇〇国税局〇〇部〇〇〇〇								
53	7	10	辞職								
R1	8	28	死亡								
決定	叙 位		叙 勲								
係											
申立											

# 叙 位 審 査 票

省庁等	財務省 (国税庁)			コード	689	番号		裁可	令 年 月 日
死亡日	令和2年9月25日		心不全	受付日				開議	
現住所	〒 100-0013 東京都千代田区			霞が関3丁目1番1号			コード	13101	
ふりがな	こくぜい	たろう	旧氏名等	ペンネーム・芸名	位階	勲章			
氏名	国税 太郎		男						
生年月日	大正11年10月27日 (98歳)			最終学歴	表彰歴	褒章			
主 要 経 歴 (官職)	元 大蔵事務官 (〇〇税務署特別国税調査官)			〇〇県立〇〇学校〇〇科					
	死亡退職の場合は「現」とする			昭和〇〇年3月卒業					
功 勞 名	税務行政事務功勞			試験	年 月	試験合格			
発令年月日	官 職 名 等			高等官位	階	必要年数	備考		
S16 5 21	税務署属								
17 3 3	依願免本官								
17 4 14	兵役①						① 退職してからの兵役は除算する。 ② 文官のままの兵役は通算する。		
19 3 25									
19 4 18	税務署属②								
20 10 1	大蔵事務官								
38 4 1	税務職3等級7号俸								
46 10 1	税務職特3等級14号俸								
52 7 10	〇〇税務署特別国税調査官								
53 9 15	退職						高等官期間が短いため、 判任官推定の方が高い 位階となる。		
R1 9 25	死亡								
							兵役 (昭17. 4. 14~19. 3. 25) ① (昭19. 12. 5~20. 6. 13) ② 前叙なし ↑ 兵役期間等を備考欄に記載		
決定	叙 位		叙 勲						
係									
申立									

# 叙 位 審 査 票

省庁等	財務省 (国税庁)			コード	689	番号		裁可	令 年 月 日		
死亡日	令和2年11月4日			肺がん			受付日	閣議			
現住所	〒100-0013 東京都千代田区			霞が関3丁目1番1号			コード	13101			
ふりがな	こくぜい	たろう	旧氏名等	ペンネーム・芸名			位階	勲章			
氏名	国税 太郎		男								
生年月日	昭和37年3月30日			(58歳)			最終学歴	表彰歴	褒章		
主要経歴(官職)	現 財務事務官 (〇〇税務署長)			〇〇大学〇〇学部〇〇科							
	死亡退職の場合は「現」とする			昭和〇〇年3月卒業							
功労名	税務行政事務功労			試験	年 月			試験合格			
発令年月日	官 職 名 等			高等官位	階	必要年数	備考				
S50	3	19	大蔵事務官								
H13	1	6	財務事務官								
13	4	1	税務職7級11号俸								
13	10	2	専従休職								
15	10	1	財務事務官(復職)				休職期間は通算できない。				
15	10	2	専従休職								
17	2	1	財務事務官(復職)								
17	4	1	税務職8級15号俸								
19	4	1	税務職6級55号俸								
23	7	10	〇〇国税局課税第二部酒類業調整官								
25	7	10	〇〇税務署副署長								
25	8	10									
25	10	1	税務職7級61号俸								
27	7	10	〇〇税務署特別国税調査官								
27	12	10									
29	7	10	〇〇国税局〇〇部統括国税調査官								
30	7	10	〇〇税務署長								
30	10	1	税務職8級32号俸								
R1	11	4	死亡退職								
			現職死亡の場合は「死亡退職」と記載する。								
決定	叙 位		叙 勲								
係											
申立					申立位階を記入する 生前叙勲を受けていない場合、申立叙勲欄は死亡叙勲の申立て勲等を記載する。						

# 叙 位 審 査 票

省庁等	財務省 (国税庁)		コード	689	番号		裁可	令 年 月 日	
死亡日	令和2年6月8日		肝臓癌		受付日		開議		
現住所	〒 100-0013 東京都千代田区		霞が関3丁目1番1号			コード	13101		
ふりがな	こくぜい	たろう	旧氏名等	ペンネーム・芸名	位階	勲章			
氏名	国税 太郎		男						
生年月日	昭和15年6月26日		(80歳)	最終学歴	表彰歴	褒章			
主 要 経 歴 (官職)	元 大蔵事務官 (〇〇税務署長)			〇〇大学〇〇学部〇〇学科					
				昭和〇〇年3月卒業					
功 勞 名	税務行政事務功勞			試験	年 月	試験合格			
発令年月日	官 職 名 等			高等官位	階	必要年数	備考		
S38 4 1	大蔵事務官								
52 7 1	税務職3等級5号俸								
57 1 1	税務職特3等級8号俸								
58 7 12	国税庁直税部法人税課企画専門官								
60 7 1	税務職8級10号俸								
60 7 10	〇〇国税局〇〇部〇〇課課長補佐						← 高等官該当の官職でないため、除算する。		
63 7 10	〇〇税務署副署長								
63 8 12									
H1 10 1	税務職9級12号俸								
2 7 10	〇〇国税局〇〇部統括国税調査官								
2 12 12									
4 7 10	〇〇国税局〇〇部〇〇第二課長								
5 3 12	〇〇国税局〇〇部付						← 勤務していない期間は通算できない。		
5 10 1	〇〇国税局〇〇部〇〇第二課長								
6 2 1									
6 4 1	税務職10級14号俸								
6 7 10	〇〇国税局〇〇部〇〇第一課長								
8 7 10	〇〇国税局△△部〇〇課長								
9 7 10	〇〇税務署長								
11 3 1							← [Redacted]		
11 7 10	辞職								
R1 6 8	死亡								
	叙 位		叙 勲						
決定									
係									
申立									

# 褒章審査票

年次	令3秋	省庁等	財務省(国税庁)		コード	6	8	9	通し番号					
本籍	埼玉県朝霞市		大沼溝沼1983番地の2		コード	1	1	2	2	7				
現住所	〒100-0013 東京都千代田区		霞が関3丁目1番1号		点線左側とコードを一致させる		コード	1	3	1	0	1		
ふりがな	のうぜい	たろう	性別	旧氏名等	ふりがな	勲章		褒章						
氏名	納税 太郎		男	大蔵 太郎 (昭23.5.1改姓)	改姓がある場合に記載									
生年月日	昭和20年12月21日		(76歳)	出生地	埼玉県和光市									
主要経歴	元 ○○県納税貯蓄組合総連合会 会長				最終学歴		○○学校							
功績名	納税功績				昭和○○年3月 卒業									
区分	職名等		在職期間	在職年月数	備考									
	○○勤務		自至		<p>チェックポイント</p> <p>① 履歴書と記載内容は一致しているか</p> <p>② 職名欄は 「生業」→「国税関係団体役職歴」→ 「その他の団体の役職歴」 の順に記載されているか</p> <p>③ 団体役職歴については 「署単位」→「県」→「局(ブロック)」→ 「全国」 の順に記載されているか</p>									
	○○商店 経営		自至											
	○○税務署管内納税貯蓄組合連合会 理事		自至											
	" 常任理事		自至											
	" 副会長		自至											
	" 会長		自至											
	" 名誉会長		自至											
	○○県納税貯蓄組合総連合会 常任理事		自至			表彰歴								
	" 副会長		自至			平成29年10月28日	財務大臣表彰(納税功労)							
	○ " 会長		治至			主要経歴の在職年数を多くとる								
	" 名誉会長		自至											
	全国納税貯蓄組合連合会 副会長		自至											
	" 顧問		自至											
	主要経歴に「○」をつける		自至											
事績概要						会社規模など		現在		現在				
多年税務関係団体の要職にあつて、斯界の向上に寄与した。						名称		名称		万円	万円			
						資本金		資本金						
						従業員		従業員		人	人			
						販売高		販売高		万円	万円			
						役員	会社副専常	役員	会社副専常					
						令和元年6月30日 現在	令和元年6月30日 現在							
						名称	○○税務署管内納税貯蓄組合連合会	名称	○○県納税貯蓄組合総連合会					
						活動範囲	○○税務署管内	活動範囲	○○県					
						会員数	10,000 人	会員数	15,000 人					
						役員	長副専常理 1 6 0 10 21	役員	長副専常理 1 7 1 14 20					
						職員	- 人	職員	- 人					
						年予算	203 万円	年予算	712 万円					
決定			団体規模調と一致させる 役員在職時の内容を記載する		団体の規模など									
賞勲														
係														
申立	藍綬		申立種別を記載する											

# 褒章審査票

年次	令3秋	省庁等	財務省(国税庁)		コード	6	8	9	通し番号					
本籍	埼玉県朝霞市		大沼溝沼1983番地の2						コード	1	1	2	2	7
現住所	〒100-0013 東京都千代田区		霞が関3丁目1番1号						コード	1	3	1	0	1
ふりがな	のうぜい	たろう	性別	旧氏名等	ふりがな ペンネーム・芸名	勲章		褒章						
氏名	納税 太郎		男											
生年月日	昭和23年11月24日 (73歳)			出生地		埼玉県和光市								
主要経歴	現 税理士 ← 黄綬褒章の場合は生業(会社)における役職名等を上段に記入する				最終学歴		〇〇大学経済学部							
功績名	業務精励(税理士業)				昭和〇〇年3月卒業									
区分	職名等		在職期間	在職年月数	備考									
	(株)〇〇 勤務		自至		表彰歴									
	△△税理士事務所 勤務		自至											
	〇〇税理士事務所 代表社員		自至											
	〇 税理士		自至											
			自至											
	〇〇税理士会〇〇支部 副支部長		自至											
	同上 副支部長		自至											
	同上 支部長		自至											
	〇〇税理士会 理事		自至											
	同上 常務理事		自至											
	同上 副会長		自至											
	同上 相談役		自至											
	日本税理士会連合会 理事		自至		会社 の 規 模 な ど	令和元年11月30日 現在	現在							
	日本税理士会連合会 常務理事		自至			名称	〇〇税理士事務所	名称						
			自至			資本金	500 万円	資本金						
			自至			従業員	1 人	従業員						
事績概要						販売高	5,747 万円	販売高						
多年税理士としてよく職務に精励した。						役員	会社副専常 1	役員						
決定						団 体 の 規 模 な ど	平成31年3月31日 現在	令和元年7月1日 現在						
賞勲							名称	〇〇税理士会	名称	日本税理士会連合会				
係							活動圏	〇〇	活動圏	全国				
申立	黄綬						会員数	2,842 名	会員数	71,052 人				
							役員	長副専常理 1 6 1 15 33	役員	長副専常理 1 15 3 35 62				
						職員	13 名	職員	42 人					
						年予算	34,603 万円	年予算	334,396 万円					

# 褒章審査票

年次	令3秋	省庁等	財務省(国税庁)			コード	0	6	8	9	通し番号					
本籍	埼玉県朝霞市		大沼溝沼1983番地の2			コード	1	1	2	2	7					
現住所	〒100-0013 東京都千代田区		霞が関3丁目1番1号			コード	1	3	1	0	1					
ふりがな	のうぜい	たろう	性別	旧氏名等	ふりがな ペンネーム・芸名	勲章	褒章									
氏名	納税	太郎	男													
生年月日	昭和22年7月31日		(74歳)	出生地	埼玉県和光市											
主要経歴	現 ○○(株) 代表取締役社長				最終学歴	○○大学大学院○○科										
功績名	業務精励(酒類製造業)				昭和○○年3月修了											
区分	職名等		在職期間	在職年月数	備考											
	○○(株) 勤務		自 至		代表銘柄「○○」											
	〃 専務取締役		自 至		表彰歴			酒類製造業・社氏の場合は代表銘柄を記載								
○	〃 代表取締役社長		自 至		褒章の場合も、他省庁関係団体の 役職歴がある場合は、必要に応じて 栄典協議を行う											
	○○県酒造組合連合会 副会長		自 至													
	○○県酒造組合 副会長 (H12.4.1名称変更)		自 至													
	○○商工会議所 議員		自 至													
	〃 監事		自 至													
	〃 常議員		自 至													
	〃 副会頭		自 至													
			自 至													
			自 至													
			自 至													
事績概要					小売・卸の場合は「酒類販売業」と記載											
多年酒類製造業に従事し斯業の発展に尽力した。																
決定					会社規模など			現在								
賞勲					平成31年3月31日			現在								
係					名称			名称								
申立	黄綬				資本金			資本金								
					従業員			従業員								
					販売高			販売高								
					役員			役員								
					平成31年3月31日			現在								
					名称			名称								
					活動範囲			活動範囲								
					会員数			会員数								
					役員			役員								
					職員			職員								
					年予算			年予算								

褒章審査票

年次	令3秋	省庁等	財務省(国税庁)			コード	6	8	9	通し番号					
本籍	埼玉県朝霞市			大沼溝沼1983番地の2					コード	1	1	2	2	7	
現住所	〒100-0013 東京都千代田区			霞が関3丁目1番1号					コード	1	3	1	0	1	
ふりがな	のうぜい	たろう	性別	旧氏名等	ふりがな ペンネーム・芸名	勲章	褒章								
氏名	納税	太郎	男												
生年月日	昭和18年12月17日 (78歳)			出生地		埼玉県和光市									
主要経歴	現 杜氏					最終学歴									
功績名	業務精励(酒造業)					〇〇県立〇〇高等学校 〇〇科 昭和〇〇年3月卒業									
区分	職名等			在職期間	在職年月数	備考									
	〇〇酒造(株) 酒造従業員			自至		代表銘柄「〇〇」 [REDACTED]									
	××酒造(株) "			自至											
	××酒造(株) 杜氏 製造課長			自至											
	〇××酒造(株) 杜氏 製造部長			自至											
				自至											
				自至											
	〇〇杜氏組合 幹事			自至		表彰歴									
	同上 幹事			自至											
	同上 副幹事長			自至											
	同上 副組合長			自至											
	〇〇県杜氏組合連合会 理事			自至											
				自至											
				自至											
				自至											
				自至											
事績概要 多年杜氏としてよく職務に精励した。															
決定															
賞勲															
係															
申立	黄綬														
						平成31年3月31日 現在		現在							
						名称	××酒造(株)	名称							
						資本金	2,100 万円	資本金							
						従業員	122 人	従業員							
						販売高	526,277 万円	販売高							
						役員	会社副専常 1 1	役員	会社副専常						
						令和元年5月31日 現在		令和元年7月31日 現在							
						名称	〇〇杜氏組合	名称	〇〇県杜氏組合連合会						
						活動範囲	〇〇市	活動範囲	兵庫県						
						会員数	127 人	会員数	343 人						
						役員	長副専常理 2 3 0 0 7	役員	長副専常理	1 3					
						職員	- 人	職員	- 人						
						年予算	535 万円	年予算	69 万円						

## 記載例: 事前協議書

[栄典の受章環境について検討を要する候補者事前協議]

推薦省庁	財務省	番号	功労種別	税務行政事務功労
ふりがな	〇〇〇	〇〇〇〇		
氏名	〇	〇	年齢	〇〇歳
経歴	〇〇税務署特別国税調査官 〇〇税務署副署長 〇〇税務署長		SO. 7. 10~SO. 7. 9 SO. 7. 10~HO. 7. 9 HO. 7. 10~HO. 7. 10	
取下げ等経緯				
事案の概要	<p>同人は、昭和〇年〇月〇日、〇〇税務署にて行われた勤務時間内職場集会に参加し、職員に対して集会参加をしようようし、また、同署総務課長の集会中止命令に反しなお参加しようようを続け、同署署長の職務復帰命令に従わなかった。</p> <p>このことにより、同人は、服務規律違反により昭和〇年〇月〇日付で国家公務員法第 82 条第 1 項第 2 号の規定により、懲戒処分として 1 月間俸給の月額額の 10 分の 1 を減給された。</p> <p>しかし、平成元年 2 月 24 日、昭和天皇の崩御に伴う国家公務員等の懲戒免除に関する政令（平成元年政令第 29 号）により、当該減給処分は将来に向かって免除された。</p>			

## 勤務成績証明書

元 〇〇税務署長

〇 〇 〇 〇

同人は、〇〇税務署〇〇課在職中、組合活動により、昭和〇年〇月〇日に懲戒処分を受けました。

しかし、平成元年2月24日、昭和天皇の崩御に伴う国家公務員等の懲戒免除に関する政令（平成元年政令第29号）により、当該減給処分は将来に向かって免除されております。

同人は自己の行為が不適切であったことを認め、十分に反省するとともに、従来にも増して職務に精励しました。

同人は、昭和〇年から平成〇年まで約〇年間の長きにわたり、戦前戦後の混迷を極めた時代の税務行政の第一線にあって国家財政の確立に尽力し、辞職後は税理士として関与先納税者はもとより地域住民の納税思想の向上に寄与するなど税務行政を側面から支援し、その品行は多くの人々から信頼と尊敬を受けています。

以上のように、同人は、組合活動により懲戒処分を受けましたが、その功績が極めて顕著であったことを踏まえ、特段の御配慮を賜われますようお願いいたします。

令和2年〇月〇日

〇〇国税局総務部人事第二課長 〇〇 〇〇